

平成 2 7 年第 1 回

# 大空町議会定例会会議録

〔その 1〕

- ・ 招 集 平成27年 3 月 5 日
- ・ 開 会 平成27年 3 月 5 日
- ・ 閉 会 平成27年 3 月 12 日

大 空 町 議 会

# 大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

|     |   |   |   |   |      |   |   |   |     |
|-----|---|---|---|---|------|---|---|---|-----|
| 1 番 | 上 | 地 | 史 | 隆 | 7 番  | 齋 | 藤 | 宏 | 司   |
| 2 番 | 田 | 中 | 裕 | 之 | 8 番  | 松 | 岡 | 克 | 美   |
| 3 番 | 原 | 本 | 哲 | 己 | 9 番  | 小 | 島 | 一 | 弘   |
| 4 番 | 沢 | 出 | 好 | 雄 | 10 番 | 後 | 藤 | 幸 | 太 郎 |
| 5 番 | 品 | 田 | 好 | 博 | 11 番 | 深 | 川 |   | 昇   |
| 6 番 | 松 | 田 | 信 | 行 | 12 番 | 近 | 藤 | 哲 | 雄   |

2 不応招議員は次のとおりである。

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

|                 |   |                         |
|-----------------|---|-------------------------|
| 町               | 長 | 教 育 委 員 会 委 員 長         |
| 代 表 監 査 委 員     |   | 農 業 委 員 会 会 長 職 務 代 理 者 |
| 副 町 長           |   | 産 業 課 参 事               |
| 総 合 支 所 長       |   | 産 業 課 参 事               |
| 会 計 管 理 者       |   | 建 設 課 長                 |
| 総 務 課 長         |   | 建 設 課 参 事               |
| 総 務 課 参 事       |   | 建 設 課 参 事               |
| 住 民 課 長         |   | 住 民 福 祉 課 長             |
| 福 祉 課 長         |   | 産 業 建 設 課 長             |
| 産 業 課 長         |   | 総 務 課 主 幹               |
| 教 育 長           |   | 生 涯 学 習 課 参 事           |
| 生 涯 学 習 課 長     |   |                         |
| 監 査 委 員 事 務 局 長 |   | 農 業 委 員 会 事 務 局 長       |

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、主査、書記

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

# 平成27年第1回大空町議会定例会議事日程

第1号 平成27年3月5日（木） 10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 議会運営委員会審査報告
- 日程第3 会期の決定について  
(諸般の報告)
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 平成27年度大空町議会第1回定例会にあたって（町政執行方針）
- 日程第6 平成27年度大空町教育行政執行方針
- 日程第7 同意第1号 大空町教育委員会委員の任命について
- 日程第8 同意第2号 オホーツク町村公平委員会委員の選任について
- 日程第9 議案第1号 平成26年度大空町一般会計補正予算（第12号）
- 日程第10 議案第2号 平成26年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第11 議案第3号 平成26年度大空町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第4号 平成26年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第5号 平成26年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算（第3号）
- 日程第14 議案第6号 平成26年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第15 議案第7号 平成26年度大空町下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第16 議案第8号 平成26年度大空町個別排水処理事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第9号 大空町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について
- 日程第18 議案第10号 大空町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について
- 日程第19 議案第11号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について
- 日程第20 議案第12号 大空町教育委員会教育長の服務に関する条例制定について
- 日程第21 議案第13号 大空町行政手続条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第22 議案第14号 大空町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

- |       |        |                                        |
|-------|--------|----------------------------------------|
| 日程第23 | 議案第15号 | 大空町日常生活用具給付事業に関する条例の一部を改正する条例制定について    |
| 日程第24 | 議案第16号 | 大空町広域入所における保育に関する条例の一部を改正する条例制定について    |
| 日程第25 | 議案第17号 | 大空町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例制定について |
| 日程第26 | 議案第18号 | 大空町難病患者等訪問介護員派遣に関する条例を廃止する条例制定について     |

# 出席説明員の報告

1. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のために出席する者は次のとおり。

|        |       |              |       |
|--------|-------|--------------|-------|
| 町長     | 山下 英二 | 教育委員会委員長     | 相馬 隆  |
| 代表監査委員 | 近藤 克郎 | 農業委員会会長職務代理者 | 永倉 誠二 |

2. 大空町長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

|       |       |        |       |
|-------|-------|--------|-------|
| 副町長   | 川口 明夫 | 産業課参事  | 中村 直樹 |
| 総合支所長 | 菊地 教男 | 産業課参事  | 秋葉 暢康 |
| 会計管理者 | 丹治 健  | 建設課長   | 田端 久剛 |
| 総務課長  | 藤田 勉  | 建設課参事  | 高島 清和 |
| 総務課参事 | 林 敏美  | 建設課参事  | 佐薙 幸史 |
| 住民課長  | 山本 勝栄 | 住民福祉課長 | 平田 義和 |
| 福祉課長  | 南部 猛  | 産業建設課長 | 田中 信裕 |
| 産業課長  | 伊藤 裕幸 | 総務課主幹  | 松川 一正 |

3. 大空町教育委員会委員長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

|        |        |         |       |
|--------|--------|---------|-------|
| 教育長    | 渡邊 國夫  |         |       |
| 生涯学習課長 | 佐々木 徳幸 | 生涯学習課参事 | 星加 政志 |

4. 大空町代表監査委員の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

|      |       |
|------|-------|
| 事務局長 | 熊谷 裕幸 |
|------|-------|

5. 大空町農業委員会会長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

|      |       |
|------|-------|
| 事務局長 | 作田 勝弥 |
|------|-------|

6. 本議会の事務に従事する者は次のとおり。

|      |       |    |       |
|------|-------|----|-------|
| 事務局長 | 大槻 明弘 |    |       |
| 主査   | 土田 康裕 | 書記 | 川尻 洋昭 |

以上のとおり報告する。

平成27年 3 月 5 日

大空町議会議長 近藤 哲雄

# 諸 般 の 報 告

《平成26年12月19日～平成27年3月5日》

- |         |                                              |
|---------|----------------------------------------------|
| 12月19日  | 第15回総務厚生・第18回産業建設文教合同常任委員会                   |
| 20日     | 赤い羽根共同募金第6回チャリティー歌謡                          |
| 1月7日    | 平成27年消防出初式（女満別消防団）                           |
| 10日     | 平成27年消防出初式（東藻琴消防団）                           |
| 11日     | 平成27年大空町成人式                                  |
| 14日     | 第16回総務厚生常任委員会<br>第14回議会広報常任委員会               |
| 26日     | 第15回議会広報常任委員会                                |
| 28日     | 第17回総務厚生・第19回産業建設文教合同常任委員会                   |
| 2月4日    | 第17回議会運営委員会<br>第16回議会広報常任委員会                 |
| 12日     | 第8回議員協議会<br>第18回総務厚生常任委員会<br>第20回産業建設文教常任委員会 |
| 14日     | 平成26年度大空町青少年顕彰式及び青少年健全育成交流会                  |
| 18日     | 第19回総務厚生・第21回産業建設文教合同常任委員会                   |
| 19日～20日 | オホーツク町村議会議長会定期総会・役員会（遠軽町）                    |
| 20日     | 大空町の農業を考える会学習会                               |
| 21日～22日 | 大空町議会報告会・町民との意見交流会                           |
| 21日     | 大空町文化団体表彰式並びに第6回文団協まつり                       |
| 24日     | 第2回議会広報モニター連絡会議                              |
| 25日     | 第20回総務厚生・第22回産業建設文教常任委員会                     |
| 27日     | 第18回議会運営委員会                                  |
| 3月1日    | 東藻琴高等学校第59回卒業証書授与式<br>女満別高等学校第61回卒業証書授与式     |
| 2日      | 第17回議会広報常任委員会                                |
| 5日      | 平成27年第1回定例会                                  |

開会 午前１０時００分

**◎開会の宣言**

◇議 長 ただいまから平成２７年第１回大空町議会定例会を開会します。

**◎開議の宣告**

◇議 長 これから本日の会議を開きます。

**◎日程第１ 会議録署名議員の指名**

◇議 長 日程第１ 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１１９条の規定によって、議長において１０番  
後藤幸太郎議員及び１１番 深川昇議員を指名します。

**◎日程第２ 議会運営委員会審査報告**

◇議 長 日程第２ 議会運営委員会審査報告を行います。

議会運営委員会審査の結果について、委員長から報告の申し出がありますので、  
これを許します。

議会運営委員会委員長 松岡克美議員。

◇議会運営委員長 本定例会を開催するに当たり、去る２月２７日議会運営委員会を  
開き、本日開会の定例会の会期等について協議をいたしました。

今定例会では、一般質問は４人、町長から提出されている案件が３３件であり  
ます。

その内訳は、同意２件、条例制定等議案が１５件、平成２６年度補正予算８件、  
新年度予算８件であります。議会提出議案も予定されております。

したがいまして、一般質問及び提出議案の内容、件数から判断いたしまして、  
本定例会の会期は、本日３月５日に開会し、３月１２日までの８日間とすること  
が適当であると全会一致で判断いたしましたので、その結果について報告いたし  
ます。

以上、議会運営委員会の審査報告といたします。

**◎日程第３ 会期の決定について**

◇議 長 日程第３ 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、先ほどの議会運営委員会審査報告のとおり、  
本日から３月１２日までの８日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から３月１２日までの８日間に決定しました。

### ◎諸般の報告

◇議 長 この際、諸般の報告を行います。

事務局長に報告いたさせます。

大槻事務局長。

◇議会事務局長 諸般の報告を申し上げます。

ただいまの出席議員は１２名全員であります。

本日の会議に説明のため出席する者の職、氏名は一覧表として配付しているとおりであります。なお、職務の都合により、一部に異動がある場合がありますことを御了承願います。

本日の議事日程は、配付しております日程表のとおりであります。

前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付しているとおりであります。

議会事務局職員による議会広報用の写真撮影を申請し、許可を得ておりますのでご了承願います。

以上でございます。

### ◎日程第４ 行政報告

◇議 長 日程第４ 行政報告を行います。

山下町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

山下町長。

◇町 長 本冬の吹雪は、今日を含めると、９回目ということでございます。

町内のさまざまな行事が会議等が延期になるなど、町民生活にも大きな影響が出てございます。

また、除排雪の予算などにつきましては、１２月第４回の定例会におきまして補正予算を組ませていただいたところでございますけれども、この平成２７年第１回定例会においても、さらに提案をさせていただいているところでございます。

私自身も、災害対応と申しまししょうか、帰宅困難者の１人として、役場に８泊ほど泊まらせていただいたところであります。

除排雪に対応していただいております指定管理者でありますところの職員の皆さん方の疲労もピークに達しているのではないかと考えております。１日も早い雪解けを願うところでございます。

お手元に配付をさせていただきました行政報告について申し上げたいと思います。

12月23日、美幌自衛隊南スーダン派遣施設隊帰国行事に参加をいたしました。昨年の6月、野村駐屯地司令を隊長として南スーダンに派遣された美幌駐屯地隊員120名が無事帰国をされたその報告会として行われた行事でございました。

12月24日は、大空町農業再生協議会水田部会を開催いたしました。平成26年度の経営所得安定対策交付金額の説明、さらに平成27年度水田作付面積について2.9ヘクタールの転作が示されていましたが、これらについては加工用米で対応することを説明し取りまとめを行うこととしたところでございます。

1月10日からお手元の資料では2月28日となっておりますが、これも吹雪のため延期になり3月4日、昨日まで町政懇談会、ふれあいトークおおぞらを実施してまいりました。例年は、12月から主にスタートするわけでありませうけれども、本年度は1月からの実施となりました。16カ所244人の参加をいただいたところでございます。

今回の町政懇談会からは、要望というよりは、制度の内容の確認でありますとか、また、将来のまちのあり方などについての意見が多かったそんな印象を抱いてございます。

1月11日、大空町成人式を挙行いたしました。今年を対象者95名のうち、63名の皆さんの御出席をいただきました。道内出身の向井成一郎さんのトークライブを実施したところでございます。

1月27日、オホーツク町村会役員会が網走市で開催をされました。2月3日に予定されておりました総会に向けての議案審議を行ったところでございます。

1月28日には、北海道横断自動車道北見・網走間建設促進期成会緊急要望ということで東京に出向きました。十勝における凍結解除を受けて、オホーツク地域における整備予算の確保等を要請したところでございます。ただ、予算につきましては、長寿命化などの予算が重要視されておりまして、新規路線というところについては極めて厳しいという見解でございました。

同日、B&G全国サミットにも参加をいたしました。東藻琴、女満別両B&G海洋センターは、特Aの評価を受け、表彰されたところでございます。これも町民の皆さんの利用と育成協の職員の皆さんの頑張りによるものと思っております。

1月30日、大空町地域福祉計画策定委員会を開催いたしました。委員会は3回でございましたけれども、部会なども数度開催をし、議論を深めていただきました。この会が最終となり、計画案を決定いただいたところでございます。

2月6日は、大空町企業誘致委員会を開催いたしました。太陽光発電施設、介

護サービス事業所の指定とあわせて、平成２７年度企業誘致セミナーの開催について説明をさせていただいたところであります。

２月１１日から１５日は、女満別空港国際チャーター便誘致協議会タイプロモーションということで、バンコクを訪問いたしました。これは、女満別空港として初めてのタイからのチャーター便となります。一昨年のプロモーションを行った結果により実現したものでございます。私どもは、タイにおきまして旅行関係者の皆さんを御招きして、オホーツクのＰＲ、プロモーション活動を行うタベを開催したり、タイ航空ほか航空会社３社に対して、チャーター便等の乗り入れについての要請、また、旅行代理店などを訪問し、オホーツクをＰＲさせていただいたところであります。ただ、台湾や香港、韓国などと比べるとまだタイにおける北海道、とりわけオホーツクというところの認知度はまだまだ低いと、これからもこういう活動していかなければならないと感じたところでございます。

２月１７日はオホーツク町村会定期総会が遠軽町で開催をされました。当初は２月３日開催ということでありましたが、吹雪のため延期となったものでございます。２７年度の事業計画の決定、各種団体役員の推薦などを行いました。また、この機会をとらえ、まち・ひと・しごと創生本部事務局から松尾主査を招き、制度の概要説明を受けたところでございます。

２月１８日には、大空町地域包括支援センター運営協議会を開催いたしました。介護報酬が全体で２．２７％のマイナス改定という国からの指示を受け、その内容の説明、また、パブリックコメントの内容説明を行ったほか、最終的に保険料基準額を４，９００円とすることを図り、了解をいただいたところでございます。

２月２０日は札幌市において地方創生自治体トップセミナーが開催をされました。これは北海道銀行主催のセミナーでございました。まち・ひと・しごと創生本部事務局堀本参事官から国の考え方、政策の方向性を聞くと同時に、私からは予算措置というものも必要でありますけれども、あわせて、規制の緩和というものも必要だという意見を述べさせていただいたところでございます。

以上、行政報告とさせていただきます。

◇議 長 これで行政報告は終わりました。

## ◎日程第５ 平成２７年度政執行方針

◇議 長 日程第５ 平成２７年第１回大空町議会定例会にあたり、町政執行方針の説明を行います。

山下町長から、町政執行方針について説明の申し出がありますので、これを許します。

山下町長。

◇町長 平成27年第1回大空町議会定例会に当たり、私の町政に対する基本的な考え方と、事業予算の概要について説明申し上げ、町議会議員並びに町民皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

大空町となり、10年という節目の年を迎えることとなりました。

この間、町民の皆様からいただきました温かい御支援に、心から深く感謝を申し上げます。

初心を忘れることなく、大空町の成長と成熟、町民皆様の福祉のために一層邁進してまいりたいと存じます。

今後とも議員各位の御指導と御鞭撻をお願い申し上げます。

世界はエボラ出血熱など新しい恐怖に見舞われると同時に、人間が作り出したテロの脅威にもさらされています。日本人が巻き込まれる事件も起きています。貧困や格差が原因だとの声もありますが、尊い命を奪う行為はどのような理由があっても許されません。地域における紛争は拡大の傾向にあります。貿易交渉、情報社会、地球規模の環境など、世界はグローバル化しています。このような時代だからこそ、争いのない平和な社会を築くことに最大限の努力を払わなければなりません。

国内では昨年も大きな災害が発生しました。広島県での豪雨・土砂災害、御嶽山の噴火は大空町の出身者をも巻き込み、戦後最悪となる被害をもたらしました。尊い命が失われたことに哀悼を捧げると同時に災害に強い地域社会を構築していかなければならないと痛感しています。

昨年末、誰もが予想しなかった衆議院の解散、総選挙が執行されました。引き続き自由民主党、公明党が政権を担うこととなり、消費税増税後の景気浮揚対策と人口減少社会に臨む地方創生を最重要課題に掲げました。私たちの地域にあつては景気回復の兆しは程遠く、円安などの影響により諸物価の高騰が生活を圧迫しているのが実感です。出生率の向上、地方への人口移動など期待される地方創生ですが、地域の実情をどこまで把握し、的確に対処した制度となるか不安も残ります。

私たちは近年、人口減少という実態から目を背けてきたように思います。昭和30年代をピークとして全国的な人口移動が起こり、過疎地域という言葉が生まれました。一方で10年ほど前からは社会動態ばかりではなく、自然動態においても減少が続いています。総合計画においても、人口に重きを置くことをやめ、住んでいる方の幸せのみを追求してきたように思います。質的成熟社会を築くことはもちろん、量的成長社会も目指さなければ、本来の地域の発展はありえません。難しい課題ではありますが、果敢に挑戦していく気概を持ちたいと思います。

大空町の財政は、町民皆様のご理解や国の財政出動の効果もあり、ここ数年健全化の傾向にありました。しかし、昨年度は景気回復の基調となり地方税収が伸

びたとの判断から、地方交付税が 2 億円以上も対前年を下回る結果となりました。減額傾向は今年度以降も予想されます。さらに合併後の地方交付税の特例算定期限も迫ることから、国における地方財政計画を注視するとともに、長期的視野にたった計画的な財政運営に心がけてまいりたいと存じます。

1 月から町政懇談会を実施しています。地域社会資本の整備要望、高齢社会と人材不足による将来不安、大空町としての一体感の醸成、農業や諸産業の振興、教育や介護・医療の充実など、極めて幅広く様々な意見を頂戴します。

各種社会資本の長寿命化を進めることはもちろん、施設の役割と個性を見定め整備に当たらなければなりません。人材を確保し育む取り組みは、地方創生の本旨に位置付けられるべきものです。一層の取り組みが必要です。10 年の記念事業は形式に捉われることなく、町民の融合、一体感の醸成を目的として取り組むことが大切だと判断しています。産業の振興は大空町としての取り組みと合わせ、オホーツク管内の一員として中心的役割を果たしていくことも重要です。子育て、高齢者・障がい者対策は社会の根源となるべきもので、時代とともに多様な求めに答えていかなければなりません。

町民皆様の参画をいただき、現在「第 2 次総合計画」の策定をお願いしています。様々な課題や議論をしっかりと受け止め、次の時代を展望できる目標となるよう取り進めてまいりたいと存じます。

予算編成に当たっては、子どもたちの「夢」を実現し、働く人たちの「元気」を支え、生活の「安心」を守ることを基本に取り組んでまいりました。今回は新年度予算として提案しているもののほか、実質的には平成 27 年度執行する国の地域住民生活等緊急支援のための交付金事業に係る地域消費喚起・生活支援型や地方創生先行型に関連する現年度補正予算にも触れ、事業と予算の概要について申し述べたいと存じます。

総務関係についてであります。

地域主権の時代、今まで以上に地域の自主性が重要となります。町民皆様が潤いのある豊かな生活を安心して営めるよう、職員一人一人が課題を見つけ出し、魅力あるまちづくりを行うことが求められています。職員研修による知識の習得、意識の改善がはかられるよう、人材の育成に努めてまいります。

町表彰式につきましては、10 年を記念し毎年実施している大空町表彰条例に基づく表彰に併せ、今日まで各分野においてご尽力をいただいた皆様の表彰を行い、その功績を讃えてまいります。

平成 28 年 1 月からはじまる社会保障・税番号（マイナンバー）制度の導入に向けて、住民基本台帳や税などの総合行政情報システムの改修と外部機関への情報提供に必要な機器の整備を進めます。特定の個人情報の取り扱いについては、

プライバシーの保護措置を講じる必要があるため、関係例規の整備も進めてまいります。

役場、総合支所などの電話通信設備が耐用年数を経過しています。日常業務や災害時における通信手段として欠かせないものであるため、業務や町民生活に支障が出ないように設備の更新をはかってまいります。

東日本大震災が発生してから５年目を迎えようとしています。これまで町民皆様の参加をいただきながら、被災地での支援活動を行ってまいりました。復興に向けての取り組みが進められていますが、不自由な生活は続いています。復興への希望を持ち続けてもらえるよう支援活動を行ってまいります。支援活動は本年度５回目となり、被災地での活動はひと区切りと考えています。

防災対策の基本である「自助・共助・公助」を推進するため防災訓練を継続して実施し、町民皆様の防災意識の高揚と災害時における適切な行動力の向上を目指してまいります。

自主防災組織の活動に関するパンフレットを作成し配布するとともに、組織の立ち上げや活動の支援を行ってまいります。

町民皆様の安全を確保するため、昨年１０月から気象情報や地震速報などの防災情報や町の情報を携帯電話などにお知らせするメール配信サービスを導入しています。防災対策の向上をはかるため利用者の拡大を進めるとともに、迅速な情報提供と利便性の向上をはかってまいります。

まちづくりの方向性を示した「第１次総合計画」は、計画期間の最終年度を迎えます。人口減少や高齢社会の進展、環境問題や災害への対応、高度情報化など、地域社会を取り巻く情勢は刻々と変化し、地域の特色を活かした柔軟かつ的確な対応が求められます。持続的な発展と心豊かな町民生活の向上をはかるため、将来の目指す姿や基本方針などを示した「第２次総合計画」を策定し、町民を主体とした計画的なまちづくりを推進してまいります。

人口の減少と東京一極集中の是正などを目的とした、まち・ひと・しごと創生法に基づき、子どもを産み育てやすい環境づくりや教育環境の整備、移住・定住者への支援や雇用の創出、さらには福祉・医療の充実や地域産業の振興など、様々な施策を総合的に推進する「総合戦略」を策定してまいります。未来を育み、将来にわたって活力あるまちづくりの実現に向け、総合計画と併せて計画的で実効性のある施策を展開してまいります。

地域公共交通につきましては、高齢者や学生など他に移動手段を持たない方にとって、その果たす役割は大きく、通院や通学、買い物など、日常生活において必要不可欠なものです。引き続きバス事業者に対して補助を行い、生活路線バスの維持と地域の実情に合った交通体系の確保に努めてまいります。

女満別空港の利用状況につきましては、昨年１０年ぶりの運航が実現した大阪

国際（伊丹）空港とを結ぶ路線の再開や、2年ぶりとなる国際チャーター便の就航など明るい話題もあります。地域の観光振興や経済の活性化をはかるため、更なる利用の促進が求められます。

航空路線の拡充や運航期間の延長、機材の大型化による利便性の向上のほか、増加が期待される外国人観光客を誘致するためのプロモーション活動など、引き続き近隣の市町や関係団体と連携し誘客の促進に取り組んでまいります。

企業誘致対策につきましては、人口減少に伴い生産年齢人口の減少も懸念される中、地域経済を活性化し活気あるまちづくりを推進していくため、事業の拡大や新規の誘致について積極的な取り組みを行います。豊富で良質な地域資源の特性を活かした新たなビジネスの展開など、地域の素材と魅力を紹介する企業誘致セミナーを開催し、雇用機会の拡大と産業の振興に努めてまいります。

人口の減少に歯止めをかけ持続可能なまちづくりを行うため、移住希望者への生活体験や空き家情報の提供など、様々な手段を用いて対策を講じてまいります。

地域外の人材を積極的に誘致し、その定住・定着を目指す地域おこし協力隊制度を活用して施策を推進するとともに、地域資源の掘り起こしや地域の魅力の発信など、人の流れを都会から地方へと変える取り組みを実践し、移住・定住対策を促進してまいります。

都市から地方への移住のほか、交通の利便を活かした近隣からの移住者の拡大をはかるため宅地を造成して分譲し、住んでみたい、住み続けたいと思える環境の整備を行います。分譲する宅地に住宅を新築して居住する子育て世帯に対しては、新たな支援制度を設けてまいります。

東藻琴地区における地域振興施設の整備計画につきましては、これまで町民が参加する委員会などで様々な角度からご議論をいただいたところです。町としても町民皆様の意向を踏まえ施設整備は必要と判断し、実施設計に着手し早期の整備に向けて取り組んでまいります。

個性豊かな地域づくりと元気を創造し、多様な文化と産業を活かしたまちづくりや人材の育成を目的として、町民が自主的・主体的に行う活動に対して支援する元気づくり応援事業を継続して実施してまいります。

我が国の人口・世帯の実態を把握し、各種行政施策における基礎資料を得ることを目的とした国勢調査が、本年10月1日を基準日として実施されます。国内に住んでいるすべての人と世帯が対象とされ、最も基本的で重要な統計調査です。国や地方公共団体が行う事業をはじめとして、様々な場面で利用される本調査の確実かつ円滑な実施に努めてまいります。

財政につきましては、地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策による事業を平成26年度補正予算として計上いたしました。27年度に繰り越して新年度予算と一体的な財政運営を行ってまいります。

地方財政計画においては、本年度も全国的な地方税の伸びにより地方交付税は減少している状況にあり、財政運営は厳しいものと予想しています。予算編成では、大空町10年を記念した事務事業において町民の融合や更なる地域の振興をはかるため、地域振興基金の一部を取り崩すほか、公共施設などの整備充実をはかるため公共施設等整備基金、さらに財源不足を補うため財政調整基金、それぞれの一部を取り崩すことといたしました。

今後の財政運営にあたっては、国の動向を見極めながら財源の確保に努めるとともに、引き続き将来の財政負担の軽減をはかるため地方債残高の縮減に取り組むなど、行財政改革を推進し健全な財政運営の確立を目指してまいります。

広報広聴事業につきましては、地域の独自性を活かした町民主体のまちづくりを推進するため、広報誌や情報掲示板、町のホームページなど、様々な手段を用いて積極的な情報の提供と共有に努めてまいります。

ふれあいトーク（町政懇談会）の実施など、より多くの町民皆様との対話の機会を設け、多様化するニーズの把握と町政への参画機会の拡充に努めてまいります。

10年の節目を迎え、この記念すべき年を町民皆様とともにお祝いし、喜びを分かち合うとともに、希望を描き、未来を育む契機として更なる飛躍を目指します。大空町の魅力の効果的な発信と、多くの町民皆様が参加し、元気で笑顔あふれる様々な記念事業を行い、輪の広がり一体感をより深めてまいります。さらに郷土に対する関心と愛着を深めるとともに、培ってきた歴史や地域文化を後世に残し伝えるため、町史の編纂を行ってまいります。

姉妹都市の東京都稲城市と友好町の熊本県氷川町との交流事業につきましては、これまで教育、文化、産業など幅広い分野での交流のほか、災害時における応援協定の締結など、人的交流のみならず相互の支援・協力体制の整備も行ってきたところです。人と人との交流や出会いは、新たな活力や成長をもたらし、地域の元気を生み出します。大空町誕生10年を契機として、両市町との交流を深め一層の友好関係を築いてまいります。

定住自立圏構想につきましては、通勤、通学、医療や公共交通など、日常生活において関わりの深い網走市と相互に連携した取り組みを行っています。生活機能の確保をはじめとして、圏域の資源を活用した観光、産業の振興など地域の魅力をともに高め活力あるまちづくりを進めてまいります。

住民関係についてであります。

戸籍事務につきましては、OA化事業により情報が一元管理され、戸籍証明書の発行時間が短縮されるなどサービスの向上がはかられています。また、電話予約を受けて平日の夜間及び土・日・祝日に行う各種証明書などの発行業務を継続し、窓口業務のサービスの一層の向上に努めてまいります。

地域担当職員制度につきましては、各自治会活動に積極的に参加して、様々な課題や情報提供など町民と行政をつなぐ役割を担っています。社会的な人口減少と高齢化が進み、自治会の活動はますます重要となっています。自治会活動を支える制度として今後も継続してまいります。

地域で安心して住み続けるためには地域内のコミュニティは欠かせないものです。拠点となる町民会館をより利用しやすくするため昨年度は座面の低い椅子を配置しました。本年度は高さに配慮した座卓兼用テーブルを配置することとしています。より多くの町民皆様に利用が広がり、地域の融和がはかれるよう整備を進めてまいります。

冬季における生活環境の向上をはかるため、個人や自治会が除雪作業に使用する家庭用除雪機の購入費用の一部を支援してまいります。

花いっぱい運動における花の植栽は町のシンボルとして定着しています。空の玄関口である女満別空港前の花壇から道道女満別空港線、都市計画道路、公共施設の露地花壇へ町民皆様のご協力により植栽し、綺麗な花を咲かせていただき、多くの来訪者の皆様に花でおもてなしするとともに町の景観の美化に努めてまいります。

防犯・交通安全運動につきましては、子どもからお年寄りまで安全で安心した生活を送ることができるよう、自治会や各学校、関係機関・団体と連携した運動に継続して取り組みます。昨年4月23日で交通事故死ゼロ1500日を達成し、北海道交通安全推進委員会より表彰されたところです。次の目標である交通事故死ゼロ2000日を迎える本年9月5日に向けて、町民の皆様と一丸となって交通安全運動を展開してまいります。

廃棄物対策につきましては、現在の最終処分場は平成31年に埋め立て処理計画上の期限を迎えることから、少しでも長く使用することが大切です。津別町と共同処理している生ごみのたい肥化、小型家電の回収や資源物のリサイクルと再資源化のための処理を継続し、ごみから資源への循環を進めてまいります。さらに油圧ショベルを使用した掘削・再転圧作業などにより最終処分場埋め立てごみの減容処理を実施するとともに、集積された木くずの破碎処理を行い、最終処分場の延命化に向けて様々な対策を講じてまいります。

ごみ収集車、リサイクルセンターの資源化処理設備や焼却処理施設が老朽化してきています。更新や修繕を行い、処理能力の維持とトラブルの防止に努めてまいります。

地球温暖化対策につきましては、平成25年度から「第2期地球温暖化対策実行計画」に基づき、温室効果ガス排出量などの削減目標の実現に向けて様々な取り組みを行っています。住宅用太陽光発電システムの設置に対する補助を継続し、再生可能エネルギーの活用に引き続き取り組んでまいります。

町民皆様の環境負荷の低減に対する意識の高揚などをはかるため、省エネルギー型家庭用電化製品などの購入者に対しても支援を行ってまいります。

住宅対策として、町営住宅につきましては、引き続き中央さくら団地の建設や旧住宅の撤去を実施し、入居者が安心して生活できる住宅環境の整備を進めるとともに「長寿命化計画」に基づき適切な維持管理や更新をはかってまいります。

廃屋対策につきましては、昨年度から解体撤去工事に係る補助制度をはじめました。生活環境の保全と良好な景観形成に努めます。国においても空家等対策の推進に関する特別措置法が制定され、本格的な対策を進めることとなることから、国の取り組みに合わせた事務を進めてまいります。

徴収事務につきましては、債権管理条例に基づき適正な滞納整理を進めるとともに、職員の資質向上をはかるために開催される研修会などへ積極的に参加してまいります。

ふるさと応援寄附金につきましては、大空町の知名度と特産品を広めることを目的として、町外の寄附者に対して金額に応じた特産品を贈呈することといたしました。さらに10年の節目となる本年度に限定して、一定額以上の寄附者を対象に町へ優待するための航空券などを贈呈する特典を設け、空港の活用と町の魅力の発信に努めてまいります。

福祉・保健関係についてであります。

地域福祉につきましては、「第2期地域福祉計画」に基づき、誰もがこのまちに住み続けたいと思える地域づくりを進めてまいります。

高齢者や障がいのある人の外出による生きがいづくりや買い物などを支援するため、本年6月末まで外出支援タクシーの試験運行を行い導入の可能性を検証してまいります。

消費税率の引上げによる影響を緩和するため、所得の低い方々や子育て世帯に対して、臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金の支給事務を引き続き行なってまいります。

多様なボランティア活動への理解と担い手の確保を目指して、そらっきーポイントの経費を社会福祉協議会補助金に計上し、引き続きボランティア団体を支援してまいります。

高齢者福祉につきましては、一人暮らしの高齢者などが急病時や非常時に迅速な救援体制がはかれるよう、緊急通報システム機器の設置と更新を継続します。住み慣れた家庭や地域で安心して暮らすことができるよう除雪サービスを提供し、冬季の日常生活の支援を引き続き行ってまいります。

災害時要配慮者等管理システムを導入し、災害時における要配慮者の把握を行うとともに、避難行動要支援者の円滑な避難対策について、関係機関・団体と検討を進めてまいります。

障がい者福祉につきましては、障がいのある人が福祉サービスを受けるために、サービス利用計画書の作成を行う相談支援事業所の適切な運営に努めてまいります。

「障がい者福祉センターちあふる」は、グループホームや通所事業の利用が増えている状況にあります。指定管理者である東藻琴福祉会と連携し、施設の有効利用、就労支援事業や生活介護事業の充実をはかってまいります。

子ども医療費助成事業につきましては、少子化対策の一環として、昨年8月から入院・外来の助成対象を中学生まで拡大いたしました。引き続き子育て世帯の経済的な負担軽減をはかってまいります。

「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子どもの良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援してまいります。

児童センターや児童クラブにおいて、子どもの健全な遊びの場の提供や交流をはかり、心身ともに健やかな子どもに育つよう努めてまいります。

町民皆様が健やかでいきいきと心豊かに暮らすためには、生活状況やライフステージに応じた自己管理能力を高めて健康増進をはかることが基本となります。心疾患、糖尿病などの生活習慣病が増加する中、高齢化の進展による病気や介護の負担の増加、医療費や保険料は上昇するものと捉えています。

生活習慣病の一次予防に重点を置くとともに、合併症の発症や重症化の予防を重視しています。特定健診や今までのがん検診に北見赤十字病院のPET-CT検査、上部消化管内視鏡検査などを加え、各種検診機会の拡大と保健指導の充実をはかり、医療保険料の抑制に努めてまいります。さらに安心して生活していただくために、健康・医療・介護・育児相談など、町民皆様が気軽に利用できる24時間年中無休の電話健康相談サービスの導入をはかってまいります。

母子保健につきましては、第1子の2か月児訪問を行うことにより、早くから健康的な生活習慣が確立されるよう母子保健指導の充実をはかります。4か月児の集団健診により、乳児期から定期的な関わりを持つことで親の不安を解消し、安心して子育てができるよう支援してまいります。

医療制度や診療報酬の改正、医師・看護師不足などにより、病院経営は厳しさを増しています。そのような状況の中、救急や東藻琴診療所の指定管理を受託し、町の基幹病院として女満別中央病院を運営して地域の医療を担っている医療法人社団双心会に対して、医療環境の充実のために必要な支援を引き続き実施してまいります。

東藻琴診療所では、心電図・血圧脈波検査装置の更新を行い医療提供体制の充実をはかってまいります。

医療機関や介護施設における医療・介護従事者不足の解消と定着をはかるため、新たに常勤雇用として就職する医療・介護従事者に対する就業支援を引き続き行

います。新たに在宅医療・介護や介護施設などで就業のために必要である知識・技能を持つ人材の育成・確保をはかるため、介護員養成研修に対する助成を行ってまいります。

国民健康保険事業につきましては、一人当たりの医療費は全道平均を下回っています。しかし、道内市町村間の保険税の平準化や高額な医療費の支出を調整する共同事業の額は増えている状況にあります。税収や医療費の動向を見ながら、必要な財政支援を行ってまいります。

介護保険事業につきましては、本年度から「第 6 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」がスタートします。高齢者福祉の基本施策を定め、新たな施設整備も行うこととしています。介護給付費が伸びている状況に加え、今後見込まれる介護給付等対象サービスや地域支援事業などの推計を行い、3 年間の保険料を設定いたしました。

認知症などにより判断能力が不十分な高齢者の権利擁護と福祉の増進をはかるために、成年後見制度の利用に必要な手続きの支援を行ってまいります。

産業の振興についてであります。

農業や農村につきましては、安全・安心な食料の安定的な生産・供給をはじめ、自然環境の保全や良好な景観形成など多面的な機能を発揮するとともに、食品の加工や観光事業など幅広い産業と関わりをもち、地域経済を支える産業として重要な役割を担っています。

平成 26 年度から新たな農業政策がスタートし、本年 1 月には日豪 E P A の発効、さらには T P P をはじめとする国際貿易交渉の行方など、農業や農村を取り巻く環境に大きな変化が生じることも懸念されます。関係機関・団体と連携をはかり対応していくことが重要と考えています。

大空町の農業は、後継者や担い手の不足、農業従事者の高齢化、農家戸数の減少などに加え、輸入される農畜産物との競合や営農コストの上昇など、経営の厳しさが増えています。意欲のある優れた後継者や担い手を育成し、持続可能な農業の発展をはかるため、実践的な経営力・技術力を習得する研修を引き続き支援してまいります。

大空町ブランドの農林水産物の魅力を国内外に発信するため、加工品販路拡大事業として、近年増加している海外からの観光客へのピーアールやニーズの検証を行うとともに、付加価値を高め、所得向上や雇用創出を目指す人材を育成するため、食と農ビジネス、加工特産品づくりの基本を学ぶセミナーを開催し、6 次産業化の推進をはかってまいります。

農業体験による都市住民との交流や研修生・実習生などを受け入れるため、農業研修生等受入施設を整備してまいります。

主要作物であるてん菜の播種作業において労働力不足を補い、均質化された育苗ポットの供給による収量の増加をはかるため、JA めまんべつが取り組む、てん菜共同育苗施設の整備に対して支援してまいります。

農業の基本となる土づくり対策につきましては、安全で美味しい農産物を供給するため、緑肥作物の導入や土壌分析・土壌診断に対して支援を継続します。馬鈴しょ生産において収穫量に影響の大きいジャガイモシストセンチュウの侵入を防止するために、低減効果の高い抵抗性トマト野生種の導入に対して引き続き支援を行ってまいります。さらに減化学肥料・減農薬や有機農業の取り組みを実践する農業者を支援し、環境保全型農業を推進してまいります。

農業経営基盤の強化につきましては、農業関係資金対策や農業気象情報の提供などの事業を引き続き実施してまいります。

農業や農村の多面的機能の向上をはかる中山間地域等直接支払事業に引き続き取り組むとともに、農業の基盤となる農用地・用排水路・農道などの地域資源の保全管理をはかる農業農村多面的機能支払交付金事業を実施してまいります。

農業委員会につきましては、優良農地の確保・保全や利用調整をはじめ、担い手の育成や確保などに取り組んでいます。特に、農業従事者の高齢化や減少により、地域の農業生産力の低下や農地の遊休化が懸念されています。意欲ある担い手を育成・確保するため、農業担い手育成センターを中心に後継者の配偶者確保対策を推進してまいります。

関係機関・団体、近隣市町と連携して次代を担う意欲のある農業者や新規就農者などの活動を支援してまいります。

国は農業を成長戦略の一つとして、農業委員会や農業協同組合などの一体改革を進めようとしています。農業委員の選び方や委員の数など制度の見直しについては、地域や農業者の意見を広く聴き、その実情を考慮したうえで慎重な議論を尽くし、検討することが重要であると考えています。

農業農村整備事業につきましては、女満別東部高台地区農地整備事業、女満別湖南昭和地区農地整備事業、女満別南部地区農地整備事業、東藻琴地区中山間地域総合整備事業を実施し、農業生産の基盤と農村の生活環境の整備を推進してまいります。

新規事業としての女満別豊住地区農地整備事業、東藻琴山麓地区草地畜産基盤整備事業につきましては、調査設計・工事に着手してまいります。

本郷地域の国営美女地区かんがい排水事業につきましては、本年度に排水機場の供用を開始します。東幹線排水路整備につきましては早期に完成するよう努めてまいります。

酪農につきましては、円安に伴う飼料や生産資材の高騰により収益の低迷が続くなど、経営環境は厳しいものとなっています。生産環境の充実や良質な生乳生

産のために、乳質や乳量の改善を推進する乳牛検定組合に対する運営費助成や、酪農ヘルパー利用組合が行う酪農家の労働負担の軽減など、ゆとりのある酪農経営のための活動に継続して支援してまいります。

肉用牛につきましては、TPP 交渉をめぐる状況が不透明な中、飼料価格の高騰に加え、繁殖基盤の脆弱化による素牛価格の上昇など、肥育農家の経営環境は厳しい状況にあります。

肉用牛の生産体制の強化をはかるため、JAオホーツク網走が取り組む黒毛和牛の優良血統の受精卵移植による改良事業を引き続き支援してまいります。

住吉牧野につきましては、地域おこし協力隊制度を活用し管理従事者の確保をはかるとともに、草地の適正管理に努め入牧家畜の健康保持と利用促進をはかってまいります。

家畜伝染病対策につきましては、発生動向の監視や最新情報の収集と生産者への速やかな伝達など、家畜伝染病防疫対策協議会を中心に関係機関・団体と連携し、侵入防止に向けた迅速な取り組みを進めます。町内で発生している牛のヨーネ病につきましては、清浄化が進んでおり、今後も一層の浄化対策に努めてまいります。

林業につきましては、森林の持つ公益的機能を持続的に発揮させるとともに、森林所有者の安定的な林業経営を維持するため「森林整備計画」に基づく森づくりを推進します。未来につなぐ森づくり推進事業の活用や森林整備推進対策事業による造林、下刈りや除間伐を引き続き支援し、施業者の負担軽減と森づくりへの意欲の向上をはかってまいります。

町有林につきましては、カラマツやトドマツなどの木材生産林の伐採時期が到来していることなどから適正な保全管理に努め、伐採から造林までを計画的に実施してまいります。

有害鳥獣につきましては、農林業被害や人的被害の防止のため、「鳥獣被害防止計画」に基づき鳥獣被害防止対策協議会と連携した効果的な駆除を一層強化してまいります。

駆除従事者の確保と負担軽減のため、引き続き狩猟免許を取得する方への支援やエゾシカの駆除処理に要する経費の一部を支援してまいります。

水産振興につきましては、西網走漁業協同組合が行う網走湖有用資源・水質環境調査事業に対する支援を継続するとともに、新たにシジミカビ臭の対策として、定期的な食味試験に係る費用の一部を支援してまいります。

商工関係についてであります。

国内経済は、アベノミクスによる冬のボーナス増加や消費増税の見送り、原油安などにより個人消費、公共投資の増加などから大手企業を中心に業況の改善が進み、景気は回復傾向にあると報告されています。

一方、地方を取り巻く環境は景気の回復の実感に乏しく、依然として停滞感が強い状況にあります。高齢化や人口減少、空洞化といった従来からの構造的な問題が続いており、地域内経済循環による

経済再生を目指して商工会や関係機関・団体などと連携し、各種事業の取り組みを行ってまいります。

商工会で取り組んでいるプレミアム商品券発行事業をはじめとした賑わいづくりイベントなど、各種事業に支援するとともに経営の安定化と事業投資の誘発をはかるため、中小企業が融資を受けた資金に対する利子、保証料の一部を引き続き助成します。効果的な情報の発信により、販路の拡大をはかることができるよう、ホームページを作成するための費用の一部を助成してまいります。

本年2月にオープンした女満別空港ビル内における道の駅アンテナショップ空港店につきましては、オール大空町、圏域のアンテナショップとして物産・観光振興を展開するために運営費用の一部を助成してまいります。

商店街の空洞化対策や商工業の活性化をはかるため、店舗改修事業や起業化支援事業を引き続き実施し、必要経費の一部を助成するとともに、店舗のイメージアップと商店街の活性化に努めてまいります。

ポイントカード事業につきましては、地元商店街における経済循環として、イベントや町の振興につながる事業参加者に加え、転入者や出生者に対してポイントを積極的に発行し、事業の一層の促進をはかってまいります。

住宅リフォーム事業につきましては、快適な住環境の向上をはかるとともに、地元経済の活性化対策と雇用促進の一助となるよう、補正予算、新年度予算を通じて費用の一部を引き続き助成してまいります。

町内の各産業においては、担い手の不足が課題となっています。大空町青年団体連絡協議会と連携して異業種交流事業を実施し、様々な職種の方々が幅広い人的交流や情報交換、仲間づくりなどができるよう出会いの場の提供に努めてまいります。

観光につきましては、旅行スタイルが従来の画一的な観光から、個々のニーズにあわせた観光へと変化しています。北海道新幹線の開通に伴い道内各地域で誘客戦略も展開されています。

オホーツク管内の入込み客数は、アジア諸国などからの観光客が増加傾向にあります。

ホームページの観光情報の多言語による情報発信の充実など、関係機関・団体と連携しながら多様なニーズや外国人観光客を意識した対応に努めてまいります。

網走湖女満別湖畔入り口のアーチにつきましては、老朽化し危険な状態であることから架け替えを行うこととし、併せて多言語表記により外国人観光客の誘客に努めてまいります。

朝日ヶ丘公園パークゴルフ場につきましては、昨年度から直営方式とし、施設の適正な管理に努め利用者数が増加したところです。コースレイアウトの一部変更を行うとともに、9ホールを増設し利便性の一層の向上をはかり、今後も多くの皆様に利用されるよう整備と管理に努めてまいります。

芝桜公園につきましては、老朽化した施設の改修整備を年次計画で進めています。新たな魅力づくりや様々なメディアを活用したピーアール活動を強化し、収益の確保に努めてまいります。課題となっている芝桜公園までの2次交通の確保につきましては、引き続き実証試験を行い集客力の向上に努めてまいります。

花観光につきましては、芝桜や水芭蕉、朝日ヶ丘公園や空港周辺に植栽しているひまわりの観賞に多くの観光客が訪れています。ホームページや各種広告媒体を活用し、開花情報や周辺観光情報の提供に努めてまいります。

イベントにつきましては、大空町10年記念事業として「芝桜まつり」「観光夏まつり」「ふるさとまつり」などの開催について支援するとともに、発信効果の高いマスメディアを積極的に活用し情報発信に努めてまいります。また、大空町を広く町内外にピーアールするために、ラジオ公開生放送を実施してまいります。

町民ビッグデーを開催し、両地区の町民が一堂に会し楽しめるイベントといたします。

ひがしもこと乳酪館につきましては、産・学・官連携による新製品の研究開発に引き続き取り組むとともに、農業研修生などの実習の場としての活用や地域おこし協力隊制度の活用により、都市住民との交流を深めます。新たな販路の拡大と集客・ピーアール活動などを強化し、収益の確保と産業・観光資源の開発に努めてまいります。

建設関係についてであります。

住民生活にとって重要な道路、橋梁の維持管理と除排雪対策につきましては、安心して通行できる道路とするため指定管理者制度を導入しています。民間事業者が持つ専門的な能力や技術を活かせる事業運営を行い、町民サービスの向上と安全で快適な道路交通網の維持・整備に努めてまいります。

除排雪事業につきましては、除雪機械の定期的な点検を行うほか、老朽化している除雪機械については計画的に更新を行うとともに増強をはかり、体制の強化と効率的、効果的な除排雪を行ってまいります。

道路整備事業につきましては、継続事業である5丁目線の歩道整備を引き続き実施し、高齢者や児童生徒が安心して歩行できる道路整備に努めます。

道路舗装補修事業として、本郷西２号線、本郷西４号線、千草１０１号線の舗装修繕を継続的に行い、道路の長寿命化をはかってまいります。

両地区を結ぶアクセス道路である開陽中央線の整備につきましては、財源を確保のうえ引き続き橋梁上部工事を進めてまいります。

新規事業として、中央さくら団地の整備に伴う東藻琴２０号線の整備を行ってまいります。

橋梁補修等整備事業につきましては、橋梁の長寿命化をはかるため、計画的な修繕工事を実施してまいります。

河川管理につきましては、適切な維持管理に努めるとともに、下流域への影響が出ないよう環境整備に努めてまいります。

街灯の整備につきましては、町民が安心して安全に夜道を歩くことができるよう適正な維持管理に努めるとともに、省エネルギー化のために計画的な更新を行ってまいります。

都市公園などの緑地につきましては、町民が憩いと安らぎを実感できる快適な利用空間の実現を目指し、適切な維持管理に努めます。女満別運動公園内の木道周辺の改修に向けた調査設計を実施し、親しみと潤いのある機能的な公園の実現を目指してまいります。

簡易水道事業につきましては、本年度からの水道料金などの改定を行いました。老朽化した管路の更新や民地占用箇所解消など、昨年度整備した水道台帳システムを活用し整備の基本調査を行い、安全で安定的に水を供給できるよう事業を実施してまいります。

昨年度に東藻琴地区において、女満別地区で有効活用するための水資源の基本調査を実施し有望な水源が発見されました。水利権取得のための流量調査や管路・設備などの概略設計を実施してまいります。

下水道事業につきましては、施設の安定した機能を維持するため、計画的な改築・更新と修繕を実施し、適切な維持管理を行ってまいります。

合併処理浄化槽につきましては、下水道区域外の生活環境の改善と公共用水域の水質保全の観点から、引き続き設置費用の一部を助成し、合併処理浄化槽設置の普及を促進してまいります。

学校教育関係についてであります。

学校教育環境の充実につきましては、東藻琴小学校の大規模改修工事や女満別幼稚園の床やベランダの改修工事を行ってまいります。

老朽化したスクールバスを更新し、児童・生徒の通学環境の充実をはかってまいります。

学校のＩＣＴ（情報通信技術）環境の充実につきましては、実物投影機を小学校に引き続き中学校に導入します。ＩＣＴを活用した授業の実践研究を推進する

ため、設置場所を限定しないタブレット型パーソナルコンピュータを導入し、中学校の授業においてグループ学習などで活用してまいります。

学習指導の充実と特色ある教育活動の推進につきましては、小学校に補助教員を引き続き配置するとともに、教職員の研修機会の充実をはかり、教育内容の質の向上を目指してまいります。

学校図書館司書を引き続き配置し、児童・生徒の読書活動の充実をはかってまいります。

語学指導助手と外国語活動推進指導員を引き続き配置し、子どもたちの国際感覚の醸成と英語力の向上をはかるとともに、外国語活動の幼稚園と小学校並びに小学校と中学校の連携を強化してまいります。

特別支援コーディネーターを引き続き配置し、特別支援教育の充実をはかるとともに地域コーディネーターを引き続き配置し、地域の資源を活かしたファームスクール事業など、学校における教育活動の支援を行ってまいります。

園児、児童、生徒を対象に優れた芸術舞台の鑑賞機会を提供するため、芸術文化鑑賞事業を実施してまいります。

学校給食につきましては、地場産食材で調理した「ふるさと給食」を引き続き提供し、食育の充実をはかるとともに、食物アレルギーなどの必要な検査に対する助成を行ってまいります。

高等教育の充実につきましては、町立東藻琴高等学校と道立女満別高等学校に対し、引き続き特色ある高等学校活動への取り組みを支援するとともに、補助教員の配置を行ってまいります。

生徒確保対策として、制服購入費用への助成や通学困難生徒を対象とした寄宿舎の運営などを引き続き行うとともに、町内外から両校へ通学する生徒のためにスクールバスの運行を継続してまいります。

網走東学区の高等学校への通学につきましては、通学交通費または下宿費用の一部を引き続き支援してまいります。

教育機会の確保と充実につきましては、奨学金の貸し付けのほか、大学などへの入学時に必要な資金の借入金に対する利子、信用保証料の一部助成を引き続き行ってまいります。

社会教育関係についてであります。

少年教育につきましては、社会教育コーディネーターを引き続き配置し、子どもたちが心豊かで健やかに育まれる環境づくりに努めてまいります。

姉妹都市稲城市や友好町氷川町との児童・生徒交流事業を充実させるとともに、ボランティアリーダー研修会や長期休業中の児童を対象に補充的な学習サポート事業を実施し、児童・生徒の健全育成に努めてまいります。

青年の育成につきましては、青年団体の主体的な活動を支援するとともに、リーダー養成やまちづくりへの参画を促進し、青年相互の交流や青年活動の一層の活性化をはかってまいります。

町民皆様が主体的に行っている各種社会教育活動につきましては、発表の機会や場の提供を行い、文化活動や各種団体活動が更に充実するよう継続して支援を行ってまいります。

旧豊住小学校につきましては、様々な活用案を検討しているところです。管理人を配置し、当面社会教育事業を中心に活用していくとともに、引き続き施設の活用方法を検討してまいります。

国の天然記念物に指定されている女満別湿生植物群落につきましては、ヨシ原拡大の一因と考えられている地下水位の上昇を抑制するための対策を講じるとともに、引き続き関係機関と連携して保全に向けた対応を進めてまいります。

町民の豊かな心を育む読書活動の推進につきましては、家庭での読書活動の習慣化をはかるため、乳幼児と保護者が絵本を通して、本との出会いや親子のふれあいを深めるためのブックスタート事業を引き続き行ってまいります。

スポーツ振興につきましては、自治会の融和と体力づくりを目的とした各種町民スポーツ大会や年代に関係なく気軽にスポーツを楽しんでもらうための「スポーツ縁日」を継続して実施します。総合型地域スポーツクラブやウィンタースポーツをサポートする実行委員会をはじめ、各種体育団体やスポーツサークルの運営と活動に対して引き続き支援してまいります。

体育施設の充実につきましては、女満別運動公園野球場の大規模改修工事を行います。少年野球、サッカーやラグビーなど多種目の競技で使えるよう、東藻琴多目的運動広場の改修工事を行ってまいります。

教育文化合宿誘致につきましては、質の高い文化団体やスポーツ団体などを招へいし、教育・文化・スポーツ交流による活性化をはかってまいります。

大空町誕生１０年の記念事業につきましては、スポーツ事業では町民が一堂に会して親睦と交流を深め、幼児から高齢者まで幅広く誰もが楽しめるスポーツイベントとして、町民運動会の開催について支援してまいります。

文化事業では、町内の劇団や文化団体を中心にオリジナルの町民舞台の公演について支援してまいります。

文化財などの保存として、１０年の節目に併せ町民皆様が町の歴史を考える機会となるよう、歴史の証となる記念碑の建立など必要な整備を行ってまいります。

事業の概要について申し上げましたが、その結果平成２７年度の予算は、

|      |             |
|------|-------------|
| 一般会計 | ８，０９０，４６７千円 |
|------|-------------|

|              |             |
|--------------|-------------|
| 国民健康保険事業特別会計 | １，３３１，８００千円 |
|--------------|-------------|

|                |              |
|----------------|--------------|
| 後期高齢者医療特別会計    | 107,504千円    |
| 介護保険事業勘定特別会計   | 713,286千円    |
| 介護サービス事業勘定特別会計 | 8,041千円      |
| 簡易水道事業特別会計     | 361,558千円    |
| 下水道事業特別会計      | 365,981千円    |
| 個別排水処理事業特別会計   | 29,534千円     |
| 合計             | 11,008,171千円 |

となりました。

私の町政に臨む基本的な考え方と事業の概要、各会計の予算について述べさせていただきます。

旧女満別町長就任から12年、大空町長として9年が過ぎようとしています。幼かった子どもたちはいずれも高等学校を卒業し、就職した者もいます。私の両親は高齢となり介護認定を受け、妻の父は昨年施設に入所となりました。妻は52歳、私も55歳という年齢を迎えました。妻の日課は子どもたちの通学送迎から、両親の介護に変わりました。私のオホーツク町村会などでの立場も変わってきました。しかし、常に「普通」でありたい。同世代の町民の皆様と同様な生活に身を置き、現場から課題を感じ、同じ視線で物事を考える。「町を愛し、人を愛することが行政の出発点だ」と考えた就任当初の志は変わりなく持ち続けていきたいと思っています。これからも町民皆様にはご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。あわせて、大空町とこのまちに生活する大勢の人たちに愛情を育んでくださいますよう、心からお願いを申し上げます。

なお、提案いたしております予算の細部につきましては、担当者から説明させていただきます。ご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

◇議 長 これで、町政執行方針の説明は、終わりました。

ここで、10分間休憩します

休憩 午前11時08分

再開 午前11時18分

◇議 長 休憩前に引続き、会議を開きます。

#### ◎日程第6 平成27年度教育行政執行方針

◇議 長 日程第6 平成27年度大空町教育行政執行方針の説明を行います。  
渡邊教育長。

◇教育長 平成27年第1回大空町議会定例会の開会に当たり、平成27年度教育行政の執行に関する主要な方針について申し上げます。

今日の社会は、科学技術の進歩、高度情報化、グローバル化などにより物質的な豊かさや便利さを享受できるようになった反面、社会全体の規範意識の低下をはじめとして様々な教育課題が顕在化しつつあります。

また、人口減少、過疎化、少子高齢化や格差社会などの問題により、社会全体がますます混迷の度合いを深めています。

このような中であって、新しい時代を拓く創造性と活力ある地域社会を築き上げていくために、倫理観や道徳性など豊かな人間性と、自ら学び・自ら考え・主体的に行動できる資質や能力を身につけ、社会の変化に柔軟に対応できる人材を育成していくことが何より重要であります。

町民一人一人が生涯を通じて、自ら個性や創造性を伸ばし、潤いのある充実した生活ができるよう、いきいきとした生涯学習社会の実現を目指す環境づくりが一層求められています。

次代を担う子どもたちが、ふるさと大空町を愛し、心豊かにたくましく生き抜いていく基礎となる力を育む教育を、愛情と信頼を基盤として進めてまいります。

町民皆様が生涯にわたって生きがいを持ち、「いつでも、どこでも、だれでもが楽しく学び活動し、その成果を生かすことの出来る生涯学習社会」の実現を目指してまいります。

学校教育の推進について申し上げます。

第1に確かな学力の向上についてであります。

子どもたちが変化の激しい社会において自立し生きていくためには、基礎的・基本的な知識・技能やそれらを活用できる力、すなわち「確かな学力」を育むことが必要であります。

このため、基本的な学習習慣や主体的に学ぼうとする意欲や態度の育成をはかるとともに、理解や習熟の程度に応じた少人数指導・習熟度別指導やチーム・ティーチングなど「個に応じたきめ細かな指導の充実」のため、指導内容や指導方法の改善に努めてまいります。また、全国学力・学習状況調査や大空町が独自に実施している標準学力テスト結果の検証に基づき、学校毎の学力・学習改善プランを策定し、学習指導の工夫・改善を推進してまいります。

放課後の補充学習のほか、長期休業中における学習サポートを社会教育事業と合わせ実施するとともに、家庭と連携し、家庭学習習慣の定着をはかります。

わかる授業の推進や子どもたち個々の説明能力を高めるために有効なICT（情報通信技術）である、実物投影機を昨年度の小学校に引き続き中学校の全学級に導入するとともに、多様な授業に活用できるタブレット型コンピュータを導

入し、中学校での実践研究を進めてまいります。

国際理解教育の一環として外国語力を身につけることは、グローバル社会にあって、ますます重要になっております。引き続き外国語活動推進指導員及び語学指導助手を幼稚園から高校まで巡回配置し、外国語により多く触れ、親しみ、楽しく話せる指導を充実してまいります。

特別支援教育の推進及び通級指導教室の運営支援のための特別支援コーディネーターや、地域の教育資源を学校に提供し本物教育を推進するための地域コーディネーターを引き続き配置してまいります。また、小学校の特別支援学級に引き続き補助教員を配置し、個々の状況に応じた適切な支援と教育指導の充実をはかってまいります。

学校における読書活動を推進するため、引き続き学校図書館司書を巡回配置し、児童・生徒の読書習慣や家庭読書の定着、さらには読后感想や他者へ図書を紹介するプレゼン能力の育成を推進してまいります。

第2に豊かな心の育成についてであります。

幼児教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うために重要な役割を担っていることから、遊びや生活を通した多様な体験活動の推進に努めるとともに、小・中・高等学校や高齢者、地域住民との連携による交流活動などに取り組んでまいります。

子どもたちに規範意識や倫理観を身につけさせることを柱に、生命を大切にする心、思いやりのある心、美しいものに感動する心など、豊かな感性とふるさとを愛する心を育むとともに、いじめを生まない集団づくりと人間関係の形成をはかるため、教育活動全体を通して道徳教育の充実を努めてまいります。

いじめ問題につきましては、国・道の「いじめ防止基本方針」を踏まえ、「大空町いじめ防止基本方針」を策定し、未然防止、早期発見・早期対応に努め、相談機能の充実と関係機関との連携をはかるとともに、児童・生徒一人一人の状況を定期的に把握・分析し、児童・生徒理解や適正な学級運営につなげるためのアセスメント調査を継続して実施してまいります。

第3に健やかな体の育成についてであります。

児童・生徒の体力・運動能力が一部全国平均を下回っていることから、保健体育を中心とした教科指導において一人一人に目標を設定し、意欲を喚起するなど、授業改善をはかりながら体力向上を推進してまいります。また、日常的に運動を積み重ねていくことが重要であり、休み時間などを活用し、気軽に実施できる縄跳び運動や持久走などに引き続き取り組んでまいります。

早寝・早起き・朝ごはん運動を推進し、児童・生徒の基本的生活習慣の定着に向け、保護者との連携・協力関係を一層深めてまいります。

食育・健康教育につきましては、食に関する知識や望ましい食習慣の習得のた

め、日常的な給食指導や栄養教諭による食に関する指導を教育活動全体の中で計画的に実施してまいります。

食育の一環として地元の食材を活用した「ふるさと給食」を引き続き実施するとともに、食物アレルギーを持った児童・生徒に対するアレルギー検査費用の助成を行ってまいります。

第4に信頼される学校づくりについてであります。

開かれた学校づくりのため、学校評議員による学校との関わりを充実させるとともに、地域の人材を外部講師や学校ボランティアとして迎えるなど、特色ある教育活動を展開し、地域との連携・協働を強化してまいります。

毎年度実施している教職員による自己評価や地域住民等を評価者とする学校関係者評価を踏まえ、学校の経営改善に生かしてまいります。

学習の円滑な移行や生徒指導の充実のため、幼稚園と小学校並びに小学校と中学校の連携・接続に向けた取り組みを推進してまいります。

指導力・実践力のある教職員を育成し、教育内容の質の向上を目指すため、研修機会の拡充と研修内容の充実をはかってまいります。

町立東藻琴高等学校及び道立女満別高等学校では、それぞれ地域の特色を生かした個性豊かな高等学校づくりに取り組んでおります。

今後も、東藻琴高等学校教育振興会及び女満別高等学校振興協議会との連携をはかり、生徒の確保対策を推進するとともに、学校と地域が一体となって様々な教育活動を支援し、進学や就職など生徒たちの進路実現のため、より一層の教育環境の充実に努めてまいります。また、近年の少子化の影響による入学者数の減少を踏まえ、将来の高等教育の進むべき方向について、検討を進めてまいります。

学校教育施設の整備につきましては、東藻琴小学校校舎の大規模改修工事を行ってまいります。また、女満別幼稚園の保育室と廊下の床及びベランダの改修工事を実施してまいります。

スクールバスにつきましては、老朽化したスクールバス2台を更新し、児童・生徒の通学環境の充実をはかるとともに、点検・整備の徹底と安全運行に努めてまいります。

社会教育の推進について申し上げます。

第1に生涯学習の振興についてであります。

乳幼児から高齢者までの生涯各期において、心豊かな生活を送るためには、町民皆様が意欲的に学べる環境づくりと学習した成果を発表できる機会の充実が必要であります。生涯学習に関わる関係団体や行政関係部局と連携をはかりながら的確に町民ニーズを把握し、豊かな人間性と感性を育むための生涯学習社会の実現に向けた取り組みを進めてまいります。

乳幼児期、少年期につきましては、生活不安の増大や少子化の一層の進行、高

度情報化の進展とモラルの低下などを要因として、子どもの学ぶ意識や学力・体力の低下、家庭・地域の教育力の低下などの課題が指摘されております。

そのような中で、家庭・地域・学校との連携をはかりながら、親子がふれあう機会の提供や異年齢による交流などを積極的に進めるため、子育て支援ネットワーク充実事業を実施するとともに、基礎的な学力や規律ある生活習慣を身につける機会として、長期休業中の児童を対象とした補充的な学習サポート事業を実施してまいります。

青少年の健全育成につきましては、子どもたちが心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進するため、子どもワールド21の活動など放課後週末活動支援事業を実施するとともに、青少年健全育成指導委員会や青少年健全育成町民会議と連携しながら、地域の子どもは地域で育てるという認識のもと、青少年の各種活動を支援してまいります。

児童・生徒の交流事業につきましては、姉妹都市稲城市児童交流実行委員会の活動を支援するとともに、友好町である氷川町との相互交流事業を継続して実施してまいります。相互の歴史や文化の違い等を体験し、さらに郷土を知る機会として内容の充実をはかってまいります。

青年期につきましては、大空町青年団体協議会をはじめ、町内の青年連携組織であります大空町青年団体連携会議の自主的な活動を引き続き支援し、青年リーダーの養成や青年交流を通して、青年の町づくりへの積極的な参画を促してまいります。

成人期につきましては、多様化・高度化する学習ニーズに対応するため、時代に即した生涯学習講座を開催するとともに、ボランティア団体や地域づくり活動を進める各種団体を支援しながら学習機会の充実をはかってまいります。

第2に芸術・文化の振興と文化財保全及び読書活動の推進についてであります。

芸術・文化の振興につきましては、大空町文化団体協議会をはじめ、各種文化団体・サークルへの活動支援を行うため、カルチャーセミナーを開催するとともに、発表の場として町民文化祭を開催します。リニューアルオープンする教育文化会館を活用し、優れた芸術鑑賞機会の提供に努めるとともに、文化団体の合宿誘致を行い、芸術・文化の活性化をはかってまいります。

大空町10年記念事業として実施を予定しております町民舞台につきましては、多くの町民皆様が参加できる事業となるよう実行委員会の活動を支援してまいります。

文化財の保全につきましては、国の天然記念物に指定されております女満別湿生植物群落の調査結果を踏まえ、ヨシ原を拡大させないため、地下水位を低下させる対策を講じるとともに、引き続き関係機関と連携し、保全に向けた対応を進めてまいります。

町内には、後世に引き継ぐべき貴重な文化財や各種財産があり、今後も保全に向け、継続した取り組みが必要であります。郷土・歴史文化保勝会の主体的な活動を支援するとともに、関係団体と連携し、文化財等の保全や保存に向けた取り組みを進めてまいります。

本町誕生10年の節目に合わせて、大空町の歴史を後世に伝えるため、流氷観測飛行発祥の地や東藻琴村営軌道駅舎跡地、さらには女満別町開拓功勞の地にそれぞれ記念碑を建立するほか、松浦武四郎の足跡を刻む石柱を整備してまいります。

図書館につきましては、大空町図書館第2期5ヶ年計画及び子どもの読書活動推進計画に基づき、引き続き町民皆様の読書活動を推進してまいります。また、昨年導入いたしました図書館システムを活用し、図書管理や検索・貸し出し・予約などを効率的に行うとともに、図書館と小・中学校図書館のネットワークシステムの活用により児童・生徒の読書活動の充実をはかってまいります。

家庭での読書活動の習慣化をはかるため、乳幼児と保護者が絵本を通して、本との出会いや親子のふれあいを深めるため、昨年に引き続きブックスタート事業に取り組んでまいります。

第3にスポーツ活動の推進についてであります。

生涯各期におけるスポーツ活動につきましては、心身の健康を維持するだけでなく、青少年の健全育成や世代間の交流に大きな役割を果たしております。更なる充実をはかるためには、町民皆様がスポーツ活動を実践し、健康で充実した生活が送れるよう、生涯スポーツ社会の実現に向けた環境づくりが求められています。そのためにも、誰もが気軽に楽しめるスポーツ教室や町民大会等を開催し、親睦と交流、体力の向上や健康維持とスポーツに気軽に親しむ機会を提供してまいります。

町民皆様がスポーツ活動に積極的に参加できる環境づくりを目指すため、各種体育団体やサークル、スポーツ推進員と連携し、引き続き300歳交歓バレーボール大会やジェットラインさわやかマラソン大会、ふきおろしマラソン大会、スポーツ縁日など、各種スポーツ大会を開催してまいります。

大空町10年記念事業として実施を予定しております町民運動会につきましては、町民皆様が親睦と交流を深められる事業となるよう実行委員会の活動を支援してまいります。

町内スポーツの更なる振興を目指し、相撲やバスケットボール等をはじめとして、質の高いスポーツ団体の合宿誘致を行い、スポーツ交流による地域の活性化をはかってまいります。

第4に社会教育施設の充実についてであります。

生涯学習活動を推進していくためには、町民皆様のニーズに対応した社会教育

環境の整備・充実が必要であります。計画的な社会教育施設などの整備と施設の長寿命化をはかるため、適切な維持管理に努めてまいります。また、指定管理者と連携し、社会教育資源を活用した各種文化・スポーツ事業の推進に取り組んでまいります。

女満別運動公園内野球場の大規模改修工事を行うとともに、東藻琴多目的運動広場においても少年野球やサッカー、ラグビーなど、多くの種目で活用できるよう整備を行ってまいります。

旧豊住小学校は、適切な維持管理及び社会教育を中心とした事業を実施するため、管理人を配置し、町民皆様に活用していただけるよう努めるとともに、引き続き施設の活用方法を検討してまいります。

以上、平成27年度の教育行政執行にあたっての主要な方針について申し上げます。

教育委員会といたしましては、次代を担う子どもたちの健やかな成長と、創造性豊かで調和のとれた生涯学習社会の実現を目指し、学校・家庭・地域はもとより、関係機関、関係団体との連携をはかりながら、本町教育の一層の充実・発展のため、全力で取り組んでまいりますので、町議会議員並びに町民皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます

◇議 長 これで、教育行政執行方針の説明は終わりました。

#### ◎日程第7 同意第1号

◇議 長 日程第7 同意第1号大空町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

山下町長。

◇町 長 「同意第1号 大空町教育委員会委員の任命について

大空町教育委員会委員福田淳一が平成27年6月11日をもって任期が満了するので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、次の者を後任委員に任命することについて議会の同意を求める。

平成27年3月5日提出 大空町長 山下英二」

住所 北海道網走郡大空町女満別開陽309番地の3 氏名 福田淳一 生年月日 昭和42年5月28日生まれの47歳でございます。

福田淳一氏は、教育やスポーツにかかわる団体等の役員としての経歴から、識見も広く、行動的で常に先頭に立って範を示すリーダーであり、教育委員会委員に適任であると判断をいたしました。

同氏の任命につきまして、再び議会の同意を求めるものでございます。

御本人の経歴につきましては、お手元に配付してございます参考資料の1ページから2ページに掲載してございます。御覧をいただきたいと存じます。

提案理由を説明させていただきましたので、何とぞ御同意賜りますようお願いを申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから同意第1号 大空町教育委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。本件は、同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、同意第1号 大空町教育委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

## ◎日程第8 同意第2号

◇議 長 日程第8 同意第2号 オホーツク町村公平委員会委員の選任についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

山下町長。

◇町 長 議案書の3ページでございます。

「同意第2号 オホーツク町村公平委員会委員の選任について

オホーツク町村公平委員会委員 田中誠が平成27年3月31日をもって任期が満了するので、オホーツク町村公平委員会規約第3条第1項の規定により、次の者を後任委員に選任することについて、議会の同意を求める。

平成27年3月5日提出 大空町長山下英二」

住所 北海道紋別郡西興部村字西興部293番地、氏名 高畑秀美、生年月日昭和25年6月16日生まれの64歳でございます。

高畑秀美氏は、本年1月末まで西興部村長の職にあり、私も先輩から常に御指導いただいております。人格は高潔で識見が高く、公平公正であり、公平委員会委員に適任であると判断いたしております。

同氏の選任につきまして、このたび議会の同意を求めるものでございます。

御本人の経歴につきましては、お手元に配付してございます参考資料3ページに掲載してございます。御覧をいただきたいと存じます。

提案理由を説明させていただきました。何とぞ御同意を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから同意第2号 オホーツク町村公平委員会委員の選任についてを採決します。

お諮りします。本件は、同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、同意第2号 オホーツク町村公平委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

#### ◎日程第9 議案第1号

◇議 長 日程第9 議案第1号 平成26年度大空町一般会計補正予算(第12号)を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤田総務課長。

◇総務課長 議案書の5ページをお開き願います。

「議案第1号 平成26年度大空町一般会計補正予算第(12号)

平成26年度大空町一般会計補正予算第(12号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,419万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ80億2,929万8,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)第3条 債務負担行為の追加廃止及び変更は、「第3

表「債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)第4条 地方債の変更及び廃止は、「第4表 地方債補正」による。

平成27年3月5日提出 大空町長山下英二」

6ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入です。

1款町税から280万7,000減額、4款配当割交付金に101万1,000円を追加、5款株式等譲渡所得割交付金に204万円を追加、7款ゴルフ場利用税交付金から15万5,000円を減額、9款地方特例交付金に68万3,000円を追加、12款分担金及び負担金から1,945万1,000円を減額、13款使用料及び手数料から810万円を減額、14款国庫支出金から2,660万5,000円を減額、15款道支出金に1億7,175万5,000円を追加、7ページになります。

16款財産収入に648万9,000円を追加、17款寄附金に2,309万円を追加、18款繰入金から1億226万2,000円を減額、20款諸収入から757万8,000円を減額、21款町債から8,230万円を減額、歳入合計は4,419万円を減額し、80億2,929万8,000円とするものであります。

8ページをお開き願います。歳出です。

1款議会費から144万2,000円を減額、2款総務費に2,316万円を追加、3款民生費から2,552万8,000円を減額、4款衛生費から2,061万6,000円を減額、5款労働費から1万9,000円を減額、6款農林水産業費に1億516万1,000円を追加、7款商工費に、3,322万4,000円を追加、8款土木費から1億1,262万7,000円を減額、9ページになります。

9款消防費から296万9,000円を減額、10款教育費から2,201万5,000円を減額、11款公債費から825万3,000円を減額、12款職員給与費から1,226万6,000円を減額、歳出合計は4,419万円を減額し、歳入合計と同額とするものであります。

10ページをお開き願います。第2表 繰越明許費です。

2款総務費1項総務管理費の企業誘致対策費254万5,000円、同じく移住定住対策事業141万1,000円、地方創生推進事業140万4,000円、家庭用除雪機購入補助金400万円、4款衛生費、1項保健衛生費の省エネルギー型家庭用電化製品等購入費補助金500万円、6款農林水産業費1項農業費の強い農業づくり事業、1億6,535万円、6次産業化推進事業150万円、加工品販路拡大事業253万円、7款商工費1項商工費の住宅リフォーム促進事業補助金600万円、店舗改修事業補助金60万円、起業化支援事業補助金100

万円、くじ付きプレミアム商品券事業５００万円、町民ビッグデー実行委員会交付金７５２万１，０００円、芝桜まつり実行委員会交付金６５０万円、藻琴山温泉芝桜公園誘客促進事業９３万６，０００円、賑わいづくりイベント開催事業補助金１００万円、町民ビッグデー買い物券配布事業３９０万円、湖畔入口アーチ多言語化看板設置事業５００万円、１０款教育費７項保健体育費の教育文化合宿補助金３３６万円、町民運動会実行委員会交付金２００万円、いずれの事業につきましても平成２６年度国の地方への循環型拡大に向けた緊急経済対策による補正予算に伴うもので、年度内に完了しないため、繰り越すものであります。

１１ページになります。第３表債務負担行為補正　１追加です。

道営女満別東部高台地区農地整備事業、畑地帯担い手育成型につきましては、道営女満別東部高台地区土地改良事業担い手畑総整備事業として既に平成２７年度までの債務負担行為について議決をいただいているところですが、事業量の追加等に伴い、平成２６年度までの事業費が限度額に達するため、平成２７年度の事業費について追加するものであります。期間が平成２７年度、限度額は５，１８０万円であります。

次の道営女満別南部地区農地整備事業、畑地帯担い手育成型ですが、２の廃止に記載してあります。

道営女満別南部地区農地整備事業担い手畑総整備事業を廃止して、新たに追加するものであります。事項に記載の名称の変更等、事業費総額には変更はありませんが、平成２６年度の執行残を平成２７年度以降の事業費で移すものであり、期間につきましては、平成２７年度から平成３３年度まで、限度額は３億９，７３４万６，０００円であります。

２廃止です。

現年度議決にかかる分で、今説明しました事項の名称変更に伴い道営女満別南部地区農地整備事業担い手畑総整備事業を廃止するものであります。

３変更です。

現年度議決にかかる分で、農業振興資金利子補給金については、農業者の借入れ金額の確定に伴い、限度額を５２８万２，０００円から２２１万７，０００円に変更するものです。

平成２６年度入学資金借入金利子等助成金については、借入者の借入金額の確定に伴い限度額を８０万５，０００円に、金利元金変動による増額分を加算した額から４２万４，０００円に金利変動による増額分を加算した額に変更するものであります。

１２ページをお開き願います。第４表　地方債補正　１変更です。

女満別本郷地区地域水田農業再編緊急整備事業債は、限度額１６０万円から３０万円減額し、１３０万円に変更しています。事業費の確定に伴い減額するもの

であります。

女満別東部高台地区担い手畑総整備事業債は、限度額８４０万円に６０万円追加し、９００万円に変更しています。対象工種であります区画整備事業の増によるものであります。

女満別湖南昭和地区農地整備事業債は、限度額１，５２０万円から２４０万円減額し１，２８０万円に、東藻琴地区中山間地域総合整備事業債は、限度額２３０万円から４０万円減額し１９０万円に、女満別南部地区農地整備事業債は、限度額１，５１０万円から３００万円減額し１，２１０万円に、公有林整備事業債は、限度額７８０万円から３２０万円減額し４６０万円に、農業研修生等受入施設整備事業債は、限度額６６０万円から４０万円減額し６２０万円、開陽中央線道路整備事業債は、限度額３，６００万円から６４０万円減額し、２，９６０万円に、仲通り線道路整備事業債は、限度額７００万円から８０万円減額し、６２０万円に変更しています。事業費の確定により減額するものであります。

１３ページをお開き願います。

５丁目線道路整備事業債は、限度額１，７２０万円から１，０８０万円減額し６４０万円に、東藻琴４４号線道路整備事業債は、限度額１，５００万円から５０万円減額し１，４５０万円に、朝日巴沢線道路整備事業債は、限度額１８０万円から４０万円減額し１４０万円に、本郷西２号線道路整備事業債は、限度額１，２００万円から１８０万円減額し１，０２０万円に、千草１０１号線道路整備事業債は、限度額１，０２０万円から５８０万円減額し４４０万円に、本郷西４号北線道路整備事業債は、限度額４，２５０万円から２０万円減額し４，２３０万円に、都市公園整備事業債は、限度額２，９３０万円から２００万円減額し、２，７３０万円に変更しています。事業費の確定に伴い減額するものであります。

なお、都市公園整備事業債は、当初過疎債を予定しておりましたが、全国的に過疎債の借り入れ要望が多いことから、ハード事業分について北海道から市町村への配分予定額が示されたため、合併特例債に振りかえて借り入れすることとしております。

町営住宅整備事業債は、限度額６４０万円に５０万円追加し６９０万円に変更しています。補助対象経費が増えたことにより、起債対象額も追加するものであります。

除雪機械整備事業債は、限度額３，５３０万円から９２０万円減額し、２，６１０万円に変更しています。事業費の確定に伴い減額するものであります。

１４ページをお開き願います。

消防ポンプ車整備事業債は、限度額４，７００万円から６０万円減額し、４，６４０万円に変更しています。事業費の確定に伴い減額するものであります。

なお、都市公園整備事業債と同様に当初過疎債の借り入れを予定しております。

たが、配分予定の関係から、緊急防災減債事業債に振りかえて借り入れすることとしております。

スクールバス整備事業債は、限度額１，８１０万円から３５０万円減額し、１，４６０万円に、東藻琴高等学校整備事業債は、限度額２，７５０万円から１２０万円減額し２，６３０万円に、東藻琴小学校整備事業債は、限度額１，０７０万円から７０万円減額し１，０００万円に、教育文化会館整備事業債は、限度額３億１，４２０万円から１，７５０万円減額し、２億９，６７０万円に、分譲地造成事業債は、限度額６９０万円から３０万円減額し、６６０万円に変更しています。いずれも事業費の確定に伴い減額するものであります。

２廃止です。

本郷西４号線道路整備事業債は、国の社会資本整備総合交付金の配分のうち、事業の調整を行い、延伸をしたため廃止するものであります。

次に、１５ページ以降の歳入歳出補正予算事項別明細書の説明をいたしますが、今回の補正予算は、年度末に向けて、実行予算を実施したものであり、執行残等により整理した細かな事項につきましては、説明を省略させていただきますので、御了承願います。

◇議 長 日程第９ 議案第１号の説明中ですが、ここで昼食のため休憩します。  
再開は午後１時からとします。

休憩 午後 ０時００分

再開 午後 １時００分

◇議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。  
日程第９、議案第１号の議事を続けます。  
藤田総務課長。

◇総務課長 歳入歳出の補正予算事項別明細書の説明をいたします。

ページが飛びますが、歳出の４０ページ、４１ページをお開き願います。

中段の２款１項７目、企画振興一般事務費の１３節要請要望活動資料作成委託料から１５０万円を減額しています。今後の支出見込みがないことから減額するものであります。同じく、企業誘致対策費に２５４万５，０００円を追加しています。雇用の場の拡大や産業の振興が図られるよう地域の素材と魅力を紹介する企業セミナーの開催等に要する経費で、９節旅費から１９節セミナー開催にかかわる負担金までを追加するものであります。なお、この事業につきましては、国の緊急経済対策により、地域住民生活等の緊急支援のための交付金事業として、

平成27年度へ繰越して実施する事業であります。

同じく下段の企業振興促進補助金の19節補助金から125万4,000円を減額しています。補助金の額の確定に伴い減額となるものであります。

43ページをお開き願います。

中段の移住・定住対策事業の13節、地域おこし協力隊員募集選考業務委託料に141万1,000円を追加しています。地域内の人材を活用し、あわせて定住定着化を図り、地域の活力を促進するため、追加するものであります。なお、この事業につきましても、国の緊急経済対策により交付金事業として、平成27年度へ繰越して実施する事業であります。

下段の地域振興基金積立金の25節積立金に2,000万円を追加しています。2,000万円のふるさと応援寄附金があったことから、今後の新地域振興を図る事業等の財源として活用するため積み立てさせていただくものであります。

次の地方創生推進事業の13節に総合戦略策定支援委託料に140万4,000円を追加しています。地方版総合戦略の策定に向け支援業務も委託するため追加するものであります。なお、この事業につきましても、国の交付金事業として、平成27年度へ繰越して実施する事業であります。

45ページをお開き願います。

中段の9目公共施設等整備基金積立金の25節積立金に1,299万9,000円を追加しています。今回の財源調整により積み立てるものであります。

同じく下段の10目花いっぱい運動推進事業の11節消耗品から104万5,000円を減額しています。道道空港線に植えています花苗が北海道より提供があったことなどにより減額するものであります。

47ページをお開き願います。

上段の家庭用除雪機購入補助金の19節補助金に400万円を追加しています。個人または自治会で除雪作業のため購入する除雪機の費用に対し、3分の1以内、上限20万円まで補助するため追加するものであります。この事業につきましても、国の交付金事業として、平成27年度へ繰越して実施する事業であります。

53ページをお開き願います。

上段の地域福祉基金管理費の25節積立金に73万3,000円を追加しています。ふるさと応援寄附金2件により85万円の増額と預金利子で11万7,000円が減額となり、差引き73万3,000円を積み立てるものであります。

下段の臨時福祉給付金給付事業の19節給付金から505万5,000円を減額しています。対象者の見込み減によるものであります。

同じく子育て世帯臨時特例給付金給付事業の19節給付金から221万円を減額しています。対象者の見込み減によるものです。

55ページをお開き願います。

上段の２目軽度生活援助事業の１３節除雪サービス委託料に５０万円、１９節の除雪サービス事業助成金に２０万円を追加しています。昨年末からの暴風雪により除雪サービスを利用される方が増えているため追加するものであります。

下段の介護保険事業特別会計繰出金の２８節介護保険事業勘定特別会計繰出金１３２万円を追加しています。給付費の増加及び介護保険料の制度改正に伴うシステム改修費用のため追加するものであります。

また、介護サービス事業勘定特別会計繰出金から１１１万５，０００円を減額しています。介護予防サービス計画書の作成件数が見込みより増えたことから減額となるものであります。

５７ページをお開き願います。

上段の後期高齢者医療特別会計繰出金の２８節繰出金から１２９万円を減額しています。基盤安定負担金の減額と事務費の見込み減により減額となるものです。３目心身障害者福祉事業の１９節通園療育指導訓練事業負担金に１３万７，０００円を追加しています。利用者の見込み増により追加するものであります。

同じく中段の障害者総合支援事業の２０節障害者自立支援医療給付費に２００万５，０００円を追加しています。生活保護受給世帯の方が新規に対象となり、健康保険からの給付がなく、全額負担となるため追加するものであります。

また、障害児給付費２０４万７，０００円、移動支援事業給付費２５２万２，０００円、日中一時支援事業給付費１５３万３，０００円を減額しています。それぞれ利用見込みの減によるものです。

下段の６目重度心身障害者医療費助成事業の２０節医療費扶助に１１６万４，０００円を追加しています。申請件数の増に伴うものであります。

同じく、ひとり親家庭等医療費助成事業の１２節、医療費請求事務取扱手数料に４万３，０００円を追加しています。請求件数の増により追加するものであります。

５９ページをお開き願います。

中段の２項２目児童手当扶助費の２０節扶助費から６８４万５，０００円を減額しています。見込み人数の減によるものであります。

同じく子ども医療費助成事業の２０節医療費扶助から１１２万２，０００円を減額しています。見込み人数の減によるものであります。

下段の３目東藻琴保育園管理運営費の７節臨時保育士賃金から１１４万４，０００円を減額しています。ゼロ歳児の園児受け入れが見込みより少なかったことによるものであります。

６１ページをお開き願います。

中段の４款１項２目各種疾病予防対策事業の１３節予防接種委託料から１１６万円の減額、子宮頸がんワクチン接種委託料から１５４万円の減額、１９節任意

予防接種助成金から１３１万３，０００円の減額、いずれも利用者の見込み減によるものであります。

下段の３目簡易水道事業特別会計繰出金の２８節繰出金から６５０万２，０００円を減額しています。事業費の確定などにより、減額するものであります。

同じく、個別排水処理事業特別会計繰出金の２８節繰出金から１０３万５，０００円を減額しています。事業費の確定と繰越金の予算化によるものであります。６３ページをお開き願います。

上段の１９節省エネルギー型家庭用電化製品等購入費補助金に５００万円を追加しています。環境への負荷低減を図るため、省エネ家電製品等購入に対し、２分の１以内上限５万円まで補助するため追加するものであります。なお、この事業につきましても、国の交付金事業として、平成２７年度へ繰越して実施する事業であります。

中段の２項１目ごみ収集事業の１３節ごみ収集運搬手数料収納事務委託料に８万８，０００円を追加しています。指定ごみ袋取扱い店に委託している手数料の徴収事務件数の増によるものであります。

同じく一般廃棄物焼却処理施設管理運営費の１１節燃料費から１７１万円を減額しています。使用の節減や灯油単価の減によるものであります。

６５ページをお開き願います。

上段の合併処理浄化槽設置整備事業の１９節補助金から７６３万円を減額しています。見込み件数の減によるものであります。

下段の６款１項１目農地保有合理化促進事務費の１１節に消耗品分、１万７，０００円を追加しています。事務委託金が増加となり、対象経費の消耗品に追加するものであります。

６７ページをお開き願います。

中段の３目強い農業づくり事業の１９節強い農業づくり事業補助金に１億６，５３５万円を追加しています。てん菜のペーパーポットの播種、土詰め作業の共同化により労働力不足を解消し、適期播種、育苗期間の確保早期移植による収量の増加を図るため、共同育苗施設の建設に対し補助するものであります。なお、この事業につきましても、国の緊急経済対策により強い農業づくり事業として、平成２７年度へ繰越して実施する事業であります。

同じく、６次産業化推進事業の１３節加工特産品開発セミナー業務委託料に１５０万円を追加しています。地域の資源を活用した加工品の製造開発、販路の開発開拓等に関するセミナーを開催するため追加するものであります。この事業につきましても、国の交付金事業として、平成２７年度へ繰越して実施する事業であります。

同じく、加工品販路拡大事業の１３節委託料に２５３万円を追加しています。

外国人を活用し外国人観光客等へ販路拡大に向けたニーズ調査、方策の検証等を業務委託するため、追加するものであります。なお、この事業につきましても、国の交付金事業として、平成２７年度へ繰越して実施する事業であります。

６９ページをお開き願います。

中段の５目農地一般事務費の１９節食料供給基盤強化特別対策事業負担金に５万２，０００円を追加しています。町内の農業者が、他の市町村で実施する道営農業基盤整備事業にかかわるパワーアップ事業の町の負担金で２件分について追加するものであります。

同じく、東藻琴地区中山間地域総合整備事業負担金から５５０万５，０００円の減額、女満別南部地区農地整備事業負担金から２，４５３万円の減額、女満別湖南昭和地区農地整備事業負担金から７４６万の減額、女満別豊住地区農地整備事業負担金から６６８万９，０００円の減額については、いずれも道営事業の事業費確定に伴う減額であります。

戻りますが女満別東部高台地区担い手畑総整備事業負担金に１１万円を追加しています。昨年５月の大雨により被災を受けた農地の修復にかかわる事業量の増加に伴い追加するものであります。

７１ページをお開き願います。

中段の７目本郷排水機場維持管理事業の１３節本郷排水機場操作委託料から１１万７，０００円を減額しています。台風、大雨等による施設の稼働が少なかったことから、減額するものであります。

２項１目森林整備推進対策事業補助金の１９節補助金から２９３万９，０００円を減額しています。天候不順により下草刈りが２回から１回になったこと、除伐事業の国費助成が削減され、事業量が減少したことにより減額となるものであります。

７３ページをお開き願います。

上段の２目公有林管理育成事業の１５節町有林整備工事から７１２万２，０００円を減額しています。天候不順による下草刈りが２回から１回になったこと、補助金の配分が要望額より減額されたことにより、除伐事業の一部を中止したため減額となるものであります。

中段の７款１項１目商工業振興一般事務費の１１節需用品に消耗品費２万円、食糧費３３万円を追加しています。町内の事業所に就労している、または団体等で活動している若い方を対象に、異業種交流事業を開催する経費について追加するものであります。なお、この事業につきましては、国の交付金事業として本年度に実施する事業であります。

同じく中小企業振興資金利子補給金の１９節から１２１万１，０００円を減額しています。借入者の確定により減額するものであります。

同じく、住宅リフォーム促進事業補助金の１９節に６００万円を追加、店舗改修事業負担金に６０万円を追加、起業化支援事業補助金に１００万円を追加しています。国の緊急経済対策により交付金事業として平成２７年度へ繰越して実施するため追加するものであります。

同じく下段のくじ付きプレミアム商品券事業補助金に５００万円を追加しています。プレミアム商品券を発行し、地域購買力の確保と消費拡大を図るため、補助するものであります。この事業につきましても国の交付金事業として平成２７年度へ繰越して実施する事業であります。

７５ページをお開き願います。

上段の２目町民ビッグデー実行委員会交付金の１９節に７５２万１，０００円を追加しています。大空町誕生１０年を記念し、町民が一堂に集い、イベントを開催して融合を促進するための事業実施を追加するものであります。この事業につきましても国の交付金事業として平成２７年度へ繰越して実施する事業であります。

中段の観光協会補助金の１９節から１４２万６，０００円を減額しています。町からの派遣職員が正職員から再任用職員に変更になったことから、人件費の減額によるものであります。

同じく、芝桜まつり実行委員会交付金の１９節に６５０万円を追加しています。国の交付金事業として平成２７年度へ繰越して実施する事業であります。

７７ページをお開き願います。

中段の藻琴山温泉芝桜公園誘客促進事業の１３節業務委託料に９３万６，０００円を追加しています。東藻琴市街から芝桜公園までの交通システムについて実証実験を行うため追加するものであります。この事業につきましても、国の交付金事業として平成２７年度へ繰越して実施する事業であります。

同じく賑わいづくりイベント開催事業補助金の１９節補助金に１００万円を追加しています。プレミアム商品券の販売に合わせ消費効果が増すようなイベントの開催に補助するため追加するものであります。

同じく、町民ビッグデー買い物券配布事業の１９節補助金に３９０万円を追加しています。イベントで利用できる買い物券を全町民に配布し、誘客と消費喚起のため追加するものであります。

同じく、湖畔入口アーチ多言語化看板設置事業の１５節工事請負費に５００万円を追加しています。観光に訪れる外国人の増加に伴い、外国人観光客の誘客を図るため追加するものであります。

いずれの事業も国の交付金事業として平成２７年度へ繰越して実施する事業であります。

７９ページをお開き願います。

上段の８款２項３目除雪対策事業の１３節指定管理委託料に１，７８０万円を追加しています。昨年１２月から暴風雪に伴い除排雪業務に要する経費に不足が生じるため、排雪作業及び除雪業務にかかわる経費について追加するものであります。

同じく除雪機械整備事業の１８節除雪ドーザーから２８４万１，０００円の減額、ロータリー除雪車から５５６万円を減額しています。事業費の確定によるものです。

４目の道路新設改良費の開陽中央線改良舗装工事から２，７３７万４，０００円の減額、５丁目線歩道新設工事から２，４５８万４，０００円の減額、支障物件補償費から１３９万１，０００円の減額、本郷西２号線舗装工事から４２１万９，０００円の減額、本郷西４号線舗装工事から３，１５０万円の減額、千草１０１号線舗装工事から１，３８１万２，０００円の減額、いずれも国の交付金事業で除雪機械整備事業への財源振り分けに伴い、事業の縮小、延伸をしたため減額するものであります。

８１ページをお開き願います。

３項１目河川管理事業の１３節、樋門管理委託料に６万９，０００円を追加しています。樋門操作回数の増により追加するものであります。

４項１目下水道事業特別会計繰出金の２８節繰出金から４４１万４，０００円を減額しています。事業費確定のため減額するものであります。

８３ページをお開き願います。

６項１目町営住宅維持補修事業の１５節町営住宅浴槽設置工事から１０３万１，０００円を減額しています。町営住宅から退去があった場合の浴槽設置工事となる対象住宅が少なかったことから、減額するものであります。

同じく、町営住宅火災復旧工事から３３８万２，０００円を減額しています。事業費の確定によるものであります。

中段の７項１目空港対策費の１９節女満別空港整備・利用促進協議会負担金から２２８万２，０００円を減額しています。伊丹線、関西中部空港線の利用拡大プロモーション活動にかかわる事業費が北海道の交付金の対象となったことから、減額となるものであります。

同じく新規国内定期便運航補助金から１４０万７，０００円を減額しています。新規路線の開設、機材の大型化が見込みより少なかったことにより減額するものであります。

９款１項２目網走地区消防組合大空消防署費負担金の１９節負担金から１０４万１，０００円を減額しています。前年度繰越金の計上や事業費の確定に伴い減額するものであります。

８５ページをお開き願います。

5目災害対策事務費の11節消耗品に16万円を追加しています。防風雪災害時、必要に応じ高齢者等宅へのストーブ排煙等の除雪作業を実施することから、軽いアルミスコップ購入のため増額、食糧費16万3,000円の追加は、避難場用の非常食の購入のため増額するものであります。

また、12節洗濯料に8万7,000円を追加しています。避難所用で使用する毛布の洗濯料を増額するものであります。

下段の10款1項2目学校教育施設建設基金積立金の25節積立金に85万6,000円を追加しています。ふるさと応援寄附金4件により86万円の積み立てと預金利子で4,000円の減額となり、差し引き85万6,000円を積み立てるものであります。

87ページをお開き願います。

上段の高等学校制服購入費補助金の19節補助金から180万円を減額しています。平成27年度の高校入学生徒数が減少する見込みのため減額するものであります。

同じく女満別高等学校生徒寄宿舎管理費の11節賄材料費から800万円を減額しています。入寮生徒数が見込みより少なかったことによるものであります。

中段の3目奨学基金繰出金の28節、繰出金に3,000円を追加しています。預金利子が増額となるため追加するものであります。

下段の2項1目東藻琴小学校管理費の18節管理備品に49万1,000円を追加しています。ふるさと応援寄附金があり、スタッキングチェアとその台車を購入するため追加するものであります。

89ページをお開き願います。

上段の2目東藻琴小学校教材費の11節消耗品に10万円を追加しています。ふるさと応援寄附金があり、図書を購入するため追加するものであります。

同じく18節教材備品に1万3,000円を追加しています。執行残により、6万3,000円の減額と、ふるさと応援寄附金があり、ビデオカメラ購入にかかわる7万6,000円の増額で、差し引き1万3,000円を増額するものであります。

中段の3項1目東藻琴中学校管理費の11節燃料費から100万1,000円を減額しています。校舎の改修により、暖房用燃料の消費が見込みより少なかったことにより減額するものであります。

同じく18節管理備品に25万7,000円を追加しています。ふるさと応援寄附金があり、机、椅子、掃除機を購入するものであります。

91ページをお開き願います。

上段の2目東藻琴中学校教材費の18節教材備品に16万2,000円を追加しています。ふるさと応援寄附金があり、ビデオカメラ等を購入するため追加す

るものであります。

中段の３目スクールバス運行事業の１８節スクールバスから２９９万３，０００円を減額しています。事業費の確定によるものであります。

９５ページをお開き願います。

上段の６項１目教育文化合宿補助金に３３６万円を追加しています。国の交付金事業として、平成２７年度へ繰越して実施するため追加するものであります。

中段の２目稲城市教育交流補助金の１９節補助金から１５４万４，０００円を減額しています。１月に予定しておりました教育交流が暴風雪により稲城市訪問を中止したことにより減額となるものであります。

下段の７項１目町民運動会実行委員会交付金の１９節に２００万円を追加しています。大空町誕生１０年を記念し、町民が一堂に会し、運動に親しみ親睦を図るため追加するものであります。この事業につきましても、国の交付金事業として平成２７年度へ繰越して実施する事業であります。

９９ページをお開き願います。

１１款１項１目地方債償還元金の２３節地方債元金償還金に１４万５，０００円を追加しています。平成１５年度に借入れをした減税補填債、臨時財政対策債は、償還年数が２０年ではありますが、１０年目で、金利を見直す地方債であります。財政融資資金の金利をもとに予算では０．５％と見込んでおりましたが、利率が０．４％となったことにより、元利均等払いの償還となっているため、利息が減少した分、元金償還額が増えたことにより増額するものであります。なお、この金利変更に伴い借入れ時１．４％だった金利が０．４％となるため、１，６６０万円利息が少なくなります。

同じく２目地方債償還利子の２３節地方債利子償還金から８３９万８，０００円を減額しています。平成２５年度の地方債の借入れた金利が見込みより低かったため減額するものであります。

中段の１２款１項１目職員給与費ですが、全体で１，２２６万６，０００円を減額しています。主に子育てのための育児休業を取得した職員、休職者にかかわる部分が減額となっております。なお、職員の時間外勤務手当では、選挙にかかわる手当分２７８万６，０００円が減額となりますが、１２月から暴風雪災害の対応等で２２０万円の増額を見込んでおり、差し引き５８万６，０００円の減額となっております。

続きまして、歳入の説明をしますので、１８ページ、１９ページでお戻りください。

１款町税から９款地方特例交付金までは実績見込みなどにより増減をさせております。

２１ページをお開き願います。

上段の１２款１目１節農業基盤整備事業分担金、全体で１，８５５万８，０００円を減額しています。各道営事業等の事業費の確定により、農業者分担金について増減をしております。

中段の１３款１項２目２節保育所保育料から１５４万７，０００円を減額しています。入園者が見込みより少なかったことにより減額するものであります。

下段の６目４節住宅使用料から３２１万２，０００円を減額しています。町営住宅等の入退去によるもので、滞納繰越分では増額となりましたが、特定公共賃貸住宅の空き室などにより、減額となっているものであります。

同じく７目１節女満別高等学校寄宿舎使用料から３０９万４，０００円を減額しています。入寮生徒の見込み減によるものです。

２３ページをお開き願います。

上段の３節幼稚園保育料から、１０７万４，０００円を減額しています。入園者が見込みより少なかったことなどにより減額するものであります。

中段の１４款１項２目２節障害者自立支援医療費負担金に１００万円を追加しています。歳出の障害者自立支援医療給付費の増額に伴うものであります。障害児施設給付費等負担金から１０２万３，０００円を減額しています。利用見込みの減によるものであります。

４節児童手当負担金から、５５５万３，０００円を減額しています。対象者の見込み減によるものであります。

同じく２項１目１節定額給付金給付事業費補助金から、５０５万５，０００円の減額をしております。対象者の見込み減によるものであります。

臨時福祉給付金給付事務費補助金から１４６万円の減額をしております。事務費の確定により減額となるものであります。

子育て世帯臨時特例給付金給付事業補助金から１２６万９，０００円を減額しております。対象者の見込み減、事務費の確定により減額するものであります。

同じく２節障害者地域生活支援事業費補助金から１２１万６，０００円を減額しています。利用者の見込み減によるものであります。

２５ページをお開き願います。

上段の２目２節合併処理浄化槽設置整備事業補助金から１１７万７，０００円を減額しています。見込み件数の減によるものであります。

中段の４項１目１節社会資本整備総合交付金、全体で８，４９３万４，０００円を減額しています。各事業費の確定により、増減をしております。なお、地域住宅交付金につきましては、補助対象経費の増額に伴い、１１５万６，０００円を追加しております。

同じく５項１目１節がんばる地域交付金に２，１９８万円を追加しています。がんばる地域交付金は、平成２５年度の国の経済対策において創設され、国の補

正予算計上された公共事業の実施に伴う、地方負担を軽減するため、平成25年度補正予算、または平成26年度予算で実施する地方単独事業で建設地方債発行対象事業に財源を充当するものであります。大空町には2,198万円が配分となり、遊休施設でありました旧土地改良事業所の相撲場への改修事業、西倉地区配水路整備事業に財源として充当するものであります。

同じく6項1目1節地域消費喚起・生活支援型交付金に2,076万7,000円を追加しています。国の緊急経済対策における交付金事業の一つで、地域における消費喚起が直接効果のある生活支援のための事業実施に対し交付され、大空町では、事業費2,490万円、6事業を予定しており、平成27年度へ繰越して実施するものであります。

同じく地方創生先行型交付金に3,157万9,000円を追加しています。同じ交付金の一つで地方版総合戦略の早期有効な策定等、これにかかわる優良施策等の実施に対し交付され、大空町では、事業費3,665万7,000円で、14事業を予定し平成27年度へは3,630万7,000円13事業を繰り越して実施するものであります。

27ページをお開き願います。

上段の15款2項2目4節子育て支援交付金に423万3,000円を追加しています。保育緊急対策として、北海道から新たに補助が創設され、子育て支援センター運営経費に3分の1、へき地保育所の運営経費に4分の1が交付されるため追加するものであります。

同じく3目2節葬祭場多目的トイレ改修事業補助金に105万円を追加しています。北海道の地域づくり総合交付金が対象となったことから追加するものであります。

中段の4目1節食料供給基盤強化特別対策事業補助金から1,047万4,000円を減額しています。北海道のパワーアップ事業補助金で事業費の確定により減額となるものであります。

強い農業づくり事業補助金に1億6,535万円を追加しています。歳出で説明しましたてん菜の共同育苗施設の建設に対する北海道からの補助であり、緊急経済対策により、強い農業づくり事業として平成27年度へ繰越して実施する事業であります。

同じく5目2節教育文化会館整備事業補助金1,560万円を追加しています。北海道の地域づくり総合交付金が対象となったことから追加するものであります。

同じく6目1節地域ふれあいプレミアム付商品券発行促進事業費補助金に200万円を追加しています。国の交付金事業として実施するくじつきプレミアム商品券事業に対する北海道の補助で、10%のプレミアム率の2分の1について交付されるものであります。

同じく 3 項 1 目 4 節北海道知事・北海道議会議員選挙委託金から 2 6 6 万 6, 0 0 0 円を減額しています。平成 2 6 年度と平成 2 7 年度にわたり執行される選挙で、年度間の委託金の交付割合が平成 2 6 年度が約 3 割、平成 2 7 年度が約 7 割となったことから、減額するものであります。

2 9 ページをお開き願います。

中段の 1 6 款 2 項 1 目 2 節土地売却代に 8 1 7 万 7, 0 0 0 円を追加しています。平成 2 3 年度に販売いたしました東陽公園団地の 1 区画が売買となり、7 8 1 万 8, 0 0 0 円の収入となったほか、道道空港線改良工事に伴う売買により増額となるものであります。

1 7 款 1 項 1 目 1 節一般寄附金に 2, 3 0 9 万円を追加しています。ふるさと応援寄附金として、法人 2 件、個人 8 人の方からの御寄附であります。

下段の 1 8 款 1 項 3 目 1 節財政調整基金繰入金から 1 億 1 6 4 万 7, 0 0 0 円を減額しています。今回の財源調整のため繰り入れしないこととして減額するものであります。

同じく 4 目 1 節公共施設等整備基金繰入金に 3 万 8, 0 0 0 円を追加しています。教育文化会館の改修工事に充当する財源として、平成 2 5 年度国からの交付金を受けた地域の元気臨時交付金を基金に積み立てており、積み立てに伴い発生する預金利子についても活用しなければならないため追加するものであります。

3 1 ページをお開き願います。

下段の 2 0 款 4 項 1 0 目 1 節女満別高等学校寄宿舎給食費から 1, 0 6 1 万 8, 0 0 0 円を減額しています。入寮生徒の見込み減によるものであります。

同じく備荒資金組合超過納付金返還金から 2 5 3 万 8, 0 0 0 円を減額しています。平成 2 4 年度、平成 2 5 年度に消防デジタル無線の整備にかかわる財源として緊急防災減債事業債の借入れを行っており、その償還財源として備荒資金組合超過納付金から返還金を充てることとしております。当初予算計上時には償還額全額の返還金を予定しておりましたが、7 0 %分につきましては、地方交付税で措置されることから、残りの 3 0 %分にかかわる財源を返還金に活用するため、減額となるものであります。

3 3 ページをお開き願います。

上段の建物災害共済金から 2 1 9 万 8, 0 0 0 円を減額しております。町営住宅の東陽公住の火災工事に対します共済金であります。事業費の確定に伴い減額とするものであります。

同じく、奨学基金繰出金返還金に 1, 0 0 0 万円を追加しています。過去に貸し付けを行っている償還額が毎年度の貸付額を上回っており、奨学基金の運用における現金が充足していることから、返還するものであります。

2 1 款の町債につきましては、第 4 表地方債で説明したとおりでございますの

で、説明を省略させていただきます。

以上、補正予算の内容につきまして説明申し上げましたので、御審議くださいますようお願いいたします。

**◇議 長** これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

9 番 小島議員。

**◇小島議員** 私が聞きたいのは、75 ページの芝桜公園に関する補正予算の中身について、詳しく説明いただきたいと思っております。

確か650万円ですよね。これが今回補正で組んで、早目に用意をするという意味合いがいろいろあるかと思いますが、私は説明を聞き漏らしたかも知れませんが、ひとつ判りやすく説明をいただきたいと思っております。

**◇議 長** 田中産業建設課長。

**◇産業建設課長** ただいまの御質問に対しまして、御回答したいと思います。

最初に総務課長のほうからも御説明がありましたが、この芝桜まつり実行委員会交付金につきましては、国の緊急支援交付金事業ということで、平成26年度に補正いたしまして、平成27年度に繰越して行う事業としてございます。例年ですね、実行委員会交付金としまして300万円の交付金、予算措置をさせていただいておりますが、平成27年度に向けた予算といたしましては、大空町ですね、10年記念事業ということで350万円、例年より増額させていただきまして、650万円とさせていただいております。

内容につきましては、大空町10年記念事業といたしまして、各種ですね、分散型のイベントの開催を予定しております。

今回についてはメインの日を3日間ということで、5月17日、24日、31日の3日間をメインの日ということで、イベント経費についても、予算を増額したような内容になっております。

それからですね。大空町10年記念ということで、町民の方にも積極的に参加していただくような、参加、来園してもらえそうな内容としたいということで、地元歌手の出演ですとか、アーティスト等の出演も考えております。

また、農協さんのほか、東藻琴高校さんですとか、乳酪館、それから網走市ほか、近隣市町とも連携をしながらのイベントの開催も考えているところでございます。

あと、町民の方にもですね、積極的に参加していただくという中で、今年につ

きましては、町民の方向けのですね、シャトルバスの運行についても、メインの日、5月17日、24日、31日、3日間ですが、シャトルバスも走らすということで、そういった部分の経費についても増額の一つの理由とさせていただいております。以上で説明を終わらせていただきます。

◇議 長 9番 小島議員。

◇小島議員 9番 小島です。10周年の記念事業だから、より内容のあるものにするという趣旨ですか、それは理解します。ただし、私はもっと踏み込んで聞かせていただきたいのですが、ほとんどイベント型で、タレントを呼ぶということですよね。このことについて、改めて今まではどんな形で、どのような会社にタレントの選定等をおまかせして進めていたんですか。お聞きかせください。

◇議 長 田中産業建設課長。

◇産業建設課長 事業の内容としまして、タレント、ゲストの方を呼ぶという部分の経費についてはかけておりますけれども、基本的にはですね、地元業者の方をお願いしている部分もございます。その部分がまず1点でございます。

その他ですね、昨年から実行委員会といたしまして、タレントの業者さんの方にも直接当たったりしている部分もございます。内容的に以上でよろしいでしょうか。

◇議 長 9番 小島議員。

◇小島議員 9番 小島です。申しわけないけど、要領が得ないですね。僕が言っているのは、どちらの会社が今までずっと固定的に仕事を引き受けている実態が存在するでしょう。それが悪いとか、良いとか言っているんじゃないのです。その仕組みが問題なんです。

例えば、踏み込んで言うと、入札、見積合わせがありますか。あるいは、随意契約なんですか。そのことを聞いているんです。

今ここで名前を言って構わないと私は思うのだけど、その支出行為の相手方についても明瞭にする必要があると思います。

◇議 長 田中産業建設課長。

◇産業建設課長 随意契約という形になります。それ以外に直接実行委員会の方で、

プロダクションとも随契をさせていただいておりますし、地元企業さんについても、随意契約ということで進めております。随意契約の前にですね、見積書についても、提出いただいているような形で進めさせていただいております。

今後ですね、さらに実行委員会なり、企画会議の中で、そういった詳細についてはしっかりと方法で進めていきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

◇議 長 9 番 小島議員。

◇小島議員 9 番。担当者の方は苦慮して発言されて答弁をしていただきました。

ただ私が申し上げたいのは、この問題は、直接他のプロダクションともやる、あるいは地元業者を優先する、そういうやり方で良いのですか。そうであれば、競争入札が私はふさわしいと思いますよ。

(何事か言う声あり)

◇小島議員 野次るのだったら責任持って野次れ、前から競争入札は俺が提案しているんだ。何を言っているんだ。

とにかくね、競争入札が何故無理なのか、しっかりと答弁してください。もう 1 社入れれば、3 者になるじゃないですか。北見あたりに、いくらでもそういう業者がいますよ。

もっと言うと、東藻琴村から大空町に至るまで、長きにわたって特定の議員が関係する会社が仕事をもらっていたのは事実じゃないですか。それをなんではっきりと答弁できないの。

それを今後どうするかということが大事なんでしょう。町民に誤解を与えないように、もう一度きちんとした答えを求めます。

◇議 長 田中産業建設課長。

◇産業建設課長 ただいまの御質問でございます。旧東藻琴村時代からもですね、地元業者さんの育成ということで、実行委員会としまして、1 社随意契約とさせていただいた部分もございます。

今後ですね、実行委員会の中で、御質問のあった部分もですね、検討をした中で、進めていきたいということで考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

◇議 長 9 番 小島議員。

◇小島議員 9番 小島です。そろそろ矛を収めますよ。だけど、記念事業だから観光協会も合併するんでしょう。前まで問題であるのは、議員であるばかりでなくて、観光協会長の立場であって、仕事を引受ける形になっていたことは、皆さんご承知の話、だから町民からいろんなことを私も聞かれます。ちゃんと答えられるように整理していただきたい。

今、答弁が無理だったら、あえて要求しません。良く考えて町長において交通整理をよろしく願いして、私は、質疑を終えます。別に反対しているわけじゃない。

◇議 長 川口副町長。

◇副町長 ただいまの実行委員会の件ですけれども、今後、いずれにしても発注する場合については、実行委員会の中においてまず企画をして、今年度であれば例えば10年なので、どのようなジャンルといいますか、演歌がいいのか、フォークがいいのかという中で人を選定しながら、それぞれそのふさわしい業者を選んできたつもりではおります。

言われますように、競争入札という方法もあるかと思えますけれども、やはりそれぞれの得意分野があり、そういう中で今回は公開録音についてはHBC、これは従来もHBCでしたけれども、去年はお休みしました。

それから、地元歌手の分については、地元の業者がありますので、お願いをしましょうと。

それから、それ以外にこちらからですね、直接歌手の事務所と当たってですね、今回10年だということで、地元出身の歌手の方は直接実行委員会の方で発注したと、そういうことを企画委員会の中で練ってからですね、業者の選定をしております。ですから入札については、いろんな課題がありますので、今御指摘があったことも踏まえまして、今後、また皆様に説明できるような形で、きちんと整理をして、そして実行委員会としてどのような発注がいいのか、順次進めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

◇議 長 ほかに質疑ありませんか。

5番 品田議員。

◇品田議員 歳入の21ページ、31ページ。教育使用料、及び高等学校給食費の大幅な減額がありましたが、女満別高等学校の教育使用料及び給食費についてですけど、これ決算だか予算だったか、私、前にも質問したかと思うのですが、何名ですか入寮者。こういうことですね。

それと歳出の４３ページ、創生推進事業ですか、これ策定委託料、これ総合戦略の何を策定委託するのか。原案から全部委託をするのか。

６１ページ、医療介護従事者就業支援補助金、４０万８，０００円の減額、実際はどの程度の件数があったのか。また、その中の病院は何件、介護施設何件、薬局は何件か。

それとこれも前から聞いているところですけども、子宮頸がんワクチン接種委託料、これも実績は何人になるのですか。やはりいろんな問題が解決してないですから、減っていつているのはわかるんですけども。

６７ページ、６次産業化推進事業、加工特産品開発セミナー業務委託料、何を開発する委託なのか。加工品販路拡大業務委託料、どういった内容なのか、その辺詳しく教えてもらいたい。

７３ページ、くじ付きプレミアム商品券事業、これは通常今まで２０％位プレミアム付けたと思うんですが、それは今回１０％と、それで２回に分けてくじ引きを５０万ずつにする。前回冬のやつを夏に繰り上げて実施をして、その結果、今までもそうだったんだけど、プレミアムの結果というのは全然出されてないんで、役場が握っているのか、商工会が出していないかわからないけれども、集める商業者も寡占度合がかなり激しくなっているのか。

冬場におければ、灯油、食料品、これまで１店ありましたから、食料品屋が少なくなって農協、Ａコープですか、１店になりましたので、かなりな寡占率になっているんじゃないかと。そういう問題をどういう風に考えているのかということですね。

それから８７ページ、東藻琴小学校大規模改築事業、この間の最後の定例会前の産業建設文教常任委員会で内装って言いますか、説明を受けたところでありますけども、エレベーターを付けるという。私の知っている限りでは、大空町で初めてのことだということで聞きましたら、階段が狹隘で昇降機が載せられないということです。エレベーターボックスのスペースを基礎から持っていくのだと、これ３，０００万円かかるということであつたけれども、それほど必要があるのか。それだけのものをかけられるならば、そのエレベーターボックスのあるその部分を階段部屋にしてですね。昇降機を乗せれるようにした方が良いのではないですか。どれほどの効果があるのか、また業者はどこを想定しているのか。どうしても昇降機が必要であれば、それだけのものでやるのであれば、階段を付けて昇降機付けた方が安上がりだろうし、２階建てですからね、と私は思うんですが、それについて説明をお願いしたい。

◇議 長 順次答弁お願いいたします。

佐々木生涯学習課長。

◇生涯学習課長 まず21ページ、女満別高等学校寄宿舎にかかります使用料及び31ページの給食費で生徒数の関係でございますけれども、当初予算におきましては30名の入居者という形で予算計上をしております。

4月1日現在で18名の方が入居されております。その後、3年生等が途中で退去しまして、1月末現在で13名となっています。今現在は8名の状況となっております。以上でございます。

◇議 長 林総務課参事。

◇総務課参事 議案書43ページの総合戦略策定支援委託料についての御質問でございますが、昨年の11月、国におきましては、まち・ひと・しごと創生法が制定されまして、国におきまして今後目指すべき将来の方向性を提示していきます長期ビジョン、さらにはその具体的な施策を求めました総合戦略といったものが策定をされたところでございます。

地方公共団体におきましても、人口の現状と将来の展望を提示していきますと地方人口ビジョンというものと、この国の取り組みを勘案いたしました地方版総合戦略というものを平成27年度中に策定をするということが求められているところでもございます。

この委託料につきましては、主に地方公共団体で策定してまいります人口ビジョンにおける人口移動に係る分析業務ですとか、あるいは総合戦略に係ります広い見識の中で、先進事例などを踏まえた委託業者をお願いをしまして、さまざまな助言や支援などをいただく内容としているところでございます。

◇議 長 南部福祉課長。

◇福祉課長 御質問のありました、まず1点目の医療介護従事者就業支援補助金でございます。

現在、今年度、2名の方に補助金を支出しております。この2名につきましては、介護が2名となっておりまして、医療の方は、今年はゼロにということで、現在2名の方に補助金を支出してございます。

もう1点、子宮頸がんワクチン接種委託料につきましては、議員も御承知のように接種後の副作用があるということで、敬遠がされております。

今年度につきましては、今現在8名の方が接種してございますが、やはりそういう副作用のことも心配だということで、接種希望される方が少ないというのが現状でございます。以上でございます。

◇議 長 伊藤産業課長。

◇産業課長 次に、6次産業化推進事業の中の加工特産品開発セミナー業務委託料と  
いうことでございます。

内容につきまして、このセミナーは、加工特産品に興味のある方ですとか、6  
次産業化に取り組もうとしている方を対象に大空町の農林水産物の付加価値を高  
めてですね、所得だとか、雇用創出等目指す人材を育成するということの目的で  
開催をする予定であります。

6次化に取り組みたいけれどもノウハウがわからないだとかですね、そのノウ  
ハウを習得するための掘り起こしということで、大空町の加工特産品の開発から  
ですね、6次化に至るまでの取り組みの裾野を広げたいということで考えている  
ところでございます。

セミナーの開催に当たりましては、業者の方にですね、セミナー自体の開催に  
ついての業務委託を行いたいというふうに考えているところでございます。

カリキュラムといたしましては、5回ないし6回程度の日程で考えておりまし  
て、その中で6次産業化の推進するためのストーリーづくりですとか、商品のパ  
ッケージづくりですとか、販路開拓といったような、基礎的な体系的に学んでも  
らえるというような内容で考えておりまして、6次化を進めたいという方の後押  
しをしていきたいということで考えているものでございます。

それから、もう1点でございます。

加工品販路拡大事業についてということでございます。

この事業につきましては、このたびの国の緊急経済対策の一環として上げられ  
ております事業メニューに沿いまして、昨年度まで行っておりました緊急雇用促  
進事業というのがございましたけれども、それと同様な事業での形で考えている  
ものでございます。

大空町ブランドのですね、農林水産物の魅力を国内外に発信するために、海外  
からの観光客が最近増えておりますので、それらに対応できる人材を活用した中  
で、海外からの観光客だとか、来訪者に対しまして、特産品のPR等を行ってい  
くということで、また購買商品に関するニーズも、調査をしていきたいというこ  
とで考えているところでございます。

近年にアジア圏からの観光客が増えてきております。その中で町では、ホーム  
ページの多言語化による情報発信ですとか、観光の誘導看板での多言語化とかも  
推進しておりますので、これと合わせた中で販路拡大ですとか、観光客の誘致、  
それから雇用の創出を考えているものでございます。以上でございます。

◇議 長 秋葉産業課参事。

◇産業課参事 それでは73ページ、くじ付きプレミアム商品券の概要について御説明をさせていただきたいと思います。

まず目的といたしましては、地域商品券の発行によりまして購買力の流出防止と消費拡大及び消費の活性化を図ることを目的としてございます。

事業費につきましては、補正をしてございます500万円ということでございますが、町の持ち分につきましては、プレミアム分が200万円とくじ分100万円で300万円、それと北海道からの上乗せということで200万円、総額500万円となっております。

プレミアム率でございますが町5%、北海道のプレミアム上限が5%ということでございますので、合わせまして10%のプレミアム率というふうに考えてございます。

通常、商工会の方で販売しておりますプレミアム商品券については、20%のプレミアムということでございますが、今回10%プラスくじ付きということで100万円のくじ分の補助も考えてございます。

商品券の発行総額につきましては、プレミアム分が400万円ということでございますので、総額で4,400万円の商品券の発券発行額となります。

1万円で1万1,000円の商品券、プレミアム商品を買いますので、セット数にしますと4,000セットということでございます。通常、例年販売しておりますプレミアム商品券については、20%のプレミアムで発行数が1,500セットとなっております。

今回、くじ付きプレミアムの補正の分でありまして2,500セット増ということになりますので、通常である1,500セットと2,500セットということで、一度では売り切ることはなかなか難しいだろうと、消費喚起も一時ではなく平準化することが経済地域内の経済循環に資するということで、予定としては、4月と8月に分けて2,000セットずつ販売することで、抽せん会につきましても、商品でくじということではなく、その部分もできれば商品券にしたい、消費の喚起が二次的、三次的になるような方策をしていただきたい、また抽選会も単なる抽選会ではなく、そこで賑わいが持てるようなイベントも含めて、同時開催にしていだけるようなことで、現在商工会と協議して早急に事業の内容を決定をしていきたいというふうに考えてございます。

それともう一つ寡占率の関係でございますが、担当としても、商品券、プレミアム商品券、過去の発行、回収のデータについては持っております。どこの商店がどれぐらいということは、ここでは言えないところでございますが、ただ今回のくじ付きプレミアムも発行いたしますと4月、8月、12月ということで、かなり広い、おそらく10万枚以上の商品券が市場に出回るということで予想してございます。

そのような中で、各商店においてこれをいい機会と捉えていただいて販売促進活動をしていただくというようなことも含めて、商工会にお願いしてございますので、これをうまい形で各商店においては、活用していただければというふうに思っています。以上でございます。

◇議 長 佐々木生涯学習課長。

◇生涯学習課長 ８７ページでございます。

東藻琴小学校大規模改修事業の実施設計委託であります。

実施設計につきましては２カ年にわたる大規模改修についての実施設計をしておりまして、その執行額の確定に伴う補正という形で、今回計上させていただきます。来年度以降、東藻琴小学校の大規模改修が始まっていくということで、平成２７年度に、まず１期目の大規模改修工事の予算を計上させていただいているところでございます。

先ほど説明にありました関係でございますけれども、特別支援教室が今のところ２階にあるということ、怪我をされたお子さんとかが２階の教室を使うときに苦も無くそういうエレベーターを使ってですね、２階の授業教室の方に移動できる等々を考慮して、エレベーターの設置を考えているところでございます。

従来、東藻琴小学校、中学校また女満別小学校につきましては、階段昇降機という形で、それぞれ対応しておりますけれども、東藻琴小学校につきましては、階段の作り上、またその昇降機の設置ができないということになりまして、今回、エレベーターの設置ということにしたものでございます。御理解のほどよろしくといたします。

◇議 長 佐藤建設課参事。

◇建設課参事 東藻琴小学校のエレベーターについて、技術的な面から補足をさせていただきます。

設計の中では、エレベーターの設置とともに、階段を改修して幅を広げて階段昇降機を設置する検討も行っておりますが、エレベーターを設置する場合に比べて階段にいたしますと、建築的な面積が増加してしまうことから、工事費としては、階段を広げて階段昇降機を設置した場合とエレベーターを設置した場合の工事費は、ほぼ同程度となると想定しております。

そうした場合に、階段昇降機とエレベーターの使い勝手を比べた場合、やはりエレベーターの方が使い勝手が良いということになることから、技術的には、エレベーターの方を進めているという状況でございます。

◇議 長 5番 品田議員。

◇品田議員 恒常的に寄宿者の入寮生徒が少ないのであれば、そういう予算を組んだ方がよろしいんじゃないかな。キャパ一杯分組んでですね、どうするという、そういう必要があるのかどうか、私もわからないんだけど、ある程度実績を見てという形で予算を組むのであれば、だいたいわかるんじゃないかなと、同じことを繰り返している。そういう仕組みで予算を組まなきゃならないという法律があるのかわかりませんがね。そうすれば、これが少ないのは仕方のないのだろうけど。それとこれは滞納との関係もあって、滞納のある生徒が出たということもあるんですか。

◇議 長 佐々木生涯学習課長。

◇生涯学習課長 この寄宿舎の生徒につきましては、当初30名という形でございましたけれども、それは2年生、3年生にプラス新入生の数を想定して30名という数字でございます。実質、1年生については1名の入寮にとどまったものですから、人数が少なかったということでございます。

平成27年度については、現状を踏まえまして、平成26年30名でしたけれども、人数を減らして予算計上しているという段階でございます。

また今回、当初の人数から減っていく状況については、全て3年生の生徒さんが部活動が終わって、部活なしに通常の通学であれば、自宅からの通学が可能ということで、退去したことによる減でございます。

◇議 長 5番 品田議員。

◇品田議員 地方創生事業の委託料についてですけど、これ業者に頼む場合は、私どもだけでなくいろいろと同じ自治体に頼まれるケースがあるんじゃないかなと思うんですね。それを専門にしている業者さんでしょうから、そうすると、切り口が似たような政策の内容になる可能性は十分あり得ると思う。オリジナリティが出にくいという、こちら側からある程度80%位の内容でね、こういう内容でこうだと、町の特性を十分知っている業者さんでなければね、そういう可能性が有り得ると思う。

効果がいろんな面に出てこないという、そういうことになりかねない。いわゆる石破大臣がよく言うところみたいな金太郎飴みたいな発想でしか政策が出てこないのです。そういう可能性が十分あるんじゃないかと、私はそういう考え方を持っている。やっぱり自らの町ですから、具体的なことをして、どこが足りない、

でもお金がない、そういう内容を煮詰めて行かなかったら、そこら辺がわからなくて、委託に出している効果というのは、私はちょっと傾げる気がするんですが、そう思いませんか。

◇議 長 林総務課参事。

◇総務課参事 今回の委託業務につきましては、あくまでも情報の収集と分析、そういったことについて、委託をしようと考えておりまして、本文そのものはですね、私どもの方できちって対応してまいりたいというふうに考えているところであります。

本文の内容を検討していくに当たりまして、さまざまな例えば人口の動態とか自然増減ですとか、転入転出などの社会的条件そういったもの、さらにはいろいろな要因が複合して推移をしているものというふうに考えているところであります。その分析につきまして、専門的な知識を持っております業者に委託をしていただいでですね、分析をしていただく、それを踏まえて総合戦略を立てていきたいというふうに考えているところでございますので、御理解をいただきたいと思います。

◇議 長 5番 品田議員。

◇品田議員 総合戦略、今数字的に出しているから後の分析ということの委託料ということなんですか。そういうふうにとれたのだけど。

それをまたベースにして総合戦略を練ってもらうという委託料だと私は思って質問した。

◇議 長 林総務課参事。

◇総務課参事 今回の委託につきましては、あくまでも現在策定をしています総合計画の部分とですね、イコール的に考えているところではございません。地方版総合戦略につきましては、人口の減少ですとか克服、さらには地方の創生ということを目的としておりますけども、総合計画につきましては、本町の総合的な振興や発展といったものですね、より長期間で策定していくものですから、そこは必ずしも同一性は無いというふうに考えているところではございます。

◇議 長 5番 品田議員。

◇品田議員 わかりましたと言います。

次の福祉課のことですけれども、よく女満別中央病院さんはチラシを通じて募集をしています。見たら3回位しているはずですよ。それで申請がないのですか。

◇議 長 南部福祉課長。

◇福祉課長 今御質問ありました件でございますが、実際には私どもに医療での御相談は受けてございます。ただ、その相談の中身また申請時期と言いますか、基準となる日にち等の問題から、対象にならなかった方が実際にはいらっしゃると思います。

今現在募集している部分につきましては、これに該当する方が今のところいないというようなことで、実際には、今言われました女満別中央病院の方にもこの事業については十分お伝えしてございますし、逆にこういう場合はどうなのだということの問い合わせも来ている状況でございます。

今後、この事業に合致する方は出てくるであろうとは思っておりますが、今年に限って言えば、対象者がいなかったということでございますので御理解いただきたいと思います。

◇議 長 5番 品田議員。

◇品田議員 続いて子宮頸がんのことですけれども、これも予定者は2人いるわけですが、これだけ大きな数字が出たり、引込めたりということで、大体の対象者数は絞れると思いますがね。数字の遊びみたいなことをやっていても、意味がないのかなという気はします。それも分かりました。

続いて、6次化のことですけれども、ちょっと課長さんの言っていることちんぷんかんぷんで分からない。頭が悪いからだろうなと思うのですけれども、業者さんなのか個人なのか、個人でもこういう能力を持ち合わせてね、こういうものをつくったら良いなということでやっているグループも、うちの町でいるかどうか分かりませんが、よくあるんですね。

例えば行政視察に行った氷川町でね、そこには10数団体というものを町が養成して、いろんなことをさせている。補助金出して、そして商品化、サンプル化までさせて、そして実売までトライをさせて、お客のニーズも聞いて、出来具合もというふうな行為を1年中やってね、その中から何点か素晴らしいものが出てきて、本格的に製品化になってくると、いわゆる企業化ですね、そういうふうなシステム、そういうものをはっきりとやらせていかなかったら、何が何だかわからないようなという感じがするわけですよ、もう少しそういう形の、うち

の町にも結構グループがあると思いますので、そういう作るグループがね、そういった人のアイデアも頂いて、そういった方とのセミナーの助成をするという形で煮詰めていったらどうですか、そんなふうに思いますけど。

あと加工品の販路拡大についても最新のニュースで北海道のどさんこプラザが全国で一番北海道の物産が一番売れている。総額ね。額は私理解できません。有楽町もありますし、今度目黒にもできましたね、3軒目だと聞いている。北海道が1番売れている。

私も初めて聞いたんですけれど、そういった店に置けるようなものの販路拡大、そういうことかなと私は思ったんですけれども、売れるものでも置く場所が悪ければ、なかなか売れないもんですよ。そういう場所とかね、たまたま、今回飛行場にも入るきっかけになりましたけれども、あそこでそういうものが出ればね、良いことになるなと私は思っております。いつまでも暗中模索の中でなくて、ターゲットがきちっと決まるような、そういった形の販路拡大なりしていかなければ、いつまで経ってもものになってこないと思う。そこら辺どうですか。

◇議 長 伊藤産業課長。

◇産業課長 ただいまの御意見ですけれども、大変説明が悪くて申しわけございません。

今、品田議員おっしゃられた内容の前段の話で、今取り組もうとしておりますセミナーの関係につきましては、セミナーを開催する目的といたしましては、今現在、6次産業化に向けて取り組みたいけれども、その手法がわからないとか、基本的にどうしたらいいかということがわからないという方、個人でやっても法人の方であっても会社の方であってもですね、それは今限定することにはしておりませんけれども、どなたでも地元産品を使った中での製品化に取り組みたいということについて、その基本を学んでいただきたいということで、その裾野を広げたいと、6次化に取り組む方を少しでも多くしたいということで、セミナーを開催した中で、その基本となるカリキュラムについてその項目ひとつずつについてですね、それがパッケージであったり、商品の流通販売の基本だとかであったり、そういうものの基本を学んでいただくということを考えていきたいということで、セミナーを開催した中で、今現在5回から6回程度の講座を設けた中でやっていきたいというふうに思っているところでございます。

それから販路拡大の関係につきましては、現在、先ほど言われましたアンテナショップ等の話も当然していかなければ、販路拡大になってこないということにもなろうかと思っておりますけれども、今考えておりますのは、こちらのほうにですね、本町に来ていただける海外からのお客さんとか、国内からもたくさんの方が来られるということで、海外の来られた方にも対応できるような、人材を活用した中

で、少しでも販路を拡大していきたいということで、今現在考えているところです。

それで、商品のニーズについても、それぞれ接客をした中で、こうしたらいい、ああしたらいいというようなニーズに対する検証ですね、合わせてして行けたらいいかなというふうに思っているところでございます。

外に出す分につきましては、今現在、稲城市の方にアンテナショップも置いているわけですが、現在、移転の関係でちょっと開店もしていませんけれども、そのアンテナショップもございますので、そちらの方の販路拡大等も合わせた中で、地元産品を使った特産品をですね、外に少しでも出せるような形をとっていかねばというふうに今現在思っております。

そういうことで今回、国の交付金を活用した中で、是非やって行きたいということで考えているところでございます。

◇議 長 5 番 品田議員。

◇品田議員 秋葉参事の方から飛行場のほのか、女満別のお菓子を作りたい話もありますけれども、まずそのためには女満別内のお菓子屋さん、2軒なり3軒なりありますので、そういった方が積極的にセミナーを受けてもらってやると、前にも何かシュークリームだとか作りましたけれども、どうなったか私にもわかりませけどね。製品化になった気はしておりませんけれど、そういう意味で、お土産屋さんで売れる菓子が作れるかどうかね。そういう何かとはっきりした目的でやっていくということも大事だと思うのですけどね。分かりました。

プレミアム商品券ですけれども、そのとおりでと思うけれども、私も商人ですからわかりますけれども、たまたま実家は食料品店です。黙っていても商品券が集まる確率が高い。でも専門店などの商品になると、そういうものは落ちてきます。それは当然ですね。

食料品が一番多い、まして冬場は灯油、そういった形で多いわけですが、そのことでね、心配している向きがあるということを知っていると思うんですね、多く発行するので残るかもしれない、10%で満足しないんじゃないかと、50万円のくじでは売れないだろうと心配している向きもあるということは、知っているはずだと思うんですね。

ですから、出したものをどんどんどんどん回転すれば1番良いことなんですけれども、そういうものが残してしまうことにもなればですね、大変印象が悪くなる。そういうふうな心配をしている向きもあるんだけど、耳にしませんか。

◇議 長 秋葉産業課参事。

◇産業課参事 説明が悪かったのかもしれないですが、決して余るというふうを考えて4月、8月に分散したわけではございません。通常が1,500セットの販売で、今回は4,000セットということで、一度に売るセット数が通常より2,500セット多いということであれば、分散することが消費喚起の平準化にもつながるということも含めて考えております。

いろいろなところでお話を聞いたところによりますと、やはり買いたくても買えなかったという方もかなりおりますので、今回については、このくじ付きプレミアム商品券だけで8万8,000枚の商品券が市場に出回るということで、かなりの方に広く商品券が行き渡るのではないかとということです。

それと寡占率の話についても、当然のごとく冬場になると灯油業者だとか、食料品とかということになりますが、先ほども申し上げましたけれども、せっかくのくじ付きプレミアム商品券を含めて、平成27年度については3回のプレミアム商品券発行になりますので、逆に商業者の方もですね、これをいい機会と捉えていただいて、自助努力をしていただくということは、ちょっと悪いかもしれませんが、これをチャンスというふうに捉えていただいて販売促進をしていただいて、地域の経済の循環に、是非、御協力をいただければと思っておりますので、そういうことで御理解いただきたいと思います。

◇議 長 質疑ありませんか。

6番 松田議員。

◇松田議員 21ページ、住宅使用料ですけれども、先ほどの説明の中に特別公共賃貸住宅分について空室があるという説明、私もそういう情報も入ってきておりますけれども、その現状はどうか。そしてこの3年間の動向はどうであったのか、そして対策というものが内部で講じられたのかどうか、その部分について聞きたいと思います。

それから、ページ数55ページ、軽度の除雪の部分ですけども、補正20万円上がっておりますけども、今の天候状況を鑑みたときに、これで足りるのかどうか、今後の考え方も含めて、ちょっと聞かしていただきたいと思います。

それから、95ページですか、稲城市の交流、今年は天候のおかげで出来なかったと、取り消しになったのですけれども、この学年、今後次年度に向けてどういう考えがあるのか。もしあったら聞かせていただきたいと思います。

以上3つお願いします。

◇議 長 山本住民課長。

**◇住民課長** 今、御質問いただきました町営住宅使用料につきまして、私から説明いたします。

女満別地区には、36の特定公共賃貸住宅があります。平成14年建設のもの、それから平成12年建設のものがございます。36のうち、現在は11戸の空室がございまして、最も長いものにつきましては、2年間空いているものもありますし、多くは3LDKの住宅が空いています。

この辺を踏まえまして、わが町の中だけではなく、例えば、この近辺、他の町にも配られております情報誌に周知をしたり、ただの住宅だけではなく、やはりうちの町の持つ特性を活かそうということで、例えば子育ての支援だとか、先ほどありました医療とか介護の従事者に向けても、そういう特別な施策を持っていることも一緒に付け加えまして、PRをさせていただいているのが現状です。

つい最近、1戸、他の町から入られている方もいらっしゃいます。今後さまざまにそういうふうに周知をしてですね、周辺の町にも周知を広めて、入居について努力をしたいと思っていますので、御理解願いたいと思います。

**◇議 長** 南部福祉課長。

**◇福祉課長** 御質問がございました軽度生活援助事業の中の除雪サービス委託料の追加補正でございまして、12月には除雪サービス事業の助成ということで、30万円ほど追加補正をさせていただいております。

さらに、今回、1月、2月と2週間に1回ずつの吹雪等々がありましたので、要望もあるということから、現在の申し込み状況を踏まえて、今回補正をしているところでございます。

就労センターが行う除雪サービスの委託料につきましては、両地区合わせて今現在、110戸の申し込みを受けて、順次除雪をしております。

また、民間委託等をお願いをしている部分での助成につきましては、現在60件ほどの申し込みがございまして、

今後、あと残すところ1カ月程度ということで、何件かの申し込みがあるように聞いておりますが、十分この予算の範囲で足りるというふうに思っております。以上でございます。

**◇議 長** 佐々木生涯学習課長。

**◇生涯学習課長** 最後の稲城市交流に関する質問でございますけれども、本年度吹雪ということで、残念ながら5年生が行けなかったということになりましたけれども、今回行けなかった生徒につきましては、新年度、通常で行かれています子ども

たちのほかに、今回行けなかった子どもも含めて、行けるような形で予算組みの方をさせていただいているところでございます。

◇議 長 6 番 松田議員。

◇松田議員 教育委員会関係、稲城の部分と除雪の部分はわかりました。

住宅の方も現状の取り組みはわかりました。

住宅についてはいろいろ模索しなければいけないが、ここで私は意見を申し上げます。予算の部分でまた御意見を出したいと思います。  
終わります。

◇議 長 質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 1 号 平成 2 6 年度大空町一般会計補正予算 (第 1 2 号) を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 1 号 平成 2 6 年度大空町一般会計補正予算 (第 1 2 号) は、原案のとおり可決されました。

◇議 長 ここで 1 0 分間休憩します。

休憩 午後 2 時 4 9 分

再開 午後 2 時 5 8 分

◇議 長 再開します。

## ◎日程第１０ 議案第２号

◇議 長 日程第１０ 議案第２号 平成２６年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

南部福祉課長。

◇福祉課長 １０７ページをお開きください。

「議案第２号 平成２６年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）」

平成２６年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３，２４８万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ１１億６，４７８万７，０００円とする。第２項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

平成２７年３月５日提出 大空町長 山下英二」

１０９ページをお開きください。第１表 歳入歳出予算補正、歳入です。

１款国民健康保険税から２３５万４，０００円を減額、２款国庫支出金に１，３７３万４，０００円を追加、３款療養給付費交付金から１４４万９，０００円を減額、５款道支出金から１３９万２，０００円を減額、６款共同事業交付金に８６５万９，０００円を追加、８款繰入金に１，５００万３，０００円を追加、１０款諸収入に２７万９，０００円を追加しまして、歳入合計は、３，２４８万円を増額し１１億６，４７８万７，０００円とするものです。

１１０ページ、お開きください。歳出です。

１款総務費から２３万９，０００円を減額、２款保険給付費に４，３８５万８，０００円を追加、６款介護納付金から８万１，０００円を減額、７款共同事業拠出金から８８０万円を減額、８款保健事業費から２２５万８，０００円を減額しまして、歳出合計は３，２４８万円増額し、歳入合計と同額にするものでございます。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明を申し上げます。

歳出より御説明しますので、１１８、１１９ページをお開きください。

今回の補正は、年度末に向けて実行予算を実施したものであり、執行残等により整理した細かな事項については、説明を省略させていただきますので、ご了承願います。

１款１項１目４節共済費に嘱託職員社会保険料として１万円の追加です。厚生年金保険料率の引き上げにより不足が見込まれることから追加するものでござい

ます。

2款1項1目19節一般被保険者療養給付費に4,122万3,000円の追加です。1件当たりの支出額が上昇しており、残り2カ月分の支出に不足が予想されることから追加するものでございます。

2款1項2目19節退職被保険者療養給付費から414万8,000円の減額です。退職被保険者の減少に伴い減額とするものでございます。

2項1目19節120ページ、121ページをお開き願います。

一般被保険者高額療養費に861万3,000円の追加です。件数が増加しており、今後の支出に不足が予想されることから追加するものでございます。

7款1項1目19節高額療養費共同事業医療費拠出金から326万3,000円の減額、4目19節保険財政共同安定化事業拠出金から553万7,000円の減額です。北海道国民健康保険団体連合会へ拠出する額が確定したことから、減額するものでございます。

8款1項2目13節特定健診委託料から173万9,000円の減額です。特定健診の受診者数が吹雪等により減少したことから減額するものでございます。

続きまして、歳入の説明をいたしますので、114ページ、115ページをお開き願います。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税、1節から6節全体で、68万1,000円の追加、2目退職被保険者国民健康保険税から1節か6節全体で、303万5,000円の減額です。これは実績見込みより増減するものでございます。

2款1項1目1節療養給付費負担金現年度分に1,526万1,000円の追加です。歳出で御説明しました一般被保険者の療養給付費と高額療養費を増額することに伴い、増加するものでございます。

3款1項1目1節療養給付費交付金現年度分から144万9,000円の減額です。歳出で御説明しました退職被保険者の療養給付費が減額することに伴い、減額するものでございます。

5款116ページ、17ページをお開き願います。

2項1目1節普通調整交付金に286万円の追加、特別調整交付金から329万7,000円の減額です。これは実績見込みにより増減するものでございます。

6款1項1目1節高額医療費共同事業交付金に1,860万円の追加、保険財政共同安定化事業交付金から1,002万1,000円の減額でございます。北海道国民健康保険団体連合会の交付金の額が確定したことにより増減するものでございます。

8款2項1目1節国民健康保険基金繰入繰入金に1,500万3,000円の追加です。今回の補正財源として繰り入れるものでございます。

10款1項1目1節国民健康保険税延滞金に4万7,000円の追加です。実

績により、延滞金を追加するものでございます。

2 項 1 目 1 節歳計現金預金利子に 1 万 2, 0 0 0 円の追加でございます。これも実績により追加するものでございます。

3 目 1 節一般被保険者返納金に 2 2 万円の追加です。他の保険加入者が誤って国保で受診した治療費相当額の返納があったため追加するものでございます。

以上、補正予算の内容について御説明申し上げました。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 2 号 平成 2 6 年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 4 号)を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 2 号 平成 2 6 年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 4 号)は、原案のとおり可決されました。

### ◎日程第 1 1 議案第 3 号

◇議 長 日程第 1 1 議案第 3 号 平成 2 6 年度大空町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号)を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

南部福祉課長。

◇福祉課長 議案書 1 2 5 ページをお開きください。

議案第 3 号 平成 2 6 年度大空町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号) 平成 2 6 年度大空町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号)は、次に定める

ところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ544万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億730万8,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年3月5日提出 大空町長 山下英二」

127ページをお開きください。第1表 歳入歳出予算補正 歳入です。

1款後期高齢者医療保険料から402万円を減額、2款繰入金から129万円を減額、3款繰越金から1,000円を減額、4款諸収入から13万5,000円を減額しまして、歳入合計は、544万6,000円を減額し、1億730万8,000円とするものです。

128ページ、歳出でございます。

1款総務費から3万3,000円を減額、2款後期高齢者医療広域連合納付金から527万8,000円を減額、3款諸支出金から13万5,000円を減額しまして、歳出合計は、544万6,000円減額し、歳入合計と同額にするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明を申し上げます。

歳出より御説明いたしますので、135ページをお開きください。

1款1項1目12節役務費から1万円の減額です。後期高齢者医療保険者証の送付に要する郵便料について、実績見込みにより減額するものです。

2項1目12節役務費から2万3,000円の減額です。後期高齢者医療保険料の通知に要する郵便料の実績見込みにより、減額するものでございます。

2款1項1目19節後期高齢者医療広域連合納付金から527万8,000円の減額です。主に後期高齢者医療保険料の減少によるものでございます。

3款1項1目23節、後期高齢者医療保険料還付金から13万5,000円の減額です。年度越えた還付が当初見込みより少なかったため減額するものでございます。

続きまして、歳入の説明をいたしますので、132、133ページをお開き願います。

1款1項1目1節後期高齢者医療特別徴収保険料から456万2,000円の減額、2目1節後期高齢者医療保険料現年度分に54万2,000円の増額です。実績見込みにより増額するものでございます。

2款1項1目1節事務費繰入金から94万1,000円の減額です。財源調整のため、減額するものでございます。

2目1節保険基盤安定繰入金から34万9,000円の減額です。実績により

減額するものでございます。

3 款 1 項 1 目 1 節前年度繰越金から 1, 0 0 0 円の減額です。繰越額がゼロ円であることが確定していることから減額するものでございます。

4 款 2 項 1 目 1 節保険料還付金から 1 3 万 5, 0 0 0 円の減額です。年度越えた還付が見込みを下回ったため減額するものでございます。

以上、補正予算の内容について御説明申し上げました。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 3 号 平成 2 6 年度大空町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号)を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 3 号 平成 2 6 年度大空町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号)は、原案のとおり可決されました。

## ◎日程第 1 2 議案第 4 号

◇議 長 日程第 1 2 議案第 4 号 平成 2 6 年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第 2 号)を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

南部福祉課長。

◇福祉課長 議案第 4 号 平成 2 6 年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第 2 号)

平成 2 6 年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第 2 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正) 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,411万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億1,685万1,000円とする。第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年3月5日提出 大空町長 山下英二」

139ページをお開きください。第1表 歳入歳出予算補正 歳入です。

2款使用料及び手数料から12万8,000円を減額、3款国庫支出金から378万7,000円を減額、4款支払基金交付金に424万1,000円を追加、5款道支出金に198万1,000円を追加、6款財産収入から1万5,000円を減額、7款繰入金に1,182万7,000円を追加しまして、歳入合計1,411万9,000円追加し、7億1,685万1,000円とするものです。

140ページをお開きください。歳出です。

1款総務費に60万1,000円を追加、2款保険給付費に1,516万円を追加、3款地域支援事業費から162万7,000円を減額、4款基金積立金から1万5,000円を減額しまして、歳出合計1,411万9,000円を追加し、歳入合計と同額とするものでございます。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明を申し上げます。歳出より御説明いたします。

148、149ページをお開きください。

当会計につきましても、今回の補正は、年度末に向けて実行予算を実施したものでございます。執行残により整理した細かな事項については、説明を省略させていただきますので、御了承願います。

1款1項1目13節、介護保険システム改修委託料183万6,000円の追加です。介護保険法の保険料や介護報酬の制度改正に伴い、システムの改修に要する経費を追加するものでございます。

2款1項1目19節居宅介護サービス給付費に1,217万5,000円の追加です。居宅介護サービス利用者が当初の予定を上回るため追加するものでございます。

2目19節施設介護サービス給付費に224万9,000円の追加です。施設介護サービス利用者が増えたため追加するものでございます。

2項2目19節介護予防福祉用具購入費に27万3,000円の追加です。介護予防福祉用具購入件数が増えたことによる追加でございます。

150、151ページをお開きください。

3目19節介護予防住宅改修費に4万7,000円の追加です。これも住宅改修件数が増えたため追加するものでございます。

4項1目19節高額介護サービス給付費に41万6,000円の追加です。高

額介護をサービス対象件数が増えたため追加するものでございます。

以下歳出につきましては、執行残により整理したものでございますので省略をさせていただきます。

続きまして、歳入の説明をいたしますので、144、145ページをお開きください。

3款1項1目1節現年度分介護給付費負担金に268万8,000円の追加です。歳出で説明したように介護サービス給付費が増額となったため追加するものでございます。

2項1目1節現年度分調整交付金から、687万9,000円の減額です。標準交付金、基本額及び交付率が変更となったため減額するものでございます。

3目1節介護保険制度改正システム改修事業補助金に91万8,000円の追加でございます。歳出で説明いたしたようにシステム改修に要する経費について、追加するものでございます。

4款1項1目1節現年度分介護給付費交付金に439万7,000円の追加です。これも歳出で説明しましたように介護サービス給付費が増額となったため追加するものでございます。

5款1項1目1節現年度分介護給付費負担金に223万9,000円の追加でございます。これも歳出で説明しましたように、介護サービス給付費が増額となったため追加するものでございます。

7款1項1目1節介護給付費繰入金に157万8,000円の追加でございます。これも歳出で説明申し上げましたように、介護サービス給付費が増額となったため追加するものでございます。

2項1目1節介護保険基金繰入金に1,050万7,000円の追加でございます。今回の補正の財源調整のため繰入金を追加するものでございます。

以上、補正予算の内容について御説明申し上げます。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

**◇議 長** これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1番 上地議員。

**◇上地議員** 歳出について、何点かお伺いしたいことがありまして、質問させていただきます。

149ページの13節、3項ですね、認定調査委託料についてなんですが、実際に町外に委託している事業所または件数などはありましたら、御説明いただけたらと思います。

あともう1点だけ質問させていただきたいのですが、成年後見制度利用支援事業についてなんですが、後見人講習助成金というのがありまして、実際後見人についてどのような現状なのか説明いただければと思います。お願いいたします。

◇議 長 南部福祉課長。

◇福祉課長 御質問ありました認定調査費の中の13節委託料の認定調査委託料でございます。

これは減額とした部分につきましては、外部に委託をしているところと自前で調査するものがございます。今回、私どもが認定調査した部分が多かったものですから、それに係る分を減額してございます。大変申し上げにくいですが、今資料を揃えていないので、件数については後程とさせていただきます。

あともう1点、御質問がありました成年後見人の関係でございますが、今現在、本町においては該当になる方がいらっしゃいません。これは裁判所等々で、成年後見人が必要と判断されたというようなことから、それに係る経費について負担ができない方がいらっしゃると、それに対する経費ということになってございまして、今現在、対象になっている方はいないということで御理解いただきたいと思います。

◇議 長 ほかに質疑ありませんか。  
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。  
これで討論を終わります。  
これから議案第4号 平成26年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)を採決します。  
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。  
したがって、議案第4号 平成26年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

### ◎日程第 13 議案第 5 号

◇議 長 日程第 13 議案第 5 号 平成 26 年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算（第 3 号）を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

南部福祉課長。

◇福祉課長 議案書 155 ページをお開き願います。

「議案第 5 号 平成 26 年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算（第 3 号）

平成 26 年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2 万 8, 000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 7 8 9 万 5, 000 円とする。第 2 項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。平成 27 年 3 月 5 日提出 大空町長 山下英二」

157 ページをお開きください。第 1 表 歳入歳出予算補正 歳入です。

1 款 サービス収入に 9 1 万 4, 000 円を追加、2 款 繰入金から、1 1 1 万 5, 000 円を減額、3 款 繰越金に 1 7 万 3, 000 円を追加しまして、歳入合計 2 万 8, 000 円を減額し、7 8 9 万 5, 000 円とするものでございます。

158 ページを御開きください。歳出です。

1 款 サービス事業費から 2 万 8, 000 円を減額しまして、歳出合計 2 万 8, 000 円を減額し、歳入合計と同額にするものでございます。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明を申し上げます。歳出より御説明しますので、164、165 ページをお開きください。

1 款 1 項 1 目 1 3 節 介護予防支援計画作成委託料から 2 万 8, 000 円の減額です。町外利用の介護予防計画作成が見込みを下回ったことによるものでございます。

続きまして、歳入の御説明をしますので、162、163 ページでございます。

1 款 1 項 1 目 1 節 介護予防サービス計画収入に 9 1 万 4, 000 円の追加です。介護予防サービス計画の作成が当初予定より増えたことによるものでございます。

2 款 1 項 1 目 1 節 一般会計繰入金から、1 1 1 万 5, 000 円の減額です。収入が増え歳出が減額となったため財源調整のためによるものでございます。

3 款 1 項 1 目 1 節 前年度繰越金に 1 7 万 3, 000 円の追加です。前年度繰越金を予算計上するものでございます。

以上、補正予算内容について御説明申し上げました。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第5号 平成26年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算(第3号)を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号 平成26年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第14 議案第6号

◇議 長 日程第14 議案第6号 平成26年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

田端建設課長。

◇建設課長 議案書の167ページを御開きください。

「議案第6号 平成26年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号) 平成26年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ859万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億9,334万6,000円とする。第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。(地方債の補正)第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成27年3月5日提出 大空町長 山下英二」

168ページをお開きください。第1表 歳入歳出予算補正 歳入でございます。

1 款使用料及び手数料から 2 0 8 万 3, 0 0 0 円を減額、3 款繰入金から 6 5 0 万 2, 0 0 0 円を減額、5 款諸収入から 2 0 0 万 9, 0 0 0 円を減額、6 款町債に 2 0 0 万円を増額し、歳入合計は 8 5 9 万 4, 0 0 0 円を減額し、3 億 9, 3 3 4 万 6, 0 0 0 円とするものであります。

1 6 9 ページ、歳出でございます。

1 款総務費から 8 4 3 万 5, 0 0 0 円を減額、2 款公債費から 1 5 万 9, 0 0 0 円を減額し、歳出合計は 8 5 9 万 4, 0 0 0 円を減額し、歳入合計と同額とするものでございます。

1 7 0 ページ、地方債の補正でございます。

第 2 表 地方債補正 1 変更 起債の目的 女満別本町地区の簡易水道事業債限度額 1, 6 2 0 万円から 3 8 0 万円を減額し、1, 2 4 0 万円、東藻琴地区簡易水道事業債限度額で 3, 1 6 0 万円から 7 4 0 万円を増額し、3, 9 0 0 万円、水道台帳整備事業債限度額 3, 4 0 0 万円から 1 6 0 万円を減額し、3, 2 4 0 万円にするものであります。

女満別本町地区簡易水道事業及び水道台帳整備事業債につきましては、事業費確定によるもので、東藻琴地区簡易水道事業債につきましては、事業費の確定及びに漏水復旧工事による事業費の追加による起債限度額の変更であります。起債の方法、利率、償還の方法については、変更はございません。

歳入歳出補正予算事項別明細書の方を御説明申し上げます。

先に歳出から御説明申し上げますので、1 7 6、1 7 7 ページをお開きください。なお、今回の補正予算につきましては、年度末に向けて実行予算を実施したものでございます。増額となるものにつきましては全件、減額となるものにつきましては、主なものについて御説明させていただきます。

1 款 1 項 1 目で一般管理費、簡易水道一般管理事業、1 節報酬から 1 9 節負担金補助及び交付金までの減額につきましては、事業の実績見込みによるものでございます。

2 7 節公課費の消費税及び地方消費税 3 5 万 6, 0 0 0 円の増額につきましては、平成 2 5 年度の消費税及び地方消費税が昨年 9 月に確定し、総額 5 5 2 万 6, 0 0 0 円となりました。1 月までに納付済額が 4 1 6 万 5, 0 0 0 円、3 月に支払い予定の 1 3 6 万円に 3 5 万 6, 0 0 0 円の不足が見込まれることから、増額するものでございます。

1 款 2 項 1 目施設管理費、簡易水道施設管理費 1 3 節委託料で 1 8 2 万 7, 0 0 0 円を減額しております。主に水道台帳整備委託料の入札額が確定したことによる減額でございます。

同じく 1 8 節備品購入費で 2 0 5 万 2, 0 0 0 円の減額でございます。水道メーター器の更新及び新規取り付け故障解消のための予算計上しておりましたが、

新規及び故障が見込みより少なかったことによります減額でございます。

同じく２目、建設改良費、女満別本町地区簡易水道整備事業、１５節工事請負費で１４７万６，０００円を減額しております。栄町６丁目線配水管布設工事他３本の事業費確定による減額でございます。

同じく女満別高台地区簡易水道整備事業で１５０万円を減額しております。１３節委託料及び１５節工事請負費でございますけれども、漏水があった場合の調査委託料及び復旧工事費でございますが、漏水がなかったことによる全額を減額するものでございます。

続きまして１７４、１７５ページをお開きください。歳入でございます。

１款１項１目使用料、給水使用料で２１７万８，０００円の減額でございます。当初見込みより使用水量の減に伴う減額でございます。なお、平成２６年度の収入見込み額でございますけれども、前年比１００．９％の予定としております。

３款１項１目一般会計繰入金、６５０万２，０００円の減額は、歳出減に伴う財源調整のため一般会計繰入金を減額するものでございます。

５款２項２目雑入で水道管移設補償金２００万９，０００円の減額は、道道網走川湯線の水道布設、迂回工事に伴う水道管移設補償費の確定によるものでございます。

６款１項１目簡易水道事業債、女満別本町地区簡易水道事業債、３８０万円の減額、東藻琴地区簡易水道事業債７４０万円の追加です。水道台帳整備事業債１６０万円の減額につきましては、地方債補正で御説明を申し上げましたので省略させていただきます。

以上、補正内容について御説明を申し上げましたので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第６号 平成２６年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算（第４号）を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号 平成26年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第15 議案第7号

◇議 長 日程第15 議案第7号 平成26年度大空町下水道事業特別会計補正予算(第4号)を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

田端建設課長。

◇建設課長 議案書183ページをお開きください。

「議案第7号 平成26年度大空町下水道事業特別会計補正予算(第4号)

平成26年度大空町下水道事業特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,860万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億9,321万6,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。(地方債の補正)  
第2条 地方債の補正は、「第2表 地方債補正」による。

平成27年3月5日提出 大空町長 山下英二」

184ページをお開きください。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。1款分担金及び負担金17万円を追加、2款使用料及び手数料から54万4,000円を減額、3款国庫支出金から190万4,000円を減額、5款繰入金から441万4,000円を減額、7款諸収入から81万3,000円を減額、8款町債から1,110万円を減額し、歳入合計は1,860万5,000円を減額し、3億9,321万6,000円とするものであります。

185ページ、歳出でございます。

1款総務費から1,812万9,000円を減額、2款公債費から47万6,000円を減額し、歳入合計は1,860万5,000円を減額し、歳入合計と同額とするものでございます。

186ページでください。

第2表 地方債補正であります。

1変更 起債の目的 下水道事業債限度額3,270万円から1,110万円

を減額し、2, 160万円とするものでございます。補正の主な理由につきましては、女満別空港線下水道管路布設工事と道の道路整備工事との連携を図り、効率的に事業の実施ができたことによる事業費の減でございます。起債の方法、利率、償還の方法については変更ございません。

続きまして、事項別明細書を御説明申し上げます。

192、193ページをお開きください。先に歳出から御説明申し上げます。

歳出補正額につきましては、増額分については全て、減額分については、主なものについて御説明を申し上げます。

1款1項1目一般管理費で職員給与費の3節職員手当から下水道一般管理事業の19節負担金補助及び交付金までにつきましては、実行予算見込みによる減額でございます。

27節公課費、9万6,000円の増額でございます。平成25年度の消費税及び地方消費税の額が332万8,000円と確定し、既に170万8,000円を支払っておりますが、3月に166万5,000円を支払うのに、9万6,000円の不足が見込まれることから増額するものでございます。

1款1項2目施設管理費、下水道施設管理費につきましては、事業の精査によるものでございます。

1款1項3目、建設改良費の污水管渠布設事業、15節工事請負費 下水道施設の移設・設置工事の事業費確定に伴う減額でございます。

改築更新事業、13節委託料で108万7,000円を減額しております。下水道施設の調査点検委託ほか3件の事業費確定に伴う減額でございます。

同じく15節工事請負費で1,345万2,000円を減額しております。

194、195ページです。

先ほど地方債の補正で申し上げましたけれども、道道の整備工事との連携を図って事業費が減したことによるものでございます。

続きまして、歳入の方を御説明申し上げます。

190、191ページをお開きください。

1款1項1目受益者負担金等に17万円の増額でございます。

平成26年度に賦課しました受益者負担金でございますけれども、一部の方が一括納付されたことによる増額でございます。

2款1項1目下水道使用料54万4,000円の減額につきましては、当初見込みよりも使用水量が減少したことによる減額でございます。平成25年度の実績と比較いたしまして、前年比101.7%の見込みでございます。

3款1項1目社会資本整備総合交付金、公共下水道事業交付金に190万4,000円の減額は、改築工事事業確定に伴う減額でございます。

5款1項1目一般会計繰入金、441万4,000円の減額につきましては、

財源調整のため、一般会計繰入金を減額するものでございます。

８款１項１目下水道事業債１，１１０万円の減額につきましては、地方債補正で御説明を申し上げましたので省略させていただきます。

以上、補正内容について御説明を申し上げましたので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第７号 平成２６年度大空町下水道事業特別会計補正予算（第４号）を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第７号 平成２６年度大空町下水道事業特別会計補正予算（第４号）は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第１６ 議案第８号

◇議 長 日程第１６ 議案第８号 平成２６年度大空町個別排水処理事業特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

田端建設課長。

◇建設課長 議案書１９９ページをお開きください。

「議案第８号 平成２６年度大空町個別排水処理事業特別会計補正予算（第１号）」

平成２６年度大空町個別排水処理事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第１条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ２

0万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,928万1,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年3月5日提出 大空町長 山下英二

201ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正 歳入でございます。

1款使用料及び手数料から5万5,000円を減額、2款繰入金から103万5,000円を減額、3款繰越金に88万7,000円を追加し、歳入合計は20万3,000円を減額し、2,928万1,000円とするものでございます。

202ページです。歳出でございます。

1款総務費から20万3,000円を減額し、歳出合計は20万3,000円を減額し、歳入合計と同額とするものでございます。

歳入歳出補正予算事項別明細書を御説明申し上げます。

先に歳出から御説明申し上げますので、208、209ページをお開きください。

1款1項1目施設管理費、個別排水処理施設管理費で20万3,000円の減額につきましては、実行予算による精査による減額でございます。

続きまして歳入の御説明を申し上げます。

206ページ207ページをお開きください。

1款1項1目個別排水使用料5万5,000円の減額でございます。使用料収入見込みによる減額でございます。平成25年度の収入済額と比較いたしますと、102.6%の見込みとなっております。

2款1項1目一般会計繰入金103万5,000円の減額につきましては、歳入減に伴う財源調整のため、一般会計繰入金を減額するものでございます。

3款1項1目前年度繰越金88万7,000円の追加につきましては、平成25年度決算における繰越金の確定によるものでございます。

以上、補正内容について御説明申し上げましたので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 8 号 平成 26 年度大空町個別排水処理事業特別会計補正予算(第 1 号)を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 8 号 平成 26 年度大空町個別排水処理事業特別会計補正予算(第 1 号)は、原案のとおり可決されました。

◇議 長 ここで 10 分間休憩します。

休憩 午後 3 時 54 分

再開 午後 4 時 08 分

◇議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで諸般の報告を行います。

事務局長に報告いたさせます。

大槻事務局長。

◇事務局長 諸般の報告を申し上げます。

小島議員から早退の届け出が出されております。

したがいまして、ただいまの出席議員は 11 名となっております。

以上諸般の報告を申し上げます。

◇議 長 これで諸般の報告を終わります。

#### ◎日程第 17 議案第 9 号

◇議 長 日程第 17 議案第 9 号 大空町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

林総務課参事。

◇総務課参事 議案書 211 ページをお開き願います。

「議案第9号 大空町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について

大空町過疎地域自立促進市町村計画の一部を別紙のとおり変更したいので、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成27年3月5日提出 大空町長 山下英二」

大空町過疎地域自立促進市町村計画につきましては、過疎地域自立促進特別措置法の規定に基づきまして、平成22年度から平成27年度まで6年間を計画案として策定をしているところでございます。

この度の一部変更につきましては、本定例会に平成27年度当初予算として提案をしております事業につきまして、財源措置として、過疎対策事業債の充当を考えておりますことから、新たに四つの事業を追加しようとするものでございます。

変更の内容ですが、議案書213ページをお開き願います。

表の右側が変更前、左側が変更後の計画となっております。

追加しようとする事業の一つ目でございます。

1 産業の振興の表中（1）基盤整備の農業の事業内容の1番下でございますが、女満別豊住地区農地整備事業を新たに追加しております。内容につきましては、区画整理、暗渠排水、土壌改良、用水路を整備するものでございます。

214ページをお開き願います。

追加する二つ目の事業です。

2 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進の表中（10）過疎地域自立促進特別事業の1番下でございますが、町道維持管理事業の名称を町道及び橋りょう維持管理事業といたしまして、さらに文章中「道路」を「道路や橋りょう」としまして、橋に係る文言を追加しております。橋梁の適切な補修を行いまして、安全な道路網を確保しようとするものでございます。

続きまして215ページをお開き願います。

追加する三つ目の事業です。

こちらは計画本文の変更ですが、4 生活環境の整備、表の左側（1）現状と問題点の中段ですが、「異常気象による局地的な災害が増加しています。小規模災害に対するきめ細かな対応が必要です。」という文言を追加しております。

また（2）その対策の1番下でございますが、「小規模河川の維持管理」という項目を新たに追加しまして、河川の適切な管理に努めてまいりたいと考えております。これに関しましては、216ページをお開き願います。216ページの1番下です。

河川維持管理事業、内容としまして、「近年多発する集中豪雨に備え、小規模河川の適正な維持管理を行い、農林地の荒廃を防止する。」として事業を追加しております。

説明が前後して申し上げますが、このページの1番上の移住定住対策事業の  
ところを御覧願います。

変更に係る四つ目の事業でございます。

「、子育て世帯の住宅建設支援」という文言を追加しております。

子育て世帯における子どもを産み育てる住環境づくりを支援しまして、移住定  
住の促進を図って行こうとするものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げますので、御審議くださいますようよろしく  
お願いいたします。

◇議 長 お諮りします。議事の都合により、本案は原案理由の説明のみとし、後  
日、質疑、採決を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。  
よってそのように決しました。

#### ◎日程第18 議案第10号

◇議 長 日程第18 議案第10号 大空町高齢者保健福祉計画・介護保険事業  
計画についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

南部福祉課長。

◇福祉課長 提案書217ページをお開きください。

「議案第10号 大空町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について  
大空町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を別冊のとおり定めることにつ  
いて、大空町議会基本条例第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

平成27年3月5日提出 大空町長 山下英二」

別冊でお配りしてございます第6期大空町介護保険福祉計画・介護保険事業計  
画 平成27年度～平成29年度を御用意いただきたいと思います。

計画につきましては、3年ごとに見直しを行うこととしてございまして、平成  
27年から3年間、第6期の計画を策定するということに当たりまして、今回議  
会の議決を求めるものでございます。

めくっていただきまして、目次がございまして、本計画は、第1章から第8章ま  
で構成されております。

第1章から説明をさせていただきたいと思います。

1ページ目、第1章、計画策定に当たって、1計画策定の背景ということで、

この表の中段にも書いてございますが、計画中段の方にあるように、団塊の世代が75歳以上となる平成37年には、都市部を中心に、後期高齢者が急増するとともに、単身または夫婦のみの高齢世帯、認知症である人の増加が見込まれることから、国は介護保険制度の維持を図りながら、高齢者が可能な限り住みなれた地域で自立した日常生活を営むことを可能としていくために医療、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムを、各地域の実情に応じて構築して行く必要があるとして、平成26年6月に介護保険法を改正してございます。

1ページの下の方に枠で囲ってございます主な改正内容について記載してございますが、新しい介護予防日常生活支援総合事業の創設や、現在、要支援1、2の予防給付のうち、訪問介護と通所介護が地域支援事業への移行、また、特養への新規入居者を原則要介護3以上に限定すること、その他主なものを記載してございますので御覧いただきたいと思います。

続いて2ページ目でございます。

計画の趣旨でございますが、下段の真ん中やや上のほうに書いてありますが、国は平成37年度までの期間を通じて地域包括ケアシステムを段階的に構築することとし、中長期的な視野に立った市町村介護保険事業計画の策定が必要であるとしております。

3ページの図の2、右側の上でございます。

四つの助ということで示してございますが、少子高齢化や財政状況から公助、共助の大幅な拡充の期待は難しく、自助、互助の果たす役割が大きくなることを意識した取り組みが必要となるというふうに言われております。

単身、高齢者のみの世帯が主流になる中で、在宅生活を選択することの意味を本人また家族が理解し、そのための心構えを持つていくことが重要となります。

2ページ目になりますが、下段の図の1のように鉢植えの絵が描いておりまして、その受け皿の部分に記載しておりますように、本人、家族の選択と心構えというふうに書いてございます。住民の皆様への個々への働き掛けが重要と考えております。

町の高齢者が可能な限り住み慣れた地域で日常生活を営むことができるよう、介護予防の推進を図り、介護が必要となった場合でも、自分らしい生活を営むことを可能とする高齢者の自立と尊厳を支えるケアを確立することを目指し、第6期大空町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を作成いたします。

基本理念につきましては、2ページの真ん中、やや下側に枠の中に記載してあるとおり、地域包括ケアシステムの構築ということをひとつの基本理念として進めてまいりたいと思います。

3ページの4、計画の位置付けということにつきましては、ここに書いてある

とおり、高齢者に関する保健福祉事業や介護保険事業の総合的な計画としております。

5 番目の計画期間でございますが、平成 27 年から平成 29 年までの 3 年間としてございます。

4 ページ以降につきましては、大空町の高齢者の状況について記載をしておりますが、この状況等々については、説明を省略させていただきたいと思いますが、5 ページの中段の表を見ていただくと、平成 37 年度の人口は 6,575 人、平成 26 年 9 月と比べると 1,163 人減少するということになっております。また、65 歳以上の人口につきましては、平成 37 年と平成 26 年 9 月を比較すると 141 人増加するということが見込まれております。

平成 37 年に向けて、先ほど説明しました地域包括ケアシステムの構築が必要とされているということが、ここであかがるかというふうに思っております。

15 ページ、第 3 章 日常生活圏域の設定でございます。

地域の実情に応じた日常生活圏域を定めることができるとされておりまして、本町におきましては、北海道医療計画に基づく第 1 次医療圏と同様に町を一つの日常生活圏域として設定することとしております。

めくっていただきまして、17 ページ、第 4 章 重点取組事項、これにつきましては 6 項目設定してございます。

重点施策につきましては、下段の枠内に記載しておりますので、ここを中心に説明をさせていただきたいと思っております。

1 番目の介護予防の推進としましては、重点施策としまして介護保険認定者に多く見られる原因疾病の予防、一つ目としまして、生活習慣病の予防ですとか、認知機能の維持、低下予防を進めていきたい、また、各種検診、予防接種の充実、介護予防の普及啓発等に力を入れていきたいと思っております。

二つ目、地域包括支援センターの運営、三つ目、生きがい活動に関する支援としまして、生きがい活動の情報提供ですとか、生きがい活動の創設に向けた関係機関とも連携をとっていきたいというふうに考えてございます。

次に 19 ページ、認知症対策の推進としまして、下段の方の枠内に書いてあります重点施策としまして、一つ目は認知症予防の推進ということで、介護予防講演会を実施したり、認知機能の維持、低下予防の推進として、認知症予防事業、次ページの方を御参照いただければと思いますが、これら事業を進めていきたい。また、生活習慣病の発症、重症化の予防を考えております。

二つ目、早期診断、早期対応の充実と支援ということで、認知症理解のための学習活動の推進としまして、認知症サポーター養成講座、講演会等を進めていきたい。また、認知症総合支援事業の取り組みとしましては、認知症初期集中支援チームの設置の推進、または認知症地域支援推進員の設置を進めていきたいとい

うふうに計画してございます。

続いて21ページ、日常生活を支援する体制の整備としまして、重点施策として4件掲げてございます。下側の枠の中でございます。

一つ目、生活支援サービスの基盤整備ということで、支援を必要とする人の実態把握、高齢者見守りネット事業等を活用していきたい。また、24時間相談体制の整備ということも努めていきたい。また、生活支援サービスの把握と情報提供、それから、地域支え合い支援員の配置の推進、地域ケア会議の活用を進めていきたいと思っております。

二つ目、高齢者福祉サービスの充実としまして、交通費の負担軽減ですとか、外出・移動支援等々のサービスを行っていききたいというふうに思っております。

三つ目、多様な事業主体によるサービス整備の支援、地域サロンですとか、生活支援サービスの提供体制の構築を支援してまいりたい。

四点目、介護予防訪問介護・介護予防通所介護の円滑な地域支援事業への移行ということで、新たな総合事業への展開が求められてございますので、その移行に向けて、努めていききたいというふうに考えてございます。

22ページ、4介護サービスの充実・強化ということで、2点、重点施策として、枠の中に記載をしております。

一つ目は、介護サービスの適正な量の提供と質の確保ということで、介護給付費の適正化事業ですとか、介護サービス事業者への指導監査を強化していきたい。

二つ目に介護人材確保の支援としまして、医療・介護従事者就業支援補助金ですとか、介護職員資格取得助成事業、新たな事業として、取り組んでいきたいということを考えてございます。

以下、介護サービスの種類につきまして、居宅サービスそれから施設サービスについて記載をしておりますので、御参照いただきたいと思います。

続きまして23ページ、5医療と介護の連携推進としまして、下段の方に重点施策として、3点載せてございます。

一つ目、地域医療・福祉資源の把握ということで、身近で活用可能な医療・福祉資源の把握と情報提供。

二つ目、在宅・入院療養の支援ということで、医療と介護の連携強化連絡会議が現在ございますので、活用して近隣市町との広域化による推進を進めてまいりたい。

三つ目として、地域ケア会議の開催で困難事例の検討ですとか、医療と介護の協力・連携体制を強化してまいりたいというふうに考えております。

24ページでございます。

6高齢者のニーズに沿った住まいの確保としまして、重点施策として三つ掲げてございます。

一つ目は、高齢者住まいのニーズに沿った支援ということで、住宅改修に関する相談支援、また情報提供に努めてまいりたい。

2番目、高齢者向け住宅や施設整備に関する支援策の検討ということで、特別養護老人ホームの整備、または高齢者向け住宅整備の検討ということを掲げてございます。

三つ目は、団塊の世代の方々が75歳を迎えると、それが平成37年というようなこともありますので、平成37年に向けた住宅・施設の整備についても、今の時点から検討をしていこうということで、施策として載せてございます。

以上が重点施策でございます。

続いて第5章の地域支援事業ということで、被保険者が要介護状態になることを予防するとともに、要介護状態となった場合に、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう、支援するための事業でございます。

この25ページの下側の表に書いておりまして、現行が左側、見直し後が右側ということで、平成27年度以降見直し後ということになるわけですが、その現行の書いてあるこの二つ下に、介護予防給付（要支援1から2）訪問介護、通所介護という、この事業につきましては、新しい平成27年度以降は給付から総合支援事業に移行するというので、新しい介護予防、日常生活支援事業の中に含まれてくるというようなことになってございます。ここではいろいろ多様化した訪問サービスですとか通所サービス、こういうものも提供していくということになってございます。

続きまして、ページは飛びまして、28ページでございます。

28ページからはですね、第6章介護サービスの現状ということで、第5期の実績、サービスの現状、取り組み状況を記載しております。これらにつきましては、現状につきましては割愛させていただきますが、31ページをお開き願いたいと思います。

31ページには、オホーツク管内の施設整備状況として、表が横になっていますが、管内の介護老人福祉施設等々の整備状況の表としております。大空町は表の1番下から二つ目にあります。この表の右側の方に被保険者1人当たり整備率というものが右から二つ目の欄にございます。大空町につきましては、平成26年12月1日現在、4.75%、管内市町村と比較しまして、若干でございますが高い位置になって、管内では、整備率は5番目という状況になっているところでございます。

53ページをお開き願いたいと思います。53ページまでは、サービスの現状を載せてございます。

続きまして第7章介護保険事業に係る見込み量と第1号被保険者保険料についてでございます。

一つ目の介護給付等サービスの見込み量としまして、（１）要支援・要介護認定者数の推計でございます。平成２７年から平成２９年について、保険料を算定するに当たって推計をしてございます。表にありますように推計値でございますが、平成２７年に要支援１から要支援５までの方が４８３名、３年後の平成２９年には５１３名になると推計をしてございます。これに基づきまして、介護保険料等との算定をしているというところでございます。

５４ページから５７ページにつきましては、各サービス毎の見込み量を過去の実績と現利用者の状況により推計している表でございますが、この表については説明を割愛させていただきます。

５８ページをお開き願いたいと思います。

５８ページ、真ん中がございます２第１号被保険者の介護保険料につきましては、１）保険給付費の財源構成につきまして国が示していますのは、このページの下表にあるとおり、介護サービス事業費から利用者負担分、平成２７年度以降は１０％から２０％を除いた標準給付費、原則として５０％を被保険者の保険料、残り５０％を公費で負担するということになってございます。

この負担割合につきましても３年毎に見直されまして、第６期の平成２７年から平成２９年の保険料は、２２％を第１号被保険者、２８％を第２号被保険者で負担することとなっておりますが、本町につきましては５８ページでございます。後期高齢化率が全国よりも高く、所得水準が全国平均よりも低いため、調整交付金が５パーセントではなくて、６．６％となると推計しております。ですので、第１号被保険者の保険料は、国が示した２２％ではなく、２０．４％として保険料の算定をしているところでございます。

２）第６期介護保険料の推計方法でございますが、第１号被保険者の平成２７年度から平成２９年度における介護保険料の必要額は、標準給付に第１号被保険者の負担割合２０．４％を乗じて得た額をもとに算出しているところでございます。

この算出結果につきましては、６１ページ以降にその結果を載せてございます。

６１ページをお開きください。

第６期と左側上を書いてある表でございます。介護保険料の改正により、第５期と比べまして、第５期につきましては６０ページ左側でございますが、段階としては６段階でございましたが、第６期につきましては９段階に改正されるということになってございます。それらを勘案して、本町における第１号被保険者の標準月額として示しているのが、６１ページ、表の右側上を書いてあります基準額４，９００円と示しているところがあると思います。第６期の大空町の介護保険の中の第１号被保険者の月額標準は、４，９００円と算定したところでございます。

62ページをお開きいただきたいと思います。

62ページにつきましては、第5期・第6期の介護保険事業計画における給付及び必要保険料の総括表を載せてございます。この表の右側に第6期介護保険事業計画と1番右側の上を書いてありまして試算、その下に各年度平成27年につきましては、介護費、介護の支出金について、7億488万6,000円と推計しております。3年後の平成29年度には、7億1,884万3,000円になるということを見越しまして、計算をしております。

最終的には、先ほど説明しました基準額4,900円、皆様から頂くわけですが、若干端数が出てくることから、基金を取り崩しまして、財源調整をすることとしております。

基金の取り崩しにつきましては、平成27年度につきまして21万2,000円、平成28年度が27万5,000円、平成29年度では44万7,000円と、というふうになってございます。今現在、その程度の基金を取り崩して約2,400万円程度の基金は、保有したい、取り崩さないで置いておきたいという考えで計画をしているところでございます。

63ページ、64ページにつきましては、第5期の給付費実績及び第6期の推計を載せておりますので御覧いただきたいと思います。

65ページをお開き願いたいと思います。

第8章としまして資料編、参考資料として、65ページ以降添付しております。

一つ目、高齢者福祉サービスの概要ということで、本町が実施している事業について69ページにわたり掲載をしておりますので、御覧いただきたいと思います。

70ページをお開きいただきたいと思います。

70ページにつきましては、当計画を策定するに当たり、高齢者のニーズ調査を行いました。それについての調査結果を93ページにわたって掲載をしているところでございます。説明は省略させていただきます。

94ページをお開き願います。

94ページは、4用語の解説ということで、当計画に載っています用語の解説をあいうえお順で9ページにわたって記載をしているところでございます。

参考としていただきたいと思います。

以上、第99ページで終わりでございます。提案理由を御説明申し上げました。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 お諮りします。議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日、質疑、採決を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◇議 長 異議なしと認めます。  
よって、そのように決しました。

◎日程第 19 議案第 11 号

- ◇議 長 日程第 19 議案第 11 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定についてを議題とします。  
本件について、提案理由の説明を求めます。  
佐々木生涯学習課長。

- ◇生涯学習課長 議案書の 219 ページをお開き願います。

「議案第 11 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について

このことについて、別紙のとおり提出する。

平成 27 年 3 月 5 日提出 大空町長 山下英二」

改正内容の御説明を申し上げますので、議会定例会参考資料 5 ページの新旧対照表を御覧願います。

教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携強化、地方に対する国の関与の見直し等、教育委員会制度の抜本的な改革を行うため、平成 26 年 6 月 20 日に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が公布され、平成 27 年 4 月 1 日から施行することになったことに伴い、関係する条例を整理するものでございます。

改正する条例につきましては、大空町課設置条例、大空町特別職公務員の報酬及び費用弁償条例、大空町特別職の給与に関する条例、大空町職員の旅費に関する条例の 4 条例でございます。

まず、大空町課設置条例の一部改正でございます。

第 2 条総務課の項に第 13 号として、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定に関することを追加するものでございます。今回の法律改正により、地方公共団体の長が、総合教育会議において教育委員会と協議し、教育の振興に関する施策の大綱を策定することとなったことから、事務分掌を総務課とし、その事務を行うこととするものでございます。

続きまして、6 ページ下段からの大空町特別職公務員の報酬及び費用弁償条例の一部改正でございます。

別表第 1 中から教育委員会委員長の報酬月額を削除するものでございます。法

律改正による委員長職の廃止に伴い、削除するものでございます。

続きまして、８ページ下段から大空町特別職の給与に関する条例の一部改正で  
ございます。第１条中、町長及び副町長を町長、副町長及び教育長に改め、別表  
に教育長の給与を追加するものでございます。法律改正により、教育長が特別職  
となることから追加するものでございます。

続きまして、９ページ上段から大空町職員の旅費に関する条例の一部改正で  
ございます。第２条第２項中、副町長の次に教育長を加え、委員会の事務局長の次  
の（教育長）を削除するものでございます。法律改正により、教育長が特別職とな  
ることから改正するものでございます。

９ページの附則でございますが、第１項の施行期日、第３項の経過措置につ  
きましては、施行期日は平成２７年４月１日ですが、経過措置といたしまして、大  
空町課設置条例の一部改正を除き、現在の教育長が委員として在職する間は、任  
期満了となる日まで、従前の例によることとしてございます。また、第２項につ  
きましては、大空町特別職の給与に関する条例及び大空町職員の旅費に関する条  
例の改正に伴い、大空町教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に  
関する条例を廃止するものとしてございます。

以上、提案理由の説明とさせていただきますので、よろしく御審議賜りますよ  
うお願い申し上げます。

◇議 長 お諮りします。議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後  
日質疑、採決を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

◇議 長 本日の会議時間は、議事の都合によって予め延長します。

## ◎日程第２０ 議案第１２号

◇議 長 日程第２０ 議案第１２号 大空町教育委員会教育長の服務に関する条  
例制定についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

佐々木生涯学習課長。

◇生涯学習課長 議案書の２２３ページをお開き願います。

「議案第１２号 大空町教育委員会教育長の服務に関する条例制定について

このことについて、別紙のとおり提出する。

平成27年3月5日提出 大空町長 山下英二」

改正の内容を御説明申し上げますので、議案書の225ページを御覧願います。

教育委員会制度の抜本的な改革を行うため、平成26年6月20日に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が公布され、平成27年4月1日から施行されることになったことに伴い、新規条例を制定するものでございます。

法律改正により、新教育長は、地方公務員法上の特別職となるものですが、具体的な事務執行を行うなど、その職責に鑑み常勤とすること、また、勤務時間中の職務専念義務が課せられたことと規定されており、教育長の具体的な勤務時間を特定しなければ、職務に専念すべき時間が明確にならないことから、新教育長の勤務時間等を特定するため、条例を制定するものでございます。

第1条の趣旨でございますが、法律の規定に基づき、教育長の勤務時間、その他勤務条件等に関し必要な事項を定めるものとしております。

第2条の勤務時間及びその他の勤務条件でございますが、教育長の勤務時間等につきましては、大空町職員の勤務時間、休暇等に関する条例、第2条から第6条の1週間の勤務時間、週休日及び勤務時間の割り振り、週休日の割り振り等及び休息時間の規定、第9条から第12条の育児または介護を行う職員の早出遅出勤務、育児または介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限、休日、休日の代休日の規定及び第14条から第17条の年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇の規定について適用することとしております。

また、第3条の職務に専念する義務の免除でございますが、研修を受ける場合等において、教育委員会の承認を得て免除されることと規定しております。

附則といたしまして、現在の教育長の任期満了等により、新制度での教育長が在任することとなった日を施行日としてございます。

以上、提案理由の説明とさせていただきますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

◇議 長 お諮りします。議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日、質疑、採決を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

## ◎日程第２１ 議案第１３号

◇議 長 日程第２１ 議案第１３号 大空町行政手続条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤田総務課長。

◇総務課長 議案書の２２７ページをお開き願います。

「議案第１３号 大空町行政手続条例の一部を改正する条例制定について  
このことについて、別紙のとおり提出する。

平成２７年３月５日提出 大空町長 山下英二」

改正の内容につきましては、参考資料にて説明しますので、参考資料の１１ページをお開き願います。議案第１３号関係 大空町行政手続条例の一部を改正する条例新旧対照表です。

行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、国民の権利、利益の保護に資するため、昨年６月に行政手続法の一部が公布され、平成２７年４月１日から施行されることとなりました。このため、本町の条例につきましても、同様の改正を行うものであります。

主な改正の内容は、一つ目としまして、行政指導の方式における揭示事項の追加で規制や許認可等の権限に基づき、行政指導を行う際には、処分の権限どのような事実が法律の第何条の規定に該当するかなどを示すことが義務付けられました。

二つ目として、行政指導の中止等の求めで、法令違反があるなどとして、行政指導を受けた相手方が行政指導に対し、事実誤認、裁量権の逸脱、乱用であると思ったときに、行政指導した機関に対し、中止その他の措置を申し出ることができる手続を設け、申し出後の必要な調査行政指導の誤りにおける中止措置等について義務付けられました。

三つ目としまして、行政指導または行政処分の求めで、法令違反をする一般の人のだれもが規制権限のある行政機関に行政指導や処分をするよう通報することができる手続を設け、申し出後の必要な調査、行政指導、処分の実施について義務付けられたところであります。

初めに、新たに条項を追加するため、目次を改めております。

第４章、行政指導に１条を追加するため、第３０条から第３４条を第３０条から第３５条に改めております。

第５章届出（第３５条）を第６章届出（第３７条）とし、第５章に処分等の求め（第３６条）を追加しております。

第３条中、第４章を第５章に改め、第７号の名宛人と第８号の関わるを漢字表

記へ改めております。

第33条第2項に先ほど説明しました一つ目の行政指導の方式を追加するものがあります。

第2項行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際、大空町の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、12ページになります。その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

第1号 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項 第2号 前号の条項に規定する要件 第3号 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由 第2項、第3項は、第2項の追加により繰り下げるもので、第2項中の前項は一項追加となるため、前2項に改めるものであります。

第35条は、先ほど説明しました二つ目の行政指導の中止等の求めを追加するものであります。（行政指導の中止等の求め）第35条、法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法令に置かれているものに限る）の相手方は行政指導が当該法令に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした大空町の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導が相手方について、弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

第2項 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。第1号 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所、第2号 当該行政指導の内容、第3号 当該行政指導がその根拠とする法令の条項、第4号 前号の条項に規定する要件、第5号 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由、第6号 その他参考となる事項、第3項、当該大空町の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法令に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

第5章 （処分等の求め） 13ページになります。

第36条に先ほど説明しました三つ目の処分等の求めを追加するものであります。第36条 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導（その根拠となる規定が法令に置かれているものに限る。）がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する大空町の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

第2項 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出しなければならない。

第1号 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所、第2号 法令に違反する事実の内容、第3号 当該処分又は行政指導の内容、第4号 当該処分又は行政指導の根拠となる法令の条項、第5号 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由、第6号 その他参考となる事項、第3項 当該行政庁又は大空町の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。

第5章を第6章とし、第35条を第37条に改めるものです。

附則としまして、この条例は、平成27年4月1日から施行する。

以上、提案理由の説明を申し上げましたので、御審議くださいますようよろしくお願いいたします。

◇議 長 お諮りします。議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし後日、質疑、採決を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます

よって、そのように決しました。

#### ◎日程第22 議案第14号

◇議 長 日程第22 議案第14号 大空町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤田総務課長。

◇総務課長 議案書の233ページをお開き願います。

「議案第14号 大空町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

このことについて、別紙のとおり提出する。

平成27年3月5日提出 大空町長 山下英二」

改正の内容につきましては、参考資料にて説明しますので、参考資料の15ページをお開き願います。議案第14号関係、大空町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表です。

管理職員特別勤務手当の支給について、制度化をするものであります。管理職員は、管理監督者という職務の困難性や特別な責任を有しており、時間外勤務も自らの判断により行うのが常態で、管理職手当の支給を受けております。一般的

な勤務時間を計測することが困難であり、不相当と認められていることから、時間外勤務、休日勤務手当は支給されないこととなっております。

しかしながら、管理職員にあっても、臨時または緊急の必要がある場合には、週休日が祝日等の休日において勤務をした場合に、国では、平成4年4月から管理職員特別勤務手当を支給することとなっております。

また、平成27年4月からは、平日の深夜に災害や緊急の対応のため勤務した場合においても、手当を支給することとしております。

大空町では、現在、同様に勤務した場合、代休により対応しているところですが、近年は集中豪雨や暴風雪に伴う災害、行方不明者等の捜索で休日や平日の深夜に勤務する機会が増えていることから、国に準じて管理職員特別勤務手当を制度化しようとするものであります。

第17条の2の次に管理職員特別勤務手当について追加しております。

（管理職員特別勤務手当）第17条の3 前条第1項の規定に基づく規則で定める職員（次項において「管理監督職員という。」）が、臨時又は緊急の必要により週休日又は、大空町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第11条に規定する休日（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

第2項 前項に規定する場合のほか、管理監督職員が、災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

第3項 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

第1号 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、7,000円を超えない範囲内において規則で定める額とする。ただし、同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して規則に定める勤務にあつては、それぞれの額に100分の150を乗じて得た額とする。規則で定める額は、課長職にあつては7,000円、主幹職にあつては、6,000円とするものであります。勤務に従事する時間等を考慮して、規則で定める勤務というのは、6時間を超える勤務の場合を指しておりまして、6時間を超えた場合には、先ほどの7,000円、6,000円を100分の155を乗じて得た額とするということでございます。

第2号 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、3,500円を超えない範囲内において規則で定める額とする。規則で定める額は、課長職にあつては3,500円、主幹職にあつては3,000円とするものであります。

第4項 前3項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は規則で定める。

16 ページであります。

附則としまして、この条例は、平成27年4月1日から施行する。

以上、提案理由の説明を申し上げましたので、御審議くださいますようよろしくお願いいたします。

◇議 長 お諮りします。議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日、質疑、採決を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

### ◎日程第23 議案第15号

◇議 長 日程第23 議案第15号 大空町日常生活用具給付事業に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

南部福祉課長。

◇福祉課長 議案書237ページをお開きください。

「議案第15号 大空町日常生活用具給付事業に関する条例の一部を改正する条例制定について

このことについて、別紙のとおり提出する。

平成27年3月5日提出 大空町長 山下英二」

改正の内容につきましては、定例会参考資料17ページの新旧対照表により説明いたしますので、お開き願いたいと思います。

今回の改正趣旨につきましては、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律が公布され、表題が中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に改称されたことから、条例の一部を改正するものでございます。

新旧対照表、別表左側の2を見ていただきたいと思います。

別表2の利用者世帯の階層区分の欄のAの項の中、中国残留邦人等の帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律を中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に改め、公布の日から施行するものでございます。

以上、提案の理由を御説明申し上げます。よろしく御審議くださいますよう

お願いいたします。

◇議 長 お諮りします。議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日、質疑、採決を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

#### ◎日程第24 議案第16号

◇議 長 日程第24 議案第16号 大空町広域入所における保育に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

佐々木生涯学習課長。

◇生涯学習課長 議案書の241ページをお開き願います。

「議案第16号 大空町広域入所における保育に関する条例の一部を改正する条例制定について

このことについて、別紙のとおり提出する。

平成27年3月5日提出 大空町長 山下英二」

改正内容を御説明申し上げますので、議会定例会参考資料19ページの新旧対照表を御覧願います。

平成27年4月1日に施行される子ども・子育て支援法では、子育て支援制度に関し、市町村が事業の実施主体となるなど、1市町村の権限と責任が強化されることとなりました。この法律において市町村は、子ども及びその保護者が置かれている環境に応じ、子どもの保護者の選択に基づき、多様な施設、または事業者から良質かつ適切な教育及び保育、その他の子ども子育て支援が総合的かつ効果的に提供されるよう、その提供体制を確保すると定められ、これに伴い関係条例の改正を行うものでございます。

題名の大空町広域入所における保育に関する条例を大空町広域入所に関する条例に改め、第1条及び第3条に、子ども・子育て支援新制度の対象となる幼稚園などの特定教育施設に係る事項を追加するものでございます。

広域入所に当たっては、これまでの保育所だけでなく、子ども子育て支援新制度の対象となる特定教育施設に町民が入所する場合につきましても、市町村がその利用施設との調整を行うこととなったことに伴う改正でございます。

第4条につきましては、保育所または特定教育施設に入所させた児童の保護者

は、子ども・子育て支援法に定める支給区分に応じ、保育料を納入しなければならないと規定しております。これまでの保育所に、特定教育施設を追加し、子ども・子育て支援法に定める支給区分に応じた保育料を納付することとして改めるものでございます。また、第4条に基づく別表の保育料徴収基準額表でございますが、保育料につきましては、国が定める基準額を上限として、市町村は定めるとされたこと、また、保育料の階層区分は、これまで所得税が基準となっておりますが、新制度では、市町村民税の所得割が基準となったことから、新たに新基準に基づく、保育料を定めることが必要となったところであり、本町におきましては、国が定めた基準額を準用し、保育料を定めるところであります。

19ページの別表（第4条関係）であります。保育料徴収基準額表（1号認定（3歳以上児））、20ページをお開き願います。

2 保育料徴収基準額表（2号認定（3歳以上児））、同じく20ページ、3 保育料徴収基準額（3号認定（3歳未満児））、21ページ以降の備考に係るものにつきましても、国の基準を準用しているところでございます。

24ページでございます。附則といたしましては、子ども・子育て支援法の施行日が確定したことから、平成27年4月1日から施行することとしております。また、経過措置といたしまして、別表の規定はこの条例の施行の日以後に係る保育料について適用し、施行以前に係る保育料については、なお従前の例とするものとしております。

以上、提案理由の説明とさせていただきますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**◇議 長** お諮りします。議事の都合により、本案は原案理由の説明のみとし、後日、質疑、採決を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**◇議 長** 異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

#### ◎日程第25 議案第17号

**◇議 長** 日程第25 議案第17号 大空町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例制定についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

南部福祉課長。

**◇福祉課長** 議案書249ページをお開きください。

「議案第 17 号 大空町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例制定について

このことについて 別紙のとおり提出する。

平成 27 年 3 月 5 日提出 大空町長 山下英二」

議案書の 251、252 ページが条例文でございます。

新設条例でございますが、読み上げを省略させていただき、条例の概要で説明をさせていただきたいと思ひます。

定例会参考資料 25 ページをお開き願ひたいと思ひます。

条例制定の背景でございますが、第 3 次地域主権一括法と言われております地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により介護保険法の一部が改正され、厚生労働省で定められている地域包括支援センター運営基準を市町村が条例で定めることとなりました。

この条例制定に当たりましては、省令で定められた基準を従うべき基準と参酌すべき基準に区分し、大空町の地域包括支援センターの人員及び運営の基準を定める条例とするところでございます。

条例制定に関する規定としまして、介護保険法第 115 条の 46 第 4 項及び第 5 項において、次の下線のとおり市町村の条例で制定することが規定されております。

条例制定の方向性でございますが、地域包括支援センターが包括的支援業務を実施するために必要なものとして、省令と異なる内容を定めることは認められないという従うべき基準は、職員に係る基準及び員数とされ、省令を十分参照した上で、地域の実情に応じて異なる内容を定めることは許容される参酌すべき基準は上記の従うべき基準以外の事項となるところでございます。

この条例を整備するに当たっての考え方としましては、国が定める基準では、今説明しましたように従うべき基準、参酌すべき基準があり、省令の中で混在しておりますが、本町において国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性がないため、国の基準どおりとした条例としているところでございます。

参考資料 26 ページをお開きください。条例の概要でございます。

1 条から 3 条までで構成されております。条例の内容につきましては、介護保険法施行規則第 140 条の 66 に規定されております。地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数に従い定めているところでございます。

第 1 条は、条例の趣旨、第 2 条は、基本方針、第 3 条は、地域包括支援センター職員等に係る基準を規定しているところでございます。

この条例の施行日につきましては、平成 27 年 4 月 1 日としているところでございます。

初めに説明しましたとおり、本町の実情に国の基準と異なる内容を定める特別

な事情や特性がないため、国の基準どおりとして条例を制定することが妥当と判断しております。

以上、提案理由の説明を申し上げました。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 お諮りします。議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日、質疑、採決を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

### ◎日程第２６ 議案第１８号

◇議 長 日程第２６ 議案第１８号 大空町難病患者等訪問介護員派遣に関する条例を廃止する条例制定についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

南部福祉課長。

◇福祉課長 議案書２５３ページでございます。

「議案第１８号 大空町難病患者等訪問介護員派遣に関する条例を廃止する条例制定について

このことについて、別紙のとおり提出する。

平成２７年３月５日提出 大空町長 山下英二」

２５５ページは、廃止する条文でございます。

条例の廃止の内容につきましては、定例会参考資料２７ページをお開きいただきたいと思います。２７ページにより説明いたしますので、御覧いただきたいと思います。

当条例廃止の趣旨につきましては、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、障害者総合支援法と言われております。この改正によりまして、法律の定める障害児者の対象として難病患者が新たに加わり、提供する訪問介護サービスでの対応が可能となりました。これにより、大空町難病患者等訪問介護員派遣に関する条例によるサービスの提供の必要性がなくなったことから、条例の廃止を行うものでございます。

表の中段にありますように、障害者総合支援法への移行概要が書かれておりますが、いずれも条例にしても、国の法律にしても、対象者、同じ難病患者の方の範囲を対象者としております。

また、事業内容も、障害者総合支援法の居宅サービス事業で対応可能となっているということから、当条例を廃止することとさせていただきます。

以上、提案理由の説明を申し上げました。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 お諮りします。議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日、質疑、採決を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

◇議 長 ここでお諮りします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日は、これで延会します。

大変お疲れさまでした。

延会 午後 5時20分

平成 2 7 年第 1 回

# 大空町議会定例会会議録

〔その 2〕

- ・ 招 集 平成27年 3 月 5 日
- ・ 開 会 平成27年 3 月 5 日
- ・ 閉 会 平成27年 3 月 12 日

大 空 町 議 会

# 大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

|     |   |   |   |   |      |   |   |   |     |
|-----|---|---|---|---|------|---|---|---|-----|
| 1 番 | 上 | 地 | 史 | 隆 | 7 番  | 齋 | 藤 | 宏 | 司   |
| 2 番 | 田 | 中 | 裕 | 之 | 8 番  | 松 | 岡 | 克 | 美   |
| 3 番 | 原 | 本 | 哲 | 己 | 9 番  | 小 | 島 | 一 | 弘   |
| 4 番 | 沢 | 出 | 好 | 雄 | 10 番 | 後 | 藤 | 幸 | 太 郎 |
| 5 番 | 品 | 田 | 好 | 博 | 11 番 | 深 | 川 |   | 昇   |
| 6 番 | 松 | 田 | 信 | 行 | 12 番 | 近 | 藤 | 哲 | 雄   |

2 不応招議員は次のとおりである。

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

|          |   |           |
|----------|---|-----------|
| 町        | 長 | 教育委員会委員長  |
| 代表監査委員   |   | 農業委員会会長   |
| 副町長      |   | 産業課参事     |
| 総合支所長    |   | 産業課参事     |
| 会計管理者    |   | 建設課長      |
| 総務課長     |   | 建設課参事     |
| 総務課参事    |   | 建設課参事     |
| 住民課長     |   | 住民福祉課長    |
| 福祉課長     |   | 産業建設課長    |
| 産業課長     |   | 総務課主幹     |
| 教育長      |   | 生涯学習課参事   |
| 生涯学習課長   |   |           |
| 監査委員事務局長 |   | 農業委員会事務局長 |

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、主査、書記

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

# 平成27年第1回大空町議会定例会議事日程

第2号 平成27年3月6日（金） 10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について  
(諸般の報告)
- 日程第2 一般質問
- 日程第3 議案第19号 大空町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第4 議案第20号 大空町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第5 議案第21号 大空町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第6 議案第22号 大空町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例制定について
- 日程第7 議案第23号 大空町営住宅条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第8 議案第24号 平成27年度大空町一般会計予算
- 日程第9 議案第25号 平成27年度大空町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第10 議案第26号 平成27年度大空町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第11 議案第27号 平成27年度大空町介護保険事業勘定特別会計予算
- 日程第12 議案第28号 平成27年度大空町介護サービス事業勘定特別会計予算
- 日程第13 議案第29号 平成27年度大空町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第14 議案第30号 平成27年度大空町下水道事業特別会計予算
- 日程第15 議案第31号 平成27年度大空町個別排水処理事業特別会計予算

# 出席説明員の報告

1. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のために出席する者は次のとおり。

|        |      |          |      |
|--------|------|----------|------|
| 町長     | 山下英二 | 教育委員会委員長 | 相馬隆  |
| 代表監査委員 | 近藤克郎 | 農業委員会会長  | 山神正信 |

2. 大空町長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

|       |      |        |      |
|-------|------|--------|------|
| 副町長   | 川口明夫 | 産業課参事  | 中村直樹 |
| 総合支所長 | 菊地教男 | 産業課参事  | 秋葉暢康 |
| 会計管理者 | 丹治健  | 建設課長   | 田端久剛 |
| 総務課長  | 藤田勉  | 建設課参事  | 高島清和 |
| 総務課参事 | 林敏美  | 建設課参事  | 佐薙幸史 |
| 住民課長  | 山本勝栄 | 住民福祉課長 | 平田義和 |
| 福祉課長  | 南部猛  | 産業建設課長 | 田中信裕 |
| 産業課長  | 伊藤裕幸 | 総務課主幹  | 松川一正 |

3. 大空町教育委員会委員長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

|        |       |         |      |
|--------|-------|---------|------|
| 教育長    | 渡邊國夫  |         |      |
| 生涯学習課長 | 佐々木徳幸 | 生涯学習課参事 | 星加政志 |

4. 大空町代表監査委員の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

|      |      |
|------|------|
| 事務局長 | 熊谷裕幸 |
|------|------|

5. 大空町農業委員会会長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

|      |      |
|------|------|
| 事務局長 | 作田勝弥 |
|------|------|

6. 本議会の事務に従事する者は次のとおり。

|      |      |    |      |
|------|------|----|------|
| 事務局長 | 大槻明弘 |    |      |
| 主査   | 土田康裕 | 書記 | 川尻洋昭 |

以上のとおり報告する。

平成27年 3 月 6 日

大空町議会議長 近藤 哲雄

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

- ◇議 長 おはようございます。  
ただいまから平成27年第1回大空町議会定例会第2日目の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- ◇議 長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は会議規則第127条の規定によって、議長において1番 上地史隆議員及び2番 田中裕之議員を指名します。

◎諸般の報告

- ◇議 長 この際、諸般の報告を行います。  
事務局長に報告いたさせます。  
大槻事務局長。

- ◇事務局長 諸般の報告を申し上げます。

ただいまの出席議員は12名全員であります。

本日の会議に説明のため出席する者の職氏名は、一覧表として配付しておりであります。なお職務の都合により、一部に異動がある場合がありますことを御了承願います。

本日の議事日程は、配付しております日程表のとおりであります。

議会事務局職員による議会広報用の写真撮影を申請し、許可を得ておりますので、御了承願います。以上でございます。

- ◇議 長 これで諸般の報告を終わります。

◎一般質問

- ◇議 長 日程第2 一般質問を行います。  
順番に一般質問を許します。  
3番 原本哲己議員。

- ◇原本議員 改めましておはようございます。原本哲己です。

昨年後半からの度重なる大雪、暴風雪は私の記憶にあまりなく、町民の方々はもちろん、関係機関、除雪担当者に大変な苦労、負担が掛っていると思います。  
改めて御苦勞様、ありがとうございますと伝えたいと思います。  
では、質問に入ります。

昨日まで公立高等学校の入学試験が行われました。大空町の道立女満別高等学校では14人、町立東藻琴高等学校では23人の受験者がおりましたが、近年の志願者数の減少から、町民の間には、このままではどちらかが募集停止になり、町内に公立高校はどのように残るのか、という不安が広がってきています。

このことについて、今の状況をはっきりさせ、町民がいたずらに不安を抱くことのないようにしたいと思い質問します。

1点目、全体的なことなので、町長にお聞きしたいと思います。

二つの高校は、地域経済と深く結び付いているのは周知の事実だと思います。将来の人口、生徒数減少の中で高校存続について話が出たとき、お互いの地域で綱引きに状態になることが考えられますが、そのような事態を避け、どのように町民に周知されるのか。現時点での町長の考え方をお聞きしたいと思います。

2点目、ここからは具体的な話なので、教育長にお聞きしたいと思います。女満別高校志願者数が今年14人、来年も20人を切ると募集停止なるという話が聞こえています。また、北海道教育委員会の公立高等学校配置計画地域別検討協議会の中で、募集停止に至る学校は地元進学率が低いことも問題視されています。この辺の事実関係について伺いたいと思います。

また、先に述べた協議会の中で、当町の高校について何らかの話が出ているのかも合わせてお聞きしたいと思います。

3点目、東藻琴高校は、私が卒業した40年前当時も20人前後の学級がたびたびあり、その後定員の40名近くになったこともありましたが、最近では20人から30人の間で1学年の生徒数が推移しているようです。この過程の中で、存続について何らかの話があったのかについてもお聞きしたいと思います。

また、両校定員確保対策について進められていることについて、現在進んでいることをお聞きしたいと思います。以上1回目の質問を終わります。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 原本議員の一般質問にお答えを申し上げたいと思います。

高等学校の有り方につきましては、町民の皆様も関心があり、地域審議会、また町政懇談会など、さまざまな機会に御意見をいただいているところでございます。

現在、町教育委員会など正式な機関として方針を決定したものはございません。今回の御答弁は、私自身の考え方として、地域審議会や町政懇談会で話をさせていただいている内容で御答弁をさせていただきたいと思います。

これまでさまざまな取り組みを進めまして、町内の高校の存続、維持を進めてきたところであります。しかしながら、将来的に2校の存続というものは難しい

と思っております。このため、大空町に1校の高等学校を存続させていくことを基本に数年前から教育関係者などの皆さんに町内の高等学校教育の有り方について議論をして欲しいとお願いをしまいいりました。

もともとありました大空町の高等学校教育を考える協議会を平成23年度に再招集いたしまして、議論が始まりましたけれども、どちらの高校も存続という意向が強く、議論が進んでいない現状でございます。しかしながら、残されました時間は余らないと私は感じております。どちらの高校を残すということではなく、町内の高等学校1校確保すると、そのためには何が必要なのか。そういう議論をしていただきたいと、そのように思っております。

これらのことについては、職員はもちろん、教育委員の皆さんとの懇談会、地域審議会、町政懇談会などで発言をさせていただいているところでございます。

今後につきましては、北海道教育委員会の指導もいただきながら、町立、道立の形式、全日制、定時制の形態、普通科、職業科の選択など、例示をしながら、大空町にとってふさわしい高等学校教育の方向を見極め、提示できるようにしていかなければならないものと考えております。

詳細につきましては、所管であります教育委員会、教育長の方から御答弁をさらに申し上げたいと思います。

**◇議 長** 渡邊教育長。

**◇教 育 長** 原本議員からの一般質問にお答えを申し上げたいと思います。

私からは、東藻琴高等学校及び女満別高等学校の現状と高校存続に向けた考え方などについて、御答弁を申し上げたいと思います。

本町には、町立の東藻琴高等学校と道立の女満別高等学校の2校が設置されており、両校とも創立から60年を超える歴史と伝統のある高校として、それぞれ地域に根差した個性豊かな高等学校づくりに取り組んでおります。

生徒数ですが、昨年の5月1日現在では、東藻琴高校は定時制の農業科で3学年75人、また、女満別高校は全日制の普通科で3学年115人の状況となっております。

先月、北海道教育委員会から平成27年度高等学校一般入学者選抜の出願状況が発表されました。東藻琴高校、女満別高校ともに募集定員は40人となっておりますが、東藻琴高校は23人、女満別高校は14人といった出願状況となりました。

ここ数年の入学者数の状況を申し上げますと、東藻琴高校は平成24年度28人、平成25年度は31人、平成26年度は20人と、コンスタントに20人から30人の入学者数で推移してございます。また、女満別高校は平成24年度4

0人、平成25年度は58人であったものの、平成26年度は25人と、予想外の入学者の減少がみられました。

町では、これまで両校の生徒確保対策といたしまして、制服の購入費補助やスクールバスの運行、高校生徒寄宿舎の運営などに取り組んでまいりました。また、女満別高校振興協議会では、学校前の看板の設置をはじめ、近隣市町村の中学校への訪問活動、さらには管内広域に新聞折り込みチラシを配布するなど、懸命にPR活動にいそしんできたところでございます。平成25年度には、女満別高校の定員が40人から従来の80人に復活するなど、多種多様な生徒確保対策を講じたことで、一定の成果が見られたところでございます。

しかしながら、近年の管内の中卒者全体の減少や管内高校の定員割れの状況、また、地元進学率の低下や交通の利便性など、さまざまな理由が絡み合い地元への進学希望者が減少傾向となっているものと、厳しく受けとめております。

今後の高校のあり方についてでございますが、これまで大空町の高等学校を考える協議会という組織を中心に意見交換を行ってまいりました。この協議会は、町内の中学校、高校のPTAをはじめ、高校の同窓会、自治会連合会や農協、商工会の代表の方々により組織されており、教育関係者のみならず、地域住民の方や地元経済関係者の皆様にも参画いただき、広く御意見をいただく場としているところでございます。

平成23年から4回ほどの役員会を含め、開催してきておりますが、議論の中心は教育の将来構想というテーマよりも、東藻琴高校、女満別高校それぞれの存続に向けた意見交換にとどまっているというのが現状でございます。

また北海道教育委員会が示した今後の管内全体の中卒者数の見込みでありますけれども、昨年3月時点で2,750人であったものが、3年後の平成29年3月では233人減の2,519人に、また6年後の平成32年3月には、452人減の2,300人と推計されております。

町内全体では、昨年3月時点で女満別中学校、東藻琴中学校合わせまして72人であったものが、翌年以降6年後までは50人台まで減少したり、また70人台に増えたりと、微増微減を繰り返すことが予測されておりますが、今後7年後以降は、少しずつ減少していくのではないかと推測しているところでございます。

また、御質問がございました公立高等学校の配置計画について、御説明を申し上げます。

公立高等学校配置計画は、高等学校進学希望者数に見合った定員を確保することを基本として、中学校卒業者数の動向を踏まえながら、生徒の多様な学習ニーズ、進路状況などに対応した学校学科の配置や規模の適正化を図るために、北海道教育委員会が毎年度3カ年にわたる高校配置計画というものを策定しております。

平成26年度は、昨年9月に平成27年度から平成29年度までの高校配置計画が策定されておりまして、あわせて平成30年度から平成33年度までの再編整備の見通しも示されております。

また、この配置計画の策定に当たっては、平成18年に北海道教育委員会が策定した新たな高校教育に関する指針に基づき、教育水準の維持向上を図るため、中卒者数の増減や地域の実情、私立高校の配置状況等を考慮しながら、定員の調整や学校再編の整備を行うこととされているところでございます。

近年ではこの計画に基づき、美幌高等学校と美幌農業高校が統合となり、清里高校が網走南ヶ丘高校をセンター校とするキャンパス校を導入しております。また、小清水高等学校は平成28年度に、滝上高校は平成29年に募集停止とすることが決定しております。

この募集停止となる要件についてでございますが、道の新たな高校教育に関する指針によれば、1学年1学級の小規模高校は、5月1日現在の第1学年の在籍者が20人未満となり、その後も生徒数の増加が見込まれない場合は、再編整備を進めるとの規定になっております。

その生徒数の増加が見込まれない期間の考え方については、特に明記されたものではありませんが、既に募集停止となった高校の状況を見ますと、概ね2カ年継続して20人を下回ると募集停止となっているようでございます。

また北海道教育委員会では、この配置計画の策定に当たりましては、広く教育関係者や地域住民の意見を聞くこと目的として、毎年度2回、道内14の総合振興局管内の学区毎に、地域別検討協議会を開催しております。オオーツク管内においても、昨年の4月と7月の2回、網走市で開催され、大空町からも参加したところでございます。参加者は関係する市町村長、教育長、高等学校長、高校のPTA会長、中学校長、中学校のPTA会長、その他地域住民となっております。

御質問の女満別高校の配置計画に関するところでございますけれども、特に今回の地域別検討協議会では、女満別高校に対する配置計画案というものについては、一切示されてはございません。しかしながら、平成27年度の入学希望者が現在のところ14人という状況でございますので、今後の入学者の状況によっては、募集停止となる恐れがあります。

来年度平成27年度と比べまして、平成28年度は地元を含め中卒者の増加が見込まれますので、募集停止とならないようにしっかりと生徒の確保対策を進めてまいりたいと考えております。

また、東藻琴高校におきましては、御承知のように定時制の高校ということでございますけれども、道が定めました新たな高校教育に関する指針では、定時制課程の高校については、1学年1学級の高校において、5月1日現在の第1学年の在籍者が10人未満となり、その後も生徒数の増加が見込まれない場合は、再

編整備を進めるとの規定になっております。したがって、当面、現状維持できれば再編にはならないものと考えております。

また、御承知のとおり、東藻琴高校は設置者が町でありますので、存続や再編に関しましては、地元の意見が最大限尊重、反映されるものと認識しているところでございます。

そのような状況の中で、教育委員会といたしましても、現在の中卒者数の状況を鑑みれば、町内にある二つの高校、今後も維持していくということは大変難しいと判断しておりまして、現在教育委員会では、北海道教育委員会の高等学校教育に対する考え方や助言を踏まえながら、地元高校存続のための具体的方策について、さまざまな角度から検討を進めております。

幾つかの選択肢というものが考えられますが、それらを大空町の高等学校を考える協議会をはじめ、地域の皆さんにお示しした上で、多くの御意見を伺い、全町的な議論にしていきたいと思いますと考えております。またその際、地域が求める高校像や地域が求める生徒像は何なのかといった基本的な考えを十分に踏まえながら、大空町の高等学校教育が目指すべき方向を見極めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、原本議員への1回目の御答弁とさせていただきます。

**◇議 長** 3番 原本議員。

**◇原本議員** どうもありがとうございました。

実は2回目の質問で、小清水高校、滝上高校がどのようにして、現実の中で募集停止になったかを聞こうと思っていましたが、今説明いただきまして、そのことも理解できたと思います。

二つの高校がこの町にどうやって残っていくか、町長の答弁の中で、いろんな考え方を持った中で進めていきたいというふうな話でしたが、今、お互いに両地区が間違っ、間違っという言い方は変ですけども、自分たちの地域から高校が無くなることについての心配が多いと思っています。

それで、地域経済もいろんなことが結び付いているものですから、この問題がきちんと町民の中で勝手に話が一人歩きしないように、一步一步町民に、今どういう状態で進んでいることを知らせながら進んでいくことお願いしまして、質問を終わりたいと思います。

**◇議 長** 渡邊教育長。

**◇教 育 長** お答えしたいと思います。

非常に私もこういう立場になりまして、高校の現状について十分理解できるまでに時間を要したと、勉強不足であると反省しているわけでありすけれども、いろいろと制約のある中で、地域経済にも、また、地域の活性化にも大きな影響のあるこの高校の存続というものについて、現状というものを広く住民の皆さんにお知らせをして、真剣に大空町の今後の高校教育はどうあるべきかということで、皆さんと考えていく、そういう時期が来ていると、そのように認識をしています。

いろんな方法を使いまして、今後子どもたちの動向でありますとか、さまざまな今の高校生が考えているニーズというものについては、非常に多様化しております。また現在、高度情報化、あるいはグローバル化といった社会情勢がありますし、生徒の能力、適性、また興味や関心、進路の希望とさまざまなニーズがある中で、地域や社会に求められる高校、また地域や社会が必要とする人材の育成のために、大空町にとってふさわしい魅力ある高校づくりを目指していかなければならないと考えております。

教育委員会としても、地元のいろいろな関係者の方にも十分御意見をいただきながら、精力的に存続に向けた取り組みを進めてまいりたいと、そのように考えておりますので、今後とも御指導賜りますようよろしくお願いいたします。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 地域の高校ということで、生徒の皆さん方の意向と言いましょうか、そういうものを尊重することはもちろんでありますけれども、私どもの町の高校だということで、地域の保護者以外の方々も、いろんな意味で関心が高いというふうに思っております。

是非、これからの議論につきましては、その議論の内容などもオープンにしながら、大勢の皆さんの御意見を頂戴し進めていく、そういう形態を私からも関係者の皆さんにお願いをしてまいりたいと、そのように思います。

いろいろ御指摘いただきまして、ありがとうございました。

◇議 長 これにて原本哲己議員の一般質問を終了します。

次に、1番 上地史隆議員の一般質問を許します。

◇上地議員 皆様おはようございます。1番 上地史隆でございます。

この度、3月の定例会で質問する機会を与えていただきましたことに、心から感謝を申し上げます。

以下、通告に従い質問に移らせていただきますが、他に御登壇される議員の方

と重複するところがあるかもしれませんが、御容赦いただきたいと思います。

それでは、質問をさせていただきます。

まず一つ目の質問ですが、介護報酬の減額改定の影響についてですが、皆様も新聞やテレビなどの報道で、国による介護報酬の減額を聞き、実際に福祉にかかわられている方、または施設を利用されている方も、どのようになるか心配をされていると思います。

私も福祉の現場で働く者の１人として、大変困惑をしておりますが、政府は９年ぶりに介護報酬の減額改定をしました。介護報酬は、介護保険のサービスを提供した事業所に支払うものですが、新年度からの各サービスの単価が２月６日に決まり、施設サービスを中心に介護報酬は全体で２．２７％減らすことになりました。

その一方で、職員の待遇改善を目的に、賃金は月額１万２，０００円を加算する内容になりましたが、板挟みとなる格好の道内の事業所は、経営が成り立たないと危惧をしております。事業所の経営が厳しくなれば、職員の待遇はかえって悪くなることも予想がされます。今回の改定で特別養護老人ホームは介護報酬が５％以上減り、年間に数千万円以上の減収が見込まれる施設もあります。

国は介護報酬の改定理由として、一般企業より潤沢な介護事業の儲けを人材不足の解消に回すと説明しております。昨年３月の国の調査では、事業所の収入に対する利益の割合は特別養護老人ホームの８．７％等、全体で約８％となり、中小企業の２．２％より上回っています。

だが全国老人福祉施設協議会の昨年度の調査で、特別養護老人ホームの利益の割合は４．３％、札幌市内が４．５％、札幌以外の道内が０．４％というデータが示されています。この差について、札幌市老人福祉施設協議会の会長は、国が３月分を対象としたのが問題と指摘しております。３月は欠員が出勝ちで、人件費などが抑えられる結果、利益が出やすくなると分析しており、利益の過大評価が介護報酬削減につながったのではないかと見ております。道内のある施設長は、民間企業と比べて介護報酬を減らすこと自体がおかしいと強調しています。

特別養護老人ホームは４月から入所基準が原則として、要介護度３以上になり、利用介護度が重くなれば、入院で施設を長く開ける入所者も増え、収入減のリスクを負います。

国には実態をきちっとして欲しいとの憤りの声もあり、職員の賃金加算についても懐疑的な見方が多く、常勤介護員の平均賃金は、２０１３年度であります、全国で全産業を１０万円下回る月額２２万円、訪問介護など事業によっては、経費の７割を人件費に充てているが、職員の年収が２００万円ほどで、賃金加算を見込んでも、労働実態とつり合わないと言っております。

また、月額の賃金加算の一方で、事業所がボーナスなどを減らせば恩恵は薄ま

り、経営が大変な中、待遇改善は非正規まで及ぶかはわかりません。北海道医療大学教授も、現在の介護報酬が低過ぎることにより、人材不足を招いており、国は、介護分野に優先的に予算配備すべきだと指摘もしております。

大空町にも福祉施設がありますが、今回の介護報酬改定で削減される事業所は、どのような影響が出るのか。現場の職員にもどのような影響が出るのか、町長よりお聞かせいただきたいと思います。

続いて、二つ目の質問に移らせていただきます。

既存施設の有効活用についてですが、総務省が2015年から老朽化した公共施設を集約したり、別の用途に転用したりする地方自治体を財政支援することがわかりました。改修費の9割を地方債発行で賄うことを新たに認め、返済の一部を地方交付税で補う。同省によると自治体が検討中で支援策等の対象となりそうな事業は617件で、事業費は、計6,542億円に上る見通しとのこと、公共施設は高度経済成長期に建設され老朽化が進んだものも多く、人口減による利用低迷もあり、維持管理は自治体にとっても大きな課題であります。

財政支援で集約を後押しすることで、統廃合し将来のコストを削減、転用で既存施設の有効活用を図るために自治体にとっては、これまで認められていなかった地方債で費用を捻出し、負担を長期間に分散できるようにしています。

集約の場合、返済額の5割を交付税で賄い、対象は増改築工事で二つの公民館を一つにしたり、高齢者デイケアセンターと保育所といった、異なる施設を同じ建物にまとめたりするなど、延べ床面積を集約前の施設の合計より削減することが条件ですが、新築による統合は、対象外となっております。

また、廃校となった校舎など、既存の公共施設を転用する場合は、返済の3割を支援するとのこと。今後、町として何かお考えがあれば、町長よりお答えいただきたいと思います。

これで最初の質問を終了させていただきます。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 上地議員の一般質問にお答えを申し上げます。

まず1点目の介護報酬削減の改定についての影響等についてでございます。

現段階におきまして、私どもも新聞等の報道、また厚生労働省のホームページなどで公開されている範囲の情報しか持ち得ておりません。そのことについては御了解を賜りたいと思います。

介護報酬につきましては、3年に一度見直し作業が行われており、平成27年度の介護報酬の改定内容は、2月6日厚生労働省からその概要案が発表されたところでございます。

全体的なその傾向、流れといたしまして、一つには高齢社会の進展に伴い、介護給付費が年々増加している、増大している社会保障費の確保が困難な状況になりつつある。また、財源の大きな柱としてされてまいりました消費税の10%への再増税というものが先送りとなったというような背景がございます。

また、国の全体の見方といたしましては、小規模デイサービスなどの利益率が高いと、さらには特別養護老人ホームの内部留保の多さが問題であると、そのように国は判断しているようでございます。

その結果、財務省を中心に介護報酬の大幅な削減が提案をされ、9年ぶりのマイナス改定に至ったということが言えるのではないかと思います。

少し具体的な内容について触れてみたいと思います。

団塊の世代の方々が75歳以上になる平成37年に向けて医療、介護、予防、住まい、生活支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築を実現していくとされておりまして、そのために、中重度の要介護者や認知症高齢者に特化した中で対応を強化するということが言われております。

もう一つは、介護人材確保対策を推進していかなければならない、さらにサービス評価の適正化と効率的なサービス提供体制を構築する、この三つの視点から見直しを行った、そして賃金、物価の状況、介護事業者の経営状況を踏まえて、全体で、平均としてマイナス2.27%の引き下げを行うということが今回の内容でございました。

内訳については、議員も申されましたとおり、介護職員の処遇改善分としては1.65%のプラス改定、認知症中重度者への対応分としてはプラス0.56%の改正であります。この部分は増えておりますが、一方で介護サービス全体の適正化、効率化など、それらの以外のものについては、ほとんどがマイナス改定となって、そちら側ではマイナス4.48%の改定でございます。

具体的なものを申し上げますと、デイサービス事業についてはマイナス6%、特別養護老人ホームについてもマイナス6%、さらにもっと下げ幅が大きいのは、介護予防デイサービス、これらはマイナス20%とされております。そのようなことから、大幅な削減が今回示されたという内容になってございます。

私どもにも特別養護老人ホームを経営します福祉会が二つございます。その影響額をお聞きいたしました。平成25年度の実績をもとに試算をしてくださいましたところ、約2,200万円、両福祉会合わせてでありますけれども、それらの介護報酬が減額になる見込みであると、そのような回答をいただいたところであります。

先ほど、国の今回の分析がございましたけれども、特別養護老人ホームは、全国に約6,000施設あるそうでございますが、内部留保は最も少ないところで2,500万円、最大では4億5,000万円と大きくばらついております。確

かに内部留保が多いところはあるのかと思いますけれども、全てではないという状況があらうかと思います。さらに、その中で利益が上がっているのは、全体の20%から30%だというような報告もあり、他の多くのところは、いずれもその経営というものは、大変な状況にあるというふうに私どもも捉えております。

また、特別養護老人ホームというものは非営利法人であります。そういうことから、さまざまな制約がございます。施設の修繕費や資材、人件費高に備えて適正な運営のために、ある程度の内部留保というものは、必要があると思っております。

内部留保と一律に言われますけれども、民間企業が配当等に回す内部留保とは性格が全く異なるということから考えて、今回の国の発想というところはいかななものかと、私も思うところでございます。

また議員からは、この削減によりどんな影響が出るかということをお尋ねでございました。これは両福祉社会がということではなくて、一般論として考えられるストーリーを申し上げてみたいと思います。

今回の改定の中では、処遇改善というものが見込まれておりますが、介護事業者の収入収益そのものが減ることになりますので、全般的に、それ以外のところで経費節減や事業の見直しが行われるのではないかと考えられます。

処遇改善が、例えば今いる職員の方々の中で行われたとしても、また新規採用の見送りですとか、手控えなどが出てくる可能性もあります。そういった場合、人手不足に陥って職員一人一人が担う業務量や範囲がふえる、そのことが労働環境の悪化を招いて、それでなくても離職が高いと言われているこの現場において、さらに離職が進むのではないかと、そんな恐れを抱いているところでございます。

そのような状況の中でありまして、町といたしましては、現況私どもの町にありますサービス提供の事業者の方々と連携を密にしながら、これからどんな経緯、方針の中で取り組まれるのか、町としては、どんな支援をしていくべきなのかということを考えてまいりたいと思っております。

次に、既存施設の有効活用についてでございます。

地方公共団体で有している公共施設は、高度経済成長期に整備されたものが多ございます。私どもの町でも、昭和40年代の後半から50年代に建設された施設が多く、現在は優先順位を検討し、改築や改修を行っている状況にあります。

公共施設の更新においては、多額の費用が必要となります。一方で、地方公共団体では依然として財政が厳しい状況にあたり、また人口減少等に伴い、施設の利用需要といえましょうか、そういうものが変化してきています。

さらに私どもの町のように市町村合併などにより、施設の適切な配置を図る必要性があるというところもございます。国では、こういう状況に鑑みまして、施設の統廃合を促して、将来の管理コストを削減、また転用による既存施設の有効

活用を図るための老朽化対策について、地方財政計画に新たに盛り込み、地方債の発行によって、財政支援をするという内容の方針を決めました。

これは、議員からも言われましたとおり、施設の集約や複合化には、起債を充当率90%で許可いたします、さらにその償還については50%交付税で算入させます、また、施設の転用に対しては、充当率90%、交付税算入率30%という措置を付けるというものでございます。ただ、これらの財政支援を受けるためには、公共施設等総合管理計画というものを策定する必要がございます。私どもの町におきましては、現在総合計画を策定して、向こう10年間のいろいろな投資などについても議論をしているところでございます。ですので、その平成27年度総合計画の策定を見た後、平成28年度にこの公共施設等総合管理計画の策定を考えていきたいということを、今現在思っております。

本町の公共施設の集約状況について少しお話をさせていただきたいと思いますが、平成18年の合併時に女満別町火葬場を廃止いたしまして、現在の葬祭場に集約しております。また、転用という観点からは、平成23年度に旧東藻琴国民健康保険診療所を障害者福祉センターちあふるに変えました。また平成26年度には、旧東藻琴道営事業監督員詰所の一部を改修いたしまして、相撲場へ整備をしたところでございます。また、統合されて使わなくなった学校についての言及もございましたが、旧豊住小学校の活用につきまして、町民の皆様からも御意見をいただき幼稚園機能としての活用検討をしてみましたが、御理解を得るという状況には至りませんでした。そのため、平成27年度は管理人を配置し、社会教育事業中心とした事業を実施し、広く御利用いただけるように努めていきたいとそうように考えてございます。また、そのことと合わせて有効な活用についても、今後も検討してみたいと思っているところでございます。

その他、平成25年度には民間の遊休施設を含めた利活用に向けた調査も行っており、これから当面の方針も整理をしたところでございます。

今後も、更新となる施設については、その必要性や利用状況を踏まえて、機能の集約が図れないか、さらには衣替えができないかというようなことを検討していきたいと思います。

当然財源の確保というところが重要になりますので、この管理計画、それ以外の財源なども考えながら、適切な整備、維持を図ってまいりたいと考えておりますので、今後とも御指導いただきますようお願いいたします。

以上1回目の御答弁とさせていただきます。

◇議 長 1 番 上地議員。

◇上地議員 最初の質問の町内の福祉事業所の影響については、まだわからない部分

もあるので、これから国の方を注視していただいて、できるだけ影響が出ないように、町としても協力していただけるようお願いしたいと思います。

一つ目の質問の介護人材の確保についてであります。町長の執行方針表明にもあり、第6期高齢者介護保険事業計画にも重点施策としてありました。実際、昨年雇用継続をして2件ほど申請があったということも説明を受けたんですが、町長の言っていた介護職員養成研修について、内容の方、どのような内容なのか。教えていただければと思います。

あとはさっき町長が危惧したように、もう少し具体的に援助が必要になってくる可能性もあるのではないかと思います。それについても再度御答弁いただきたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 町では、平成26年度、町内の医療と介護関係施設に就職される有資格者を対象としました就業支援事業を導入し、平成26年度については、お二人の方に支援を行ったところでございます。

さらに平成27年度は新年度予算として提案をさせていただいておりますけれども、これは医療、介護の必要な知識、技能を有する人材の育成確保を推進することとして、制度を作ってまいりたいと考えている内容でございます。これは、町内にお住まいの方を対象として、介護職員初任者研修を受講し、資格を取得する熱意がある方に経費の2分の1の補助をするという内容のもので、今回のこの議会に提案をさせていただいているところでございます。

介護における人材確保と介護施設への支援に対して、今回議会提案をしております。この趣旨とするところでありますけれども、家庭における、また地域ボランティアにおけること、さらには医療、介護関係施設に従事を予定されている方々、そういう方々を支援をしたいと、その中で介護における人材確保、そして施設への支援につながればというふうに考えているところでございます。

今回、介護報酬が引き下げられるということでもありますけれども、そのことがサービスの質の低下につながるということがあってはならないと、そのように思っております。

町は、今後も増大していく介護需要に応えるため、介護福祉事業所の皆さん方と連携をして施策の展開に努めてまいりたいと、そのように思っております。

介護事業者の皆様においても、町の施策に対する御理解と体制整備に係る御協力をお願いしたいと思っております。

また、町民の皆様方には、新しいこの介護制度への御理解もいただきたいと思うのと同時に、健康への意識を高めて頂くということが極めて大切ではないかと、

そういったことも私どもとしてPRを進めながら、町民の皆さんにも御理解を賜るように努力をしてまいりたいと思っているところでございます。

◇議 長 1 番、上地議員。

◇上地議員 一つ目の質問はこれで終了したいと思います。

二つ目の質問についてなんですが、先ほど町長からもありましたが、豊住小学校のことが出て、実際は有効策を検討していると、それで管理人の方を配置するということもお聞きしました。

これについてなんですが、先ほどもあったように、総務省は変更した校舎を高齢者施設などに転用する場合は、支払いの3割を支援するとも示しております。平成8年築であり、耐震基準を満たしておりますし、何よりも保育園もありますし、多世代間の交流などにも使えるのではないかなと、一度は女満別幼稚園の移転候補にも上りましたが、保護者の不安を払拭というか、全員の方に理解をいただくことはできなかったので頓挫しました。ですが今回、第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の改定もあり、その中の重点施策にも平成30年度までに30床の増床などが挙げられています。今後、せっかくそういう既存のすばらしい施設、町民の方もあの施設を何かに使えないかという意見は多いと思うので、そのような活用ができないのか、可能性はないのか、御答弁いただきたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 豊住小学校につきましては、平成27年から当面、社会教育事業などを中心にそういった施設として、使わせていただこうということでございますが、それをもって方針を全て決定したという考え方を持っているわけではございません。町政懇談会の中でも、やはり企業誘致の一つとして使えないかという意見もいただきました。

また、町は前回、保育園機能としての活用を皆様に提示を申し上げましたけれども、皆様から募集をした内容の中には、そういった用途のほかに、高齢者福祉施設としての活用という意見もございました。

それらも含めて、現在、策定中であります総合計画の実施計画などの議論の中で、揉んでいただきたいものと考えているところであります。

ただ、その結果を待ってから何かを行うというのでは、施設の空き期間が長くなってしまうということもあり、平成27年度について、当面の間と私は申し上げておりましたけれども、そういった方針がしっかり出るまでの間については、

社会教育施設としての活用を進めて、あの施設を死に体にさせないというようなことを旨として使っていきたいと思っているところであります。

議員からの御提案ということで、受け止めさせていただきながら、今後の議論の中に参考とさせていただきたいと、そのように思います。

◇議 長 これにて上地史隆議員の一般質問を終了します。  
ここで10分間休憩します。

休憩 午前10時51分

再開 午前11時01分

◇議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第2 一般質問を続けます。

次に5番 品田好博議員の一般質問を許します。

◇品田議員 平成27年第1回大空町議会定例会において、一般質問をさせていただきます。以下、通告に従いながらさせていただきます。

大空町両地区間の地域交通のあり方を将来的にどう考えているのかについてあります。

スクールバス混乗ですが、学生と町民の割合を教えてください。合併から10年、両地区の往来は巴沢、朝日を通る道筋であろうと思われます。どの位の往来があるのか、私には計り知れませんが、少なくとも、同じ町となれば、かなりの往来があっても不思議ではないと考えているのは、私だけではないはずです。

将来的にはこれだけ遠い両地区となれば、町内循環バスといったものが必要ではないだろうかと思いますが、町長はこの両地区の地区間交通のあり方について、また両地区間内においても、公共交通としてのあり方をどのように描こうとしているのかお聞かせください。

高齢化時代を迎え、早急に考えて論議を進めておかねばと考えますが、いかがでしょうか。車の持っていない方、また免許を返納する方々の足になるように考えておかねばならないと考えます。

しかしながら、現在、地域間バスの停留所にもなっていない朝日ヶ丘公園パークゴルフ場がございます。多くの高齢者の利用者の要望に応えられるよう、また観光客が乗っていただけるような、可能性も十分あると考えます。よろしく御答弁お願いしたいと思います。

二つ目の質問に移ります。

ふれあいトークの参加状況は、どうなっているのでしょうか。問題があるとするれば、お聞かせいただきたいと思います。町長は就任以来、毎年ふれあいトークを実施しております。本当に立派だと敬意を表したいと思います。

住民参加、そして重要な広報事業でもありますこのふれあいトークの出席者が、少なくとも市街地では減っているのはなぜなのか、と考えたのが質問の趣旨であります。

行政側からの報告やお知らせ、意見聴取、町民からは質疑、要望、意見という相方向性の事業としては、私どもの議会報告会、また意見交流会と同じだと、重要なものだと考えております。

ある町民からは、何言っても決まっている話ばかりだ、行く気にならない、といった一方向性のあり方に対する不満もあるようでございます。町長は長くやっておられて、いろんな知恵を働かせて実行されておられると思いますが、聞いて、伺いまして、実行しなければならないことはやる、どうしてもできないことは、理由を付して、期限を付けて理解を求めるといった相方向性事業を維持していくことが重要なことだと考えますが、町長のお考えを聞いておきたいと思います。

3番目の質問に移ります。

女満別幼稚園の改築についてどう考えているか。委員会にかけられた今回の補正予算の審議の中で、女満別幼稚園の床改修についても、説明を受けることができました。委員会としても、女満別幼稚園の育成については、大変ナイーブな問題として考えておりますが、何か肩すかしにあった感じがする旨の意向を述べさせていただきました。

今、町民の皆様方は、古い建物ではありますし、そろそろ改築といった考え方を持っておられると推測をしておりますが、本年度、子ども・子育て会議での議論にはならなかったのか。さらには、第2次総合計画も佳境に入っておられると考えますが、大規模改修か、新築かに向けての議論がどこまで進んでいるのか。話せる範囲で結構でございますので、是非、お聞かせ願いたいと思います。

また、産業建設文教常任委員会の委員の1人としても、町民の皆様へ進捗状況を聞かれることがしばしばでございますので、よろしく御答弁をお願いしたいと思います。

以上、3点にわたり1回目の質問をさせていただきました。よろしくお願いを申し上げます。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 品田議員の一般質問にお答えをしたいと思います。

地域公共交通のあり方につきましては、町民アンケート、高齢者医療施設利用

者への聞き取りなどを行い、町内を循環するコミュニティバスやデマンド型交通の必要性、可能性など、さまざまな観点から検討を重ね、取り組んできている状況でございます。

平成20年からは、スクールバスでの町民の方々の混乗を開始し、地域間バスとして東藻琴、女満別両地域間の移動の利便を図ったところであります。しかし、ベースとなっておりますのがスクールバスということで、その利用の内訳について御説明を申し上げたいと思います。

平成25年度の実績で申し上げますと、学生は7,211人、町民が351人でございます。一般の方の利用は全体で4.6%、1日の平均乗車数は1.4人になってございます。平成20年から平成25年までの6年間、平均として年間町民の方は233人ということでございますので、少しずつではありますけれども、御利用される方が増えてきている状況かと思えます。しかしそれでも1日の平均乗車数は約1人ということで、ほとんどが学生ということでございます。

高齢者や障がいのある方に対しまして町は、福祉タクシー券の交付をしております。また、平成24年度、平成25年度においては、乗り合いタクシーの試験運行というものを実施させていただきました。

ただ、乗り合いとなるとなかなか気も使うということもあり、本年2月からは、外出支援タクシーとしての試験運行を始めたところでございます。

そのほか通院のための患者輸送バスの運行も町として行っております。さらに、民間の医療機関による独自のバスの運行なども行われていると、こういったものを町民の皆さん方はお使いになりながら、移動手段としているということかと思えます。

町内についてはそういった内容でございますが、町外との交通ネットワークということで申し上げたいと思います。路線バスにつきましては、通勤、通学、買い物、通院など日常生活において欠かすことのできない重要な移動手段の一つでございます。北見・網走間のバス路線につきましては、沿線の自治体、私どもの他、網走市、美幌町、さらには国や北海道との協調補助によってバス事業者の皆さん方に必要な助成金の交付支援を行っているところでございます。しかし、全体で見ますとバス利用は、総じて減少の傾向にございます。利用者数と経費面等では難しい状況となっているのが、いずれの路線の現状かと思っております。

ここで人口の推計をちょっと見てみたいと思います。

10年後の平成37年、大空町の人口は約12%減少すると、そのような推計が出されております。75歳以上の人口は逆に約12%増加して、高齢者の方々の割合というものはさらに増加する、そんな予測が出されております。

公共交通を利用できない場合は自家用の交通手段がなくなってしまう、そのため移動に大きな制限を受けると、そうすると生活が成り立たないという問題にな

ってまいります。暮らしに必要不可欠な足の確保という言い方もできますし、各種団体やサークル活動など、地域内の交流や賑わいを創出し、活気あるまちづくりを推進するためにも、人の移動というものは必要であります。

そんな中で、効率的で持続可能なさまざまな形態の交通ネットワークというものが必要ではないかと思っているところでございます。交通事業者の方々や関係機関、共に相互に連携して協力を図りながら、将来にわたって町民の移動手段というものを維持確保してまいりたいと、そのように常々考えているところでございます。

朝日ヶ丘公園の関係についてお尋ねがございました。

この公園は、順次整備を進めており、町民の皆さん方に利用いただいております。現在の利用については、あの場所に行くのに自家用車、もしくは乗り合わせという移動手段が多いようでございます。

また、今回福祉タクシー券の他に外出支援タクシーなども行っております。現在のものは、現行お住まいのところから市街地ということでもありますけれども、将来的にはこの移動先などについての拡充ということも、検討していかなければならないのではないかと、そういった中に、朝日ヶ丘公園というような行き先も出てくるのではないかと、そのように思っているところでございます。

現状としては、バスを回すというよりは、そういったものの利用拡充を図る中で、この施設についてもお使いをいただくということがいいのではないかと、そのように考えているところでございます。

人が移動するということは、町民の交流や融合にもつながりますし、また経済活動にもつながります。また、それらが地域の活性化につながると、そのように思っておりますので、こういったことをしっかりと地域の中で作っていく、その多様なニーズに応えていくように努力をしてまいりたいと、そのように思っているところでございます。

続きまして、ふれあいトークについて、御答弁を申し上げたいと思います。

町民主体のまちづくりを進めていく中で、情報を共有するということは、最も基本的で重要な取り組みだと考えております。このために広報大空、町のお知らせ、情報掲示板、町のホームページ、さまざまな手段を用いて情報の提供と共有に努めているところでございます。

また、今日の社会は公共サービスに対するニーズも多様化してきております。自治基本条例の基本理念でもあります住民参加による町政を推進していくことから、町政懇談会やふれあい意見箱、インターネットによるメールによる受信、さまざまな手段によって、貴重な御意見や御提案を町政に反映させていくというところも重要だと思っております。

今年度のふれあいトークについて、お話を申し上げたいと思います。

平成26年度は16カ所、244人の参加となっております。昨年度は25カ所514人の参加でございましたので、そこから見ますと人数的には減少してございますが、本年度は悪天候により、開催できなかったケースなどもありますし、開催の形態を今年度は少し変えました。それも一つの要因ではないかと思っております。と申しますのは、昨年までは、例えば地域の自治会の総会時にあわせて実施をするというようなこともさせていただきました。ただ、総会との併用と同時開催ということで、ふれあいトークの時間が限られてしまうということから、別な日で開催して欲しいというような要望も自治会からいただきました。そんなことから、改めて開催日時を設定するという事で、総数が減るというようなところもあるのではないかと考えております。

今までも、いろいろなやり方をしておりますが、一長一短あってどの方法が一番良いのかというのは、なかなか私どもも判断ができていない状況にあります。そんな中で、毎年、開催をさせていただいております。

私自身は、数も大切ですが、内容やその傾向、そういったことも大切だと感じております。毎年毎年、担当者と開催の方法などについて悩みながら設定をさせていただいているところでありますが、毎年開催をしていくということが大切なことではないかと、そのように受けとめているところでございます。

その中で、いろいろな要望、御意見をいただきますけれども、議員からは、いつ出来るのかとか、どんな状況にあるのかと、きちっと答えているかというような御趣旨だったかと思えます。意見交換に当たって、要望などもいただきますが、単に検討しますというような回答は、できるだけしないようにしております。実情だとか現状を私なりに説明をしたり、解決するには、この方法があるのではないかと、あんな方法もあるかもしれないということと一緒に皆さん方と議論をさせていただいております。ただ、本来であれば、これはいついつまでに実現できると、そういうお約束をさせていただければ、確かに良いのかと思いますけれども、それぞれ事業を執行するという事については、それなりの手順も踏んでいかなければなりませんし、一問一答の中で、その場で全てをつまびらかにしてお答えするというのは、現状の中では非常に難しいと、なかなか責任を取る回答にならないということから、そこまでは踏み込んでおりませんが、先ほど言ったように、単に検討しますの言葉で片付けるということではなくて、誠心誠意、皆さん方とお話をさせていただくという姿勢を持って取り組ませていただいております。

なお、その結果、そのやり取りをしました内容などについて、きちっと報告書という形にいたしまして、広報で紹介をする、町のホームページに掲載をする、さらには、各自治会長さんにもこういう今回の結果でございましたということで、報告書として自治会にも紙ベースでの報告書を差し上げています。それを御覧い

ただきながら、また、次につなげていただきたいというような内容で取り組ませていただいております。

手前味噌な話になりますけれど、先日懇談会をやっておりまして、こんなお話もいただきました。こんなに本音で町長と話をしたことは、今までなかったなど、今まで懇談会をやってきたけれども、前の町長さんたちは懇談会に来ていたのだろうか、それはもちろん来てますよと、それだけ私のおしゃべりが多かったということなのかもしれませんけれども、親身になって話をさせていただいたということではないかと、また、さまざまな要望をいただくんですけれども、前回要望したのも迅速に対応してくれたので助かったよと、そのお蔭でといっちはなんだけれども、今年もたくさん要望あるから聞いてくれないかと、そんな自治会もございました。

全てのことでありませんけれども、すぐ対応できるものについては、迅速に対応させていただくということも旨としながら、町政懇談会をさせていただいているところでございます。

今後も引き続き続けてまいりたいと思っております。開催方法などについては、非常に悩み多いところもございますので、また議員からも御指導、また御意見など参考となるものをいただければありがたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

#### ◇議 長 渡邊教育長。

#### ◇教 育 長 品田議員からの一般質問にお答えを申し上げます。

女満別幼稚園の改築に関わって子ども・子育て会議の議論はどうであるかということでございました。

まず子ども・子育て会議でございますが、子ども子育て支援法の規定に基づき、大空町では、平成25年12月に設置されております。大空町子ども・子育て会議の委員につきましては、子ども子育て支援に関して学識経験のある方や、子ども子育て支援に関する事業に従事されている方、また子どもの保護者である方などにより構成されておりまして、現在14名の委員さんで組織されているところでございます。また、本子育て会議では、主に大空町子ども・子育て支援事業計画の策定に関し、各委員よりそれぞれの立場から御意見や御審議をいただいております。

大空町子ども・子育て支援事業計画は、法律の基本指針に即して、教育や保育といったサービスの提供区域毎の各年度における子どものための教育や保育給付の自給量や地域子ども子育て支援事業の自給量の見込み、さらにはそれらの提供体制確保策などを定める計画となっております、幼稚園整備など施設整備に係

る内容については、審議項目としては含まれておりません。

しかしながら、本事業計画の策定に当たって、平成25年度に実施いたしました子育て世代に対するアンケート調査では、老朽化した幼稚園や学校施設については、早急に改善する取り組みが必要ではないかとの御意見が2件寄せられたところでございます。また、現在、第2次大空町総合計画の策定中でございますが、審議会の教育部会におきましても、教育施設の整備に係る御議論をまさに今、いただいております。

教育委員会といたしましてはそれら御意見なども踏まえながら、幼稚園のみならず、教育委員会が所管しております学校教育施設や社会教育施設の老朽化の現状とあわせ、今後緊急性や安全性の面から優先順位というものを定めながら、計画的な改築改修等に取り組んでまいりたいと考えているところでございますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

以上、品田議員への1回目の答弁とさせていただきます。

**◇議 長** 5番 品田議員。

**◇品田議員** 5番です。3問について御答弁をいただいたわけでございます。

大変地域間交通、地域間バスの運営について、町長から今、説明をいただきました。私は思い出すに平成17年度、合併前でございますが、町長さんにですね、合併前に話したことがありますけれども、東藻琴と女満別間に無いものを私考えましたので、当時、商工会でやっておりました青空スタンプ事業、そしてこれから合併される両地区間の一体感の醸成の基本となる地域公共交通の確立だ、このように申し上げて、お話をさせていただきましたことは、御記憶にありますでしょうか。合併特例債の事業にも対象になっていると、当時そのように考えて質問しております。

時間が経ちまして、青空スタンプがそらっき一スタンプに変わりましたけれども実現をされて、まだこれから問題を含みながらですけれども、一つの先行きが見えてきているというふうに感じておるわけです。

この地域間交通については、一步遅れているかなあという感じをここ何年かは思っているわけでございます。

同じく、一体感の醸成についてどう考えるかということも当時、定例会において一般質問をさせてもらった経緯があります。言葉では簡単なことですが、それに一つ一つの事業を上乗せしていく、そして検証していく、そして町民の意向も聞くということがあった、この10年であつたろうと私は思います。しかし残念ながら私も在籍していながら、なかなか町民の皆さんには、御理解を賜っていない、ということは、じくじたる思いをしているところであります。

私は、この話を福祉とか、動けない御老人とかという話までは波及してしまうと混乱しますので、絞り込んで質問をしたつもりでございます。いわゆる活性化、動きができる方々を中心にした、そういう地域交通、差別と勘違いされては困りますが、分けて考えなければ混乱をしてしまいますので、福祉とか、そういうことを一緒に入れてしまったことではないです。純粹に同じ町でいながら、これだけ離れている町で、1本も循環バスが通らないということが、やっぱり影響に出てきているなという感じがするわけでございます。これが平坦な地域間であればまた別ですが、かなりの距離と高低差のある場所であります。そういうことで、しっかりとした検証というものをやっておけば良かったかなと思うわけです。

町長、その辺どのように考えていますか。タクシーを今主体として試験運行もやっております。そういう面ではなくて、循環バスといった面で試験運行をやるべきではないのか、網走では合併をしていませんけれども、いろいろ同じような状況下で、試験運行をやっていると私は認識しております。町ではバスに対して遅れているのかな、タクシー、タクシーということになってきていますけれども、その辺ちょっと町長のお考えを聞きたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 確かに、先ほど私は答弁で申し上げましたように、人が動けばいろいろな経済循環にもつながりますし、それが地域の元気にもつながるといったことだと思います。福祉の面だけでなく、いろんな方々が移動するということが大切だと思っております。

そんな中で、品田議員からは、移動手段の種類としてのバスのお話がありましたが、合わせて、私どもは脆弱な路線の道路の改築ということも、今進めているところでございます。そういったものも相まって、人の動きというものは、しっかりと定着されてくるものと思っております。遅れているとは言いながら、平成20年から既に地域間バスという形でやらせていただいております。私の感覚から言いますと、今行っている一般の方々をスクールバスに乗せる混乗というやり方、これも循環バスの試験運行の一部ではないかと、私はそのように捉えているところであります。

このところで非常に大きな利用があるということであれば、単独で循環バスを走らせるということにもつながってこようかと思っておりますけれども、しかし、時間的な制約もあるかもしれませんけれども、先ほど言いましたように、1日約1人位の御利用だということであれば、現在のスクールバスを利用して、時間帯を考慮した中での運行ということではないかと、そのように考えているところでございます。

大勢の方々が、今車を運転する時代になりました。ほとんどの方々は、そういった移動手段、また乗り合わせということで御利用いただいているのではないかと、そのように思っております。

また、循環バスを単独で走らせるということになりますと、東藻琴地区で走らせております患者輸送バスもそうでありますけれども、走らせるということになると、今日は人がいないから走らせないということにはなりません。1年間の契約としてそれなりの経費を見て運行するということになろうかと思えます。

そんな中で、外出支援タクシーのさまざまな活用、福祉タクシー券の活用ということであれば、必要とされる方に対して私どもは支援をして、その人がどんどん使ってくれれば、どんどんと経費がかかりますけれども、もしそれだけの需要がないということであれば、それなりの経費に抑えられるというような面もあるのではないかと、そのように考えております。ですので、今、新しく循環バスという形で取り組む考え方は持っておりません。外出支援タクシー、こういったものの行方を検証したその後、こういった課題などについては、改めて検証されるべきものではないかなと、そのように私は捉えてございます。

またいろんなイベントなどで人の行き来がある、また酒席なども含めたような芝桜まつりに行ってみたいというような方のためには、その都度両地域間を走らせるバスを運行させていただいておりますので、そんな中で町民の皆さんの交流が図られるように取り組んでまいりたいと思っておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

◇議 長 5番 品田議員。

◇品田議員 2回目の答弁でございました。

私、今日起きまして、歩いてタクシー会社に寄りまして、議会に来たわけでございます。今、試験運行の状況はどうか聞きましたら、2月は7回出動したということでありました。ただし内容はどうかであったと言ったら、やはり私の予測したとおり、公園地区とか、いわゆる前もそうですが、郊外型のお年寄りの皆さん方の要望であったと、そういうところから片道で行ったら、前の福祉タクシーでもよろしいわけですが、今般それ以外のものが出ますので、どう使っているかという、往復、お店で待たして、そして帰るということで使っているらしいですね。運用してよろしいかと思えますけれども、私はそれができないのかなと思っていました。ただしそういう形はいつまでも続かないなと思っておりますし、我々も長い間待たされたら困るんだということのお話もいただいたわけでございます。

先ほども言いましたとおり、東藻琴と女満別の間を通すだけでなく、その前に

地域内の循環バスも、また、考えておかなければならないでないのかなというこの考え方であります。

町長は、そういう考え方であるのは結構だと思いますが、ただし域内の交通だけを町長は念頭に置いていますし、これから将来的な願いでございますけれども、観光客が来ていただける、そういう時代、やっぱり将来的に持っていないとだめですから、そういったものを想定する必要だって、私はあると思います。

町長は、いみじくも芝桜公園と言いました。私は同じく朝日ヶ丘公園と言いたいと思います。そういうものを求めている時代なんだということは、町長さんもしばらく言っていますけれども、うちはまだ観光ルートが確立されていませんから、そのように考えているかもしれませんが、探せば、掘り出せる。私はそのように感じております。現状を打破した考え方がなければ、何の地方創生ができますでしょうか。

その辺どのようにお考えか、お聞かせください。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 議員が両地区を結ぶ循環バスと言われましたので、そのことに言及をしてお答えをしたつもりでございます。

例えば市街地の中での循環バス、そういったものは取り組んでいるのが網走市、美幌町かと思っておりますけれども、例えば市街地を廣大に有しているところで利用されている美幌町などの状況は、具体的な数字は捉えておりませんけれども、私が美幌町内ですれ違うときの乗客の方は、ほとんど1人か2人でございます。

そういった中で、循環バスが本当に私どものような小さな市街地のところで必要かどうかということについては、十分まず机上でもって計算をする必要があるのではないかと考えてございます。

また、朝日ヶ丘公園などに、例えばバスを走らせるということでございますけれども、例えば朝日ヶ丘公園で大きなイベントを開催するというようなことを考えたような場合については、これは当然遠隔地でございますので、走らせるということの判断になってこようかと思います。

先ほど一つの例として、芝桜まつりというようにお話をされましたけれども、そのときにはあの場所で皆さんで、例えばお酒を組み交してというようなこともあります。さらには遠隔地でみんなが1人1台ずつ車を持っていけば、非常に混雑にもなる。そういう渋滞緩和のための施策としても必要ではないかというようなことからの発想でございますので、そういうイベントなどについては、その都度その都度、考えていきたいと思ひますし、観光のルートとしてもということでありましたけれども、広域観光を考える中で、この数年、網走市や小清水町など

と連携をしながら、着地型観光ということで、そういう観光バスの実証実験もやりましたけれども、ここも極めて今のところ、低調な状況であるということでございます。

私どもは、決して町内のことだけに限らず、空港を核としたり、さまざまな観光地を結ぶ、さらには町内の循環する方法としてどんなものが良いか、それは検討しているところでございます。

これからも、いろんな視点から御指摘なりアドバイスいただければありがたいと思っております。よろしくお願いいたします。

◇議 長 5 番 品田議員。

◇品田議員 もう最後にしたいと思いますが、辞められました議員さんも、高齢者のパークゴルフ場へ行く道という形で質問をした経緯がございました。私はちゃんと聞いていて、地域間バスが東藻琴まであるのだから、あそこまで行っていたら夏季部分、5月から10月まであそこに寄っても、可能でないのかと、私は内心思ったんですね。いずれにしても混乗になるかもしれませんが、それも一つできるんじゃないかということで、停留所の件を出したのであります。町長の話はよくわかりました。

2 番目の問題に入りたいと思います。

ふれあいトークのことで、町長さんおっしゃいましたけれど、自治基本条例まで出ました。住民参加の推進、この事業、真っ向から受けた事業だろうと思えますけれども、如何せん相手が町長でおられますのでね、我々も議会報告会でいろいろ悩み抜いております。聞きに来てくれる方が少ない、いろいろ悩み抜いて今年度もやりましたが、同じような人数で、同じような御顔ぶれということでありまして、なかなか難しいのは我々もやってみてわかっています。

たまたま私は旧昭和、今は公園になりますが、昭和の公民館でのふれあいトークは、昨年度から打ち切りになっています。今まで女満別地区では、商工会館では何年も中止、このたび昭和公民館でも、いつも7、8人は来てたと思えますけれども、これも中止ということであります。

先ほどの双方向性の話になりますけれども、私も町長さんと同席して何年か聞かさせていただきまして、前の町長さんの時に行ったことがありますけれども、街場は陳情型のふれあいトークではないんですね、意外にね。聞きますと、私も農家の自治会にも行っておりましたけれども、陳情型で1何々2何々という形で、しっかりしているなと私は感じました。街場は、どうしてかわかりませんが、そういうふうな陳情型の形では動かないといえますか、複合自治会ということで、一つの部落だけでないから、複合型であるからまとめづらいということもあるん

だと思います。

その中で、私は、ちょっと先ほどの答弁を聞きまして、思ったんですが、あの地区で長い間、前町長のときからやってほしいという生活路線がございます。それは、昭和公園公民館道路でございますけども、今も砂利道でございます。若干の勾配がありますけれども、神社通りに雨が降ったりすれば、砂利が流れ出るそうで、やってくれということで何年間も多分あったと私は記録しております。町長さんとのときは、ちょっと私はわかりませんが、今、橋爪公園の売却が、今回、全て池の周りを買って、碑を建てたいという町長さんの考え方でありました。そういうことでありましたので、私は一体的な整備であそこの道路を舗装できないのかということでもあります。多分私は、近くでありませんが、長い間の要望だったと私は確認しております。

あともう一つ、これは2、3年前でしたけれども、ある農家の方が、昭和9線の通りまでの道路を改良してくれという話をしたこと、町長さんのそのときの答弁、私ははっきり覚えていますが、農業基盤整備事業が行われたときに、一緒に含めてやるのが1番いいので、若干お待ちを願いたいというふうなことを答弁したこと、私ははっきりとこの耳で聞いておるわけです。これも、農家の人が何人ががしゃべられてるのはよく聞いております。私は関係ない道路ですけども、たまたま散歩する道路ですけども、地割れをしたような、これ内々で町長も知っているとおり、議場の中ではっきりと言っております。町長も耳に入っていると思いますけれども、それで聞いてないというのならそれで結構ですけども、多分、職員は耳に入れていると思いますので、質問させてもらったんです。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 一般質問で個別の路線の整備の要望をいただくのは初めてでございまして、どのような御答弁をすれば良いのかなと思っておりますが、前段の道路の話については、私が町政懇談会、ふれあいトークの中で出たというような記憶がなく、担当にも確認をいたしましたけれども、そのような要望が出ていた経過がなかったということで、今回の御質問の趣旨のところからは外れるというふうに思っておりますので、答弁としては用意をしてございません。

また、私がふれあいトーク、町政懇談会に行きました折に、昭和地区において昭和9線の道路整備の要望が出されております。

その中で、今議員が御指摘があったような答弁をしたという記憶が私にもございます。改めて確認をいたしましたところ、先ほど答弁いたしましたような答弁の内容となり、それらはいろいろなところで公表されておりますし、さらに、先ほど申しましたように、自治会に対しての報告書として、要望はこのようにあつ

て、そしてこのように答えているというような内容が届いていることになってございます。

ただ、行き違いがあつて、現在、昭和地区においては、湖南昭和地区の農地整備事業が進んでおりますけれども、その中に、そういった要望された道路の取り組みというものができていないところがございます。それについてはその経過などについて、担当から御説明をさせていただきたいと思っておりますが、先ほども言いましたように単に検討するということだけではなくて、今道路事業で農村部の道路整備をするというのは極めて予算が付きづらいと、そういう中で出来たとしても、先になってしまうと、農業基盤整備事業の中に位置づけるべきではないか、そのようなお話を、アドバイスといひましようか、させていただいて、是非そういったときに地域からも大きな声として寄せていただきたいと、そのように私はお願いをしてきたというふうに思っております。

そういうことを一つ一つやっていくことが、このふれあいトークの趣旨ではないかなと、そんなふうに考えながら、取り組ませていただいております。

今後もしやういふやうな心構えを持ちながら、この事業を実施をしていきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願ひいたします。

◇議 長 具体的な部分結構です。

5番 品田議員。

◇品田議員 わかりました。

3番目に入りたいと思います。

女満別幼稚園の件でございます。子ども・子育て会議の意見ですけれども、主な策定の中には、整備の審議は入ってないというふうなことでありますけれども、第1回目の質問の時に言いましたように、総合計画の策定の中で、そういう話が、近々の問題として出ているんだろうというふうなことでありましたので、質問させていただきましたけれども、何分古いということは事実でございます。

教育長もお認めになっておられる、それとまた子育て支援ということもありまして、若い夫婦の定住政策ということも加味すれば、決して進めるのには、問題はないのであらうと考えているというところなんです。緊急性だとか安全性だとか、そういった優先的なものの中には入りませんが、定住政策の一環にもなるという意味合いでありますので、その辺どのようにお考えをしているか聞きたいと思ひます。

◇議 長 渡邊教育長。

◇教育長 お答え申し上げたいと思います。

定住もそうでありまして、子育て世代にそういった環境ですね、整えるという方も非常に大事なことであるということは、私も認識をしているところでございます。

以前にも御答弁させていただいたこともございましたけれども、女満別幼稚園を初め、東藻琴幼稚園、また東藻琴小学校、女満別中学校、さらには研修会館やゲートボールセンターといった社会教育施設は、いずれも昭和40年代後半から50年代当初に建てられたものでありまして、いずれも改修の必要性というものを強く感じているところでございます。そんなことから、所管する施設全体を網羅した中で、十分現況を抑えた上で、優先順位というものをやはり決めながら、また、さらにはその財政的な、財政計画的なものも伴わなければ、幾らそういうものを欲しても、実現はできないという、そういった現実的な問題、財政的な問題もございます。それを含めて総合的に勘案したうえで、計画的な整備を進めていかなければならないと思っております。

また今後の10年間のまちづくりとして、大きな計画となりますけれども、総合計画という場面で、今さまざまな議論が行われております。特に、事務担当としては、現状の施設の状況などというものも十分委員さんに知ってもらった上で、どのような形で、今後、整備を図っていくのかといったことも、重点的に御意見をいただいているところでございますので、御理解いただきたいと思います。

◇議長 5番 品田議員。

◇品田議員 幼稚園に関しては委員会で、教育長さんも同席だったのですから、重複なのかもしれませんが、いろいろと改修は、過去形でございますけれども、何年度にも渡ってやっていると思います。今回も床補修、床改修ということでやられていますけれども、先ほども言ったとおり、外観のみすぼらしさは著しいじゃないか、そういう指摘がやはりあるわけですね。

やはり、小さい子どもたちは、そういうことは分からないですけれども、大人が、社会が考えてやらなければならないと思います。通うのが楽しい、そういう見方は子どもだって目はあるんです。そういう意味で、大人が考えてやらなきゃならない問題ではないのかということを私は常々言っていまいりました。

同じように、時間が掛る問題であれば、そういう外壁塗装も一緒にやってもらった方が良かったという考え方があって、言ったわけでありまして。そのときに、教育長さんも聞いておられましたけれども、外の塀ですね。施設に入る鉄パイプでできていたあれが錆びて、塗装も効かなくなって、危ないという札が掛っていた時が15、6年の時です。それで私は、その時トマップ川の都市公園計画が完

成され、あそこのグリーンの塀が撤去されるときに、教育委員会に渡してくれないかという形で話を進めて今日のあれなんです。その時教育長は、財政課長であります。

もしかやっていたらいいのであれば、やはり新築が時間が掛れば、そういった整備も急ぐべきでないのかなという気がしているのです。決して、子どもたちの願い、父兄の願いから離れているということでは私はないと思います。

◇議 長 渡邊教育長。

◇教 育 長 このたび幼稚園についてはですね、保育室の床、また廊下の床のピータイルがかなり古くなったということで、子どもたちがつまづいて怪我の危険があるということで改修をしないと、さらにはベランダ、あのブロックについても古くなったということで、それについても、つまづいて怪我などの防止のために対応しないと、園児の安全対策を優先して、今回はそういうような対応をしたいというふうに考えているところでございます。

確かに外壁、特に情操教育上も、綺麗な壁の建物に毎日元気に通ってもらいたいことも、非常に大事なことだと思っております。今後、外壁や屋根というものにつきましても、計画的な施設整備に着手するまでは、必要な補修を加えながら、現存の建物と大事に使ってまいりたいと、そのように考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

◇品田議員 以上で終わります。

◇議 長 休憩します。

休憩 午前 11 時 58 分

再開 午後 1 時 00 分

◇議 長 日程第2、一般質問を続けます。

次に7番 齋藤宏司議員の一般質問を許します。

◇齋藤議員 初めに、暴風雪が続き、町民の方々も除排雪に大変御苦労され、お疲れのことだと思います。

特に倉庫やハウスなどに被害に遭われた方には謹んで御見舞い申し上げます。また、町長始め職員の皆様におかれましても、庁舎や避難所に詰められて素早い対応を講じられて頑張っていたいただき、本当に御苦労様でした。

私の方にも、高齢者から電話がありました。職員から安否の確認やストーブの排気筒の除雪の対応を大変喜んでおりました。変わりまして、御礼を述べたいと思います。

さて、平成27年第1回定例会にあたり、通告書に基づき一般質問をさせていただきます。

大項目として、1点について質問します。

合併後に調整が必要な事務事業の進捗状況についてです。平成18年3月に旧東藻琴村と旧女満別町は合併し、大空町として新しいまちづくりがスタートして、本年で10年目の節目の年を迎えました。この間さまざまな行政課題などの推進や取り組みについて、町長初め職員の方々の御努力と町内各団体や町民の御理解、御協力に対し、心より敬意を表するところであります。

今年度は水道料金の改定が行われるなど、大空町として徐々に形づけられてきておりますが、合併協議の際に、合併後に調整が必要となる事項についての進捗状況と課題について伺いたいと思います。

また、先般、議会報告会の東藻琴地区に行きまして、合併特例債の5年延長を踏まえ、地域審議会、またはそれに替わる地区住民の声を反映することのできる組織が引き続き必要であるとの御意見がありました。私もそのとおりだと思います。このことについて、町長の現在の思いや考えについて差し支えない範囲で伺いたいと思います。

以上、町長に答弁をお願いし、1回目の質問とします。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 齊藤議員からの一般質問にお答えをしたいと思います。

合併の協議におきまして、調整を必要としておりました事業項目は、686項目ございました。合併時までに調整を終了した事業は595項目、96項目がその時点では、調整ではなくなっておりました。現時点で未了となっているものは実質的に3項目となります。

一つ目が、自治会の再編であります。

合併時の事務協議会では、単位自治会においては、規模の小さい自治会の将来的な再編を検討すること、自治会連合会においては、女満別地区、東藻琴地区が合併して活動することとされておりました。自治会連合会は、平成18年4月に大空町自治会連合会として合併しておりますが、単位自治会の再編は進んでいない状況でございます。

自治会の現状を申し上げます。女満別地区は32、東藻琴地区は16ございます。10世帯未満が2自治会ございます。10世帯から20世帯までの間が8自

治会、平均いたしますと農村部も市街地区もありますので、54.5世帯となっております。自治会の会員数が減少傾向にもあります。また、農村地域では、農業者とそれ以外の職業の方の割合が変化している。さらに、世帯の構成も変わってきている。自治会によっては会員数が減少して、そのまま継続するという意向のところもありますが、既に自治会内での小班の合併をされているところなどもございます。

また、高齢化で役員のなり手が不足している。今後の自治会活動に不安を抱えていると、そう申されているところもございます。それぞれの自治会で多様な考え方や課題を持って運営されているのが現状かと思っております。

自治会と行政の連絡調整や相談業務ができる体制として、地域担当職員を配置してございます。課題の洗い出し、また近隣自治会同士の交流などの調整役として、取り組んでまいりたいと考えております。

場合によっては、これは自治会連合会の御了解をいただければということですが、例えば適正自治会の規模などについてお示しをしたい、また、自治会が合併統合する、例えばそういったときには、どんな相手先があるのか、可能性があるのか、そんなモデルを提示することもやぶさかではないと、そのように思っているところでございます。

次の二つ目の項目は、観光協会の統合に向けての取り組みでございます。

現在、NPO法人めまんべつ観光協会と東藻琴観光協会の2協会が運営されております。統合に向けて検討が行われている状況でございます。それぞれの機関決定がなされた後、具体的な協議が進められることとなっているようでございます。

三つ目の項目は、下水道使用料に関する事項でございます。

関連した簡易水道料金の改正につきましては、昨年12月にお認めをいただき、今年4月の使用分から新料金となります。

下水道使用料は、合併調整の中で、合併後5年を目途に使用料の総体的な見直しを行うとされております。給排水経営審議会におきましても、下水道事業の経営状況について審議をいただいておりますが、料金の統一については、未だ町民の理解が得られていない状況でございます。下水道事業は公営企業会計導入を検討がされており、将来的には、その公営企業会計を導入しなければならないことになってございます。

今後は、経営審議会に情報の提供を行って、それら移行に向けて研究を行ってまいりたいと思います。

水道料金は、東藻琴地区の水源から女満別地区に供給できた時点で、改めて経営状況を検討することとしております。そんなことから下水道料金についても、その時点で合わせて検討することにしてまいりたいと考えているところでござい

ます。

続きまして、地域審議会に代わる組織についての質問でございます。

新町建設計画は、平成27年度をもって計画期間が満了します。合併特例債につきましては、法の規定により、新町建設計画に基づき実施する事業が対象となっておりまして、私どもの町では、有効に活用させていただいております。当初、10年間とされていた適用期間は、法の改正により、5年間延長となりました。新町建設計画は、第2次総合計画に包括されるものとの考え方もありますけれども、一方では合併特例債の適用を受けることから、延長する必要があるものと考えております。計画の変更は、地域審議会条例の規定により、両地域審議会が審議するものとされております。このため、平成27年度中に計画変更の諮問を行う考え方でございます。

また、地域審議会につきましては、条例の規定により、平成28年3月31日までの設置となっている状況です。その後の地域審議会に代わる組織につきましては、内部としていろいろな意見が出てございます。また、今回、議会報告会の中で、この組織に代わるものの設置という意見があったということについても、聞いてございます。東藻琴地域の課題を議論する、救い上げるその場が必要だという意見もございますが、既に、大空町となって10年が経過してございます。一地域の課題というよりは、どこの地域にある課題においても、大空町としての課題だという見方もできるかもしれません。また、いろんな方々から両地域の融合と交流を望む声も多くなっております。そんなことから、設置の形態などについては、熟考する必要があるのではないかと、そのように思っておりますが、ただ、そういったものを行政として組織していくことは必要ではないかと思っております。

全く新しい組織として設立をするのか。例えば既存組織の中に位置付けをしてそういったことをお願いしていくのか、そういったことも含めて、平成27年度中に結論を出していきたいと思っております。

いずれにいたしましても、地域の課題を議会とはまた別のところで救い上げるそういう機会、議論をしていただく機会というものについては、いろいろな御意見がありますので、大勢の皆さんの御意見を聞きながら、これに向けて取り組んでまいりたい、そのように思っております。

以上申し上げまして、1回目の御答弁とさせていただきます。

◇議 長 7番 齋藤議員。

◇齋藤議員 今町長から答弁をいただきましたけれども、この点につきましては、平成24年第1回でも同じ質問をしております。そのときは確か96有る中で、2

2項目が残っているという答えを聞いていたと思います。いろんな形で行政の努力、また町民の努力もあって、統合ができたのだと思っております。

その中で、三つまだ残っておりますということだったんですけど、この三つに関しては、まるっきり未着手なのか、その辺のことで今後それに向けてどのようなスケジュールでいくのか、本当に10年一昔とは言いますが、なかなか96項目があった中で、この三つだけ残っているのも何となく良いのか悪いのか、その辺も判断に困るところですけども、まずその辺について、この三つのスケジュールについて、お聞きしたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 自治会の再編についてでございます。

これらにつきましては、担当者を介しまして、自治会連合会の役員の方々に意見をいただいているところでございますが、先ほど御了解がいただければ、適正規模の提示でありますとか、統合モデルなどについてお示しすることはやぶさかではないという話をさせていただいておりますけれども、なかなか御了解をいただくというところまでは至っておりません。

一方では、単位自治会の中に町政懇談会などで赴いた折には、その自治会を運営していく上での大変さ、困難さ、そういうようなものが寄せられております。是非、私自身も自治会連合会の役員の方々と直接お話をさせていただく機会などをつくりながら、これらの考え方の方向性を出していきたいと思っております。それらを含めて、平成27年度に取り組んでみたいと、そのように考えているところでございます。ですので、まだ具体的な日程というような形にはなっていない状況でございます。

二つ目の観光協会につきましては、先ほど言いましたように、それぞれ検討がなされて進んでおります。そういったことから、私どもはお手伝いするような場面があれば、一緒になってそれらに向けて御支援をさせていただくというスタンスにあらうかと思っております。具体的な協議が近々進んでくるのではないかと、そのように思っておりますので、それらについてさまざまな形で支援をしていきたいと、そのように思っております。私どもが主体ではございませんけれども、そう遠くないところで具体的な協議がなされると、そのように伝え聞いているところでございます。

さらに3番目の下水道使用料等についてでございます。

先ほど言いましたように、公営企業会計の導入が検討されております。そんなところから、内容をまず説明をさせていただくということは、平成27年度に行っていきたいと思っております。ただ、基本となる水道料金についても、まだ

議論してさまざまな意見がある中で、統一ということには至っておりません。

ただ、今簡易水道事業の中では、新しい水源を見つけ出し、その活用について動き出したところでございます。そういったものの中で、均質な水を同じように提供できるというところで料金統一というものも出てくるというふうに議論がなされております。そのところと時期を失しないように、下水道事業についても合わせて議論を進めておきながら、同時にそういったものを図っていききたいと、そのように考えているところでございます。

今、具体的にその水源確保によって、どのような日程で女満別地区にも水を引き込むことができるかというところは、平成27年度の概算設計などによって、少し見えてくる部分があるのではないかと考えております。

今の段階では、具体的な年次を示しませんけれども、そういった概略設計の中で、時期がある程度特定できるようなことになれば、またお知らせをしたいというふうに思っておりますので、ぜひ御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

◇議 長 7番 齋藤議員。

◇齋藤議員 三つの各スケジュールについてお聞かせいただいたところなんですけれども、まず1点ずつ確認させていただきたいと思いますが、自治会の再編についてお聞かせ願いたいと思います。

先ほどの答弁では、10人未満の自治体が二つあるということだったんですけれども、10人から20人に見ましても8自治会があります。48あるうち10自治会が本当に少ない自治会なんだなっていうことよくわかったんですけれども、その中で正直言ってどうなんでしょう、自治会の機能という面で、果たしているのかどうか、その辺、町長から見てどうなんでしょう。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 小さな自治会でも、今、何の不便を感じていないという会員の方の声もあります。しかし、私の見方といたしましては、例えばスポーツイベントでありますけれども、町民ソフトボール、町民バレーボール、ひと頃はもっともっとたくさんチーム方に参加をいただきました。それだけ自治会それぞれに人材がいて、そういうところに参加できたということだと思っておりますけれども、現状を見ておりますと、そういった戸数の少ない自治会などについては、中に1人、2人そういう希望される方がいても、現実には参加ができていないというような状況もあります。また、戸数の少ない自治会では、恒常的に近隣の自治会と合わせて

チーム編成をするというようなところも見受けられておりますので、そういったような場合については、現実、事業によっては共同で行っているのだとすれば、自治会の再編というところにも一歩踏み込んでいただいても、良いのではないかと、私自身は、そのような感想を持っております。

そういったものも一つのきっかけとしていただきながら、例示としていただきながら、先ほど言ったモデルなどについては、示すことができるのではないかなと思っているところでございます。

◇議 長 7 番 齋藤議員。

◇齋藤議員 今の答弁踏まえて、先ほど答弁の中にもあったのですが、適正な自治体の数とか、そういう形、どの辺が適正なのか、掘り下げてお聞きしたいんですけれどもどうでしょうか。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 過去に区政から自治会制度に移行したのが、女満別町で言いますと昭和 53 年だったかと思います。そのときには、自治会の編成モデルというか手引きが各自治会に配られました。その中には、農村部においては、35 戸から 55 戸程度が一つの目安となっておりました。また、市街地区においては、50 戸から 100 戸程度というのが、例えば戸数としての目安だというのがございました。ただ、それが時代が変わった中で、単に戸数だけでそのことを捉えていいのかどうかという議論もございます。

年齢構成などというものも非常に自治会によって偏りがあるのではないかと、そのように考えますし、また、過去の経過から、こういった地域と地域であれば、協働してやっていけるのか、私どもが体験をした市町村合併へのときの例示など、いろいろあろうかと思いますが、そういうものが一つの参考資料になってくるのではないかと思います。

決して押しつけるわけではありませんけれども、皆さん方、困られている自治会の方々のお話などをお聞きいたしますと、そういうきっかけといいましようか、考えていただく何か資料というようなものがあつた中で、それぞれ考えていただきながら、次の行動に結びつくことができれば、ありがたいものだと思っております。

◇議 長 7 番 齋藤議員。

◇**齋藤議員** 町長の答弁を聞き、再編を考えたときに、やっぱり人数のことも一番重視しなければならないのかなと思っております。その中で、先ほど町長の答弁にもありましたけれども、職員の地域担当者、その人の役割というか、どの辺まで自治会に入り込んで説明できるのかなという疑問もあるんですけども、実際は自分たちのところの自治会の役員は、営農者だけになっているのです。そのために実際は50戸いても、実際役員の対象者は半分ですよ、結局その中で、半分の人数で自治会の役員を回しているのが、多分農村では、同じ現状だと思うのです。

その中で、これで再編とか統合を目指すためには、どの辺がネックなのか、自分でも考えつかないところがあるのですけれど、昔からの歴史もあるでしょうし、つながりもあるでしょう、しがらみと言ったら変ですけども、そういうこともきっとあると思うんですけども、その中で本当にもう一步入り込んで、先ほど地域担当者もありますという町長の答弁もあったんですけども、入り込んで再編に向けては、どこまでどのような形で行政として携われるのか、その辺もう一度確認させていただきたい。

◇**議 長** 山下町長。

◇**町 長** 私どもは相談に乗ること、また、資料を提示すること、きっかけをつくることではないかと思っております。強制力をもって何かできるというものではないと、そのように思っております。そこが1番難しいことではないかなと、そのように感じているところであります。

地域担当職員もおりますけれども、いろいろなところに呼んでいただけて顔を出して、地域の中に溶け込んでいきつつある担当のところもありますけれども、なかなか自治会と地域担当職員の中で、総会程度、年に1回程度しか顔を出す機会がないというようなところもあります。本来であれば、もっともっと自治会でいろんな事業が行われていたり、そういうところに参加をさせていただくということがあると、大変ありがたいものだと思っております。

地域担当職員については、自治会と行政をつなぐということもありますけれども、私どもの職員が地域の皆さん方を知るきっかけにもなりますし、また、町民の皆さんが、職員の顔を覚えて、また別な機会に仕事、生活上の問題などについて相談をするというようなことにつながっていけばありがたいと思いながら、制度を継続しているところでもございます。

そんな中で、先ほど言った再編についても、きっかけづくりだとか、もしくは資料の作成だとか、そういうようなことについては、現在の住民活動を担当している部署と地域担当者が連携をしながら、進めていくべきではないかなと、そのように考えているところでございます。

◇議 長 7番 齋藤議員。

◇齋藤議員 町長答弁のとおりだと思うんです。本当に人と人との統合というのは、なかなか難しいことだと思います。なかなかその気にならないと再編は難しいのかなと思います。その中で本当に住民側からＳＯＳが出ない限りはなかなか再編というのは、行政側から呼び掛けるっていうことにはならないのかなと、町長の言うとおりに思います。

その中で、本当に今後とも自分が思うのは、今、先ほど町長の答弁にもありますけれど、その地域によっては地域担当者が本当に呼ばれて交流してる担当者もかなりいますけども、そういうことで地域との交流が職員等ともう少し深まれば、再編に向けて少し芽が出るのかなっていう気もするんですけど、再度もう一度確認させていただきたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 単に総会程度しか行っていないところもあろうかと思います。平成27年度については、もう一方は踏み込んで、自治会でどのようなことでお困りなのか、単に行って総会資料をいただいて、少し御挨拶をさせていただくということではなくて、そういう聞き取りもさせていただくような、そんなところも平成27年度は、取り組んでみたいと思っております。

そんな中で、どのようなところがお困りで、それはひょっとしたら自治会の再編というところで、幾ばくか解決につながるところがあるのかもしれませんが、そんなところを探りながら関係を密にしていきたいと、そのように思います。

◇議 長 7番 齋藤議員。

◇齋藤議員 なかなかの人と人なので、つながりについても難しいと思うんですけども、冒頭にもお話ししましたが、大変な御苦勞されている町民がたくさんいると思います。その中で、高齢者やお子さんのいらっしゃることは、本当に大変なことだったと思います。その中で、自治会の中で何かきっかけがあれば、例えばその防災意識のようなことでもいいんですけども、何かきっかけを早く見つけて再編に向けて進んでいって欲しいなと思います。

1番目の自治会の統合については、その辺で終わりたいと思います。

二つ目の観光協会のことでも、スケジュール的なことはお聞きしました。

なかなか10年を目安に、その辺についてもそれぞれの持ち味があって観光も資源も違いますから、なかなか統合について難しいのかなと思っておりますけれど

も、最終的に目標が見えたということは、喜ばしいことだなと思います。

今後に向けて、東藻琴地区についても、女満別地区についてもいろんな観光資源がありますけれども、そういうことを重々お分かりになって、観光として大空町として知名度アップに、どういうふうにしたら観光も使えるのか、その辺についても取り入れながら、なるべく早く統合していただきたいと思います。それについて何かあれば、町長お願いします。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 きっかけの一つとして、防災というところの切り口はあろうかと思います。例えば全国的に整備が進んでおります自主防災組織というものは、単体自治会ということだけではなくて、複数自治会というようなことを念頭に置きながら、組織化がされてきております。ですので、私どもの町で平成27年度、その自主防災組織の立ち上げなどについて、モデル的に、また自治会に御協力をしながらやってみようかという話をしております。

そういうものが、例えばきっかけになればありがたいと思っておりますし、少し話は大きくなってしまいますけれども、今年度、町民運動会を企画してございます。そこも自治会単位では、対抗戦はなかなか組めないと複数自治会で一つのチームを組まなければならないということもあります。例えば、そういうときの組み合わせなどについても、いろんな意見があろうかと思いますが、ひょっとしたらそういうところも、交流を進める、また、統合、再編に向けてのきっかけになるのかもしれない。

私どもとすれば、そういう意識を持ちながら、さまざまところで取り組んでいきたいというふうに思いますので、また何かそういうきっかけづくりについてアイデアがあれば、御指導いただきたいものと思っております。

観光協会のお話につきましては、組織が単に二つあるから一つにしたらいいいということだけではなくて、今の観光というものは、私の考え方の中では一つの産業としても位置付けられるべきものではないかと、農業だとか、商業、工業というところと同じように観光業という形で位置付けられる形になってもいいのではないかと、それだけ地域経済の中では、重要な位置づけになってきていると思っております。そんなことから、そこを担っていただく協会の方々の組織力といいましょうか、そこも非常に地域の中では大切なものでございます。そんなことから、機動的に組織運営ができたり、またいろんな事業に対して取り組みができるような、そんな組織となっていくためには、基盤の確立というものがいいかと、そのように思っているところでございます。

そんな中で、新しく、今回立ち上げを協議されていくことになるのであろう新

しい組織というのは、今まで以上に、そういった基盤がしっかりと、この大空町全域を網羅しながら、観光事業に取り組んでいただくということで、大変期待しているという部分もございます。

ただ、財政的な基盤というところにおいては、なかなか難しい面もあらうかと思いますが、町といたしましても、最大限の御支援なり御協力をさせていただく、その中で観光基盤を作っていただいて活躍いただけるような、そんな組織になっていただければありがたいと、そのように思っているところでございます。

◇議 長 7番 齋藤議員。

◇齋藤議員 あくまでも大空町として、観光も考えてそのように進めていただきたいと思います。観光協会については終わりたいと思います。

最後の下水道のことですけれども、町長から答弁の中にもありましたけれども、下水道イコール水道のことだと思うのですけれども、その中で、水道料金については、内容的に統合会計になったわけなんですけれども、先ほどの町長の答弁の中で、最終的に同じ水を使った段階で料金についても考えたいと、まさにそのとおりだと思いますけれども、今年中には水源地も確認して、そのように早目に対応したいという答弁だったと思います。

その中で、恐らく水道料金の町民への説明会の内容についてもお聞きしていると思うんですけれども、その中で1番多かったのは、水道料金の値上げに対してよりも、あくまでも水のことだったと思うんです。いかに良い水を確保して、その中で下水道まで結びつけるのか、そういう形でないとなかなか下水道単独で進めても難しいのかなと思っておりますけれども、その辺についてもう一度お願いします。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 水道料金などにつきましては、従来、東藻琴村、女満別町ではそれぞれ施設整備をして、その水を供給できる、コスト計算をしながら、そして町民の皆さんにお使いをいただいていたということでございます。当然、水質によって掛るコストも変わってきますし、整備をしました、投資を掛けた設備等々によっても、当然コストというものは変わってくると、そんなことから、両地域における料金差というものが存在しておりました。ですので、それが一緒になってこない限り、現実的には別々のコストの水を今、供給しているという状況にあります。ですので、町民の皆さんから御意見をいただく中で、新しい町だから一つの料金で良いのではないのか、違うことがおかしいと言われる方もいらっしゃるけ

れども、そういうような、もともとのコストの計算の方式などを説明するのだとすれば、違っていても仕方がないのではないのかと、逆に同じくする、何も変わらないのに、大空町になったことだけをもって統一するというのはいかなものなのかと、そういうような御意見も強くございました。

合わせて女満別地区においては、コストの掛らないような、そういう水源確保を一つ考えるべきであるというような御意見も強く出されております。また、議会の場からもそのような御指摘、御意見も多数あったというようなことから、平成26年度に水源調査を行ったところでございます。

水源としては、有望でありますけれども、直ちにそれをもって工事にかかるというわけにはまいりません。水量調査などを行って水資源をきちっと将来的に使っていくことが可能かどうかというような調査を図り、そして実際に水源としてはありましたけれども、それを例えばこの地域までとしたときには、どの程度の事業が必要なのか、事業費はどの程度掛るのかということも改めてお示しをして、そして御理解をいただかなければならないものと思っております。それらについて平成27年度に取り組みたいということでございます。

そういった中で、具体的な今後のそのスケジュールというものがはっきりされてくるのではないかと思っておりますので、そののところににつきましては、もう少しお時間をいただきたいと、そのように思っているところでございます。

◇議 長 7番 齋藤議員。

◇齋藤議員 あくまでも調整の中身は下水道料金統合ということなので、この辺で閉じたいと思います。

最後に地域審議会のことですけれども、先ほど町長の答弁にもありましたけれども、合併特例債が5年間延長になりました。その中で、その付きものだと思うのです。しかし、その新町建設に当たって審議会、それが今後ともそういう形で残すのは、必要なかどうか、その辺を先に聞いてから再質問したいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 地域審議会と特例債、新町建設計画というものは、リンクはいたしません。といいますのは、新町建設計画と合併特例債というのは、これは連動いたします。新町建設計画にある事業を行うに当たって、合併特例債を活用できるということでありますので、過疎計画、過疎債と同じように、新町建設計画にない事業を行うに当たって合併特例債を借り入れるということは、できないということ

になっています。

一方で、私どもの条例の中では、その新町建設計画を変更するときには、地域審議会に図るというような条文になっておりますけれども、例えば今回、平成27年度地域審議会において、その新町建設計画の変更について諮り、了解をいただいたと、向こう5年間延長になりましたといったところで地域審議会としては、閉じさせていただいても一向に制度上は問題はないということでもあります。なぜならば、この地域審議会というものは、私どもの町は選択をしてこの10年間、女満別地区、東藻琴地区に置きましたけれども、選択肢の中では、合併したからといって必ず置くということではなかったわけであります。

実際にこの地域審議会を行っていない市町村もあるということでございます。しかし、新町建設計画があり、合併特例債を借りられてきたということから、ここは全く同一のものと、お互いが不可分のものであるということではないということで、御了解を賜りたいと思います。

◇議 長 7番 齋藤委員。

◇齋藤委員 地域審議会の議事録というか、それはホームページにも出て、すべて網羅しているつもりはないですけれども、その内容については、重々確認させていただいております。その中で本当にあの委員会から活発な御意見が出ているのも確認させていただいております。毎年2回、それぞれ東藻琴地区、女満別地区で審議されているものについて、公開されておりますので、内容的にも確認しておりますけれども、10年、確かに経ちました。

その中で、まだまだ先ほど言ったとおり残っている分野もあります。これからされど10年だと思うんですけれども、これからどうなのか皆さんで考えればいいのかと、その中で今までは、東藻琴地区、女満別地区という言い方でしたけれども、これからは大空町として総枠で1地区こういう話、新しい町づくりに向けて、いろんな検討、協議を重ねたら自分としてはよろしいのかなと思いますけれど、その辺、どうでしょうか。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 確かににそういった御意見があるのも、事実でございます。

東藻琴自治会連合会の皆さん方からは、地域の課題、東藻琴地域の課題というような、枕言葉の中で、地域審議会的な役割を持つ組織が今後とも必要ではないかと、そのような御意見だったかと思います。

ただ、先ほど言いましたように、一方では10年経ちましたという中で、たま

たま場所的には東藻琴地域の課題であるということはありませんけれども、それはすなわち大空町としての課題ではないかと、そのように捉える向きもあります。ですので、そういった中で住民に意見を反映させるというようなこともあってしかるべきではないかと、私もそのように考えております。

先ほど言いましたように、今時点で具体的にこのようにするという考え方まで至っているわけではございませんけれども、そういったことも踏まえながら、大勢の皆さんに少し御意見をいただいて、平成２７年度中に結論を出してまいりたいと思います。

そのときには、また議員の皆さん方にも、是非いろんな御意見を賜りたいと、そのように思っております。よろしくお願いいたします。

◇議 長 ７番 齋藤議員。

◇齋藤議員 今の答弁で、本当に自分ながらにも満足しております。

本当に、なかなか合併して直ぐに交流するという形にはならなかったと思うのですが、今考えますと、本当に良かった合併なのかなあとっております。

これからまた１０年後、２０年後、それに向けてどうしても皆さんの御意見、いろんな各分野から出ていただいた方の意見を聞きながらまちづくりを進めていくのも一つの手立てなのかなとっております。改めてそういう形で進めていていただきたいということを要望して、質問については終わります。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 先ほど言いましたように、どういう形態が考えられるのか、少し内部で案をつくりながら、お示しをして議論を進めてまいりたいと思います。

是非、議員の皆さん方からも御意見を頂戴したいと思いますし、このことについては現在ある地域審議会の皆さん方にも御意見として賜ってまいりたい、そのように思っております。

今後とも御指導いただきますようお願いいたします。

◇議 長 これで一般質問を終わります。

#### ◎議案第１号の説明訂正について

◇議 長 ただいま町長から、昨日の会議における説明の訂正の申し出がありました。これを許可します。

南部福祉課長。

◇福祉課長 昨日、議案第1号 平成26年度大空町一般会計補正予算（第12号）の質疑の中で、品田議員の方から子宮頸がんワクチンの接種委託料の件につきまして、御質問がございました。その際、私がお答えした中で1点、間違いがございましたので、ここでお詫びして訂正させていただきたいと思います。

昨日、子宮頸がんワクチン接種委託料の受診につきましては、8名という回答させていただきました。私の方で資料の見間違いがございまして、実際には、平成27年1月末現在で1名の受診ということでございました。大変申しわけありません。1名が正しいこととなります。

お詫びして訂正したいと思います。よろしくお願いいたします。

◇議 長 ここで10分間休憩します。

休憩 午後 1時43分

再開 午後 1時54分

◇議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### ◎諸般の報告

◇議 長 ここで諸般の報告を行います。

事務局長に報告いたさせます。

大槻事務局長。

◇事務局長 諸般の報告を申し上げます。

ただいま小島議員から早退の届出が出されました。したがって、ただいまの出席議員は11名となっております。

以上で諸般の報告を申し上げ、終わります。

◇議 長 これで諸般の報告を終わります。

#### ◎日程第3 議案第19号

◇議 長 日程第3 議案第19号 大空町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

南部福祉課長。

◇福祉課長 議案書257ページをお開きください。

「議案第19号 大空町介護保険条例の一部を改正する条例制定について  
このことについて別紙のとおり提出する。

平成27年3月5日提出 大空町長 山下英二」

259ページ、260ページは、改正条文でございます。

改正の内容につきましては、定例会参考資料29ページの概要により説明いたしますので、お開き願います。なお、同じく参考資料の31から33ページにおいては、新旧対照表を掲載してございます。

概要の説明に入りたいと思います。

今回の改正につきましては、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令等により、第1号被保険者の保険料率に関する基準が標準6段階から9段階に改正されました。また、地域における医療及び介護の総合的な確保、推進するための関係法律の整備に関する法律において、新しい介護予防日常生活支援総合事業の創設と地域支援事業に関する改正がなされました。これらを踏まえて、昨日、御説明いたしました第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定に基づき、介護保険料の3年間の設定と新しい総合事業への移行時期について定めるものでございます。なお、低所得者の保険料軽減強化につきましては、国の政令公布に合わせて施行することとしております。

条例第2条の保険料率についてでございますが、介護保険事業計画の策定に合わせて、平成27年度から平成29年度までの介護保険料を設定します。現行第1号被保険者の区分を6段階から9段階に変え、標準月額保険料、現在4,000円を月額4,900円に、年額にしますと5万8,800円に引き上げるものでございます。

また、第3項におきまして、低所得者の保険料軽減強化としまして、第1段階に該当する者の介護保険料を2,940円減額し、2万6,460円とするものでございます。

続きまして、条例第4条第3項、賦課期日後において、1号被保険者の資格取得、喪失があった場合について、介護保険料の月割り算定の対象を今回の保険料設定にあわせて修正し改正するものでございます。

30ページをお開きください。条例第20条、指定介護予防支援事業者の指定の要件につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律に基づき、指定介護予防支援事業者の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準を条例で定めることから追加するものでございます。

条例第21条につきましては、前条の追加により繰り下げるものでございます。

続きまして、附則第7号第1項及び第2項でございますが、介護予防日常生活支援総合事業に関する経過措置についてでございます。第1項は、予防給付の見

直しと生活支援サービスの充実を図るために実施する事業の期日を、第２項につきましては、在宅医療、介護の連携の推進、生活支援サービスの体制整備認知症施策の推進のために実施する事業の期日を延長するものでございます。

附則第１項、施行日につきましては、平成２７年４月１日からとし、低所得者の保険料軽減強化につきましては、まだ国の方で政令公布がされてございません。この交付にあわせて施行することとして規定をしてございます。

附則第２項、経過措置としまして、平成２６年度以前の介護保険料については、改正前の規定を適用することとしているところでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げます。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 お諮りします。

議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日、質疑、採決を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

#### ◎日程第４ 議案第２０号

◇議 長 日程第４ 議案第２０号 大空町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

南部福祉課長。

◇福祉課長 ２６１ページをお開き願います。

「議案第２０号 大空町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

このことについて別紙のとおり提出する。

平成２７年３月５日提出 大空町長 山下英二」

改正の内容につきましては、定例会参考資料３５ページの概要により説明いたしますので、お開き願いたいと思います。なお、４４ページから７７ページに新旧対照表を載せておりますので、参考としていただきたいと思います。

当条例の改正する概要につきましては、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令により、国の基準が一部改正されたことに基づき、改正するものでございます。

小規模多機能型居宅介護等の登録定員を29人以下とする。

介護保険制度外の夜間及び深夜のサービスを実施している事業所については、届け出を求め事故報告の仕組みを設ける。

外部評価は運営推進会議に報告した上で、公表する仕組みとする。

「複合型サービス」を「看護小規模多機能型居宅介護」に名前を改称する等々の改正を行うものでございます。

本条例の制定に当たりましては、平成25年3月に国の基準どおりとして制定したものでありまして、この条例改正の本町において、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないため、国の基準どおりとした改正としております。

目次及び本則中において、サービスの普及に向けた取り組みの一環として、医療ニーズのある中重度の要介護者が地域での療養生活を継続できるよう、「通い」、「泊まり」、「訪問看護」、訪問介護を組み合わせることで、利用者や家庭の支援の充実を図るというサービス内容が具体的にイメージできる名称として、現在、「複合型サービス」とあるものを「看護小規模多機能型居宅介護」に改称します。これに係る改正については、今後、説明を申し上げる中では省略させていただきます。

それ以外の改正内容について概要を説明させていただきます。

参考資料の35ページでございますが、第6条第2項につきましては、指定居宅等サービス基準の介護予防訪問看護に関する条例文の削除に伴い、サービス提供責任者について、修正をしているところでございます。

めくっていただきまして36ページ、第6条第5項につきましては、夜間から早朝までの間にオペレーターとして充てることができる施設事業所の範囲について、同一敷地内または隣接施設事業所について、できることとして追加をしているものでございます。

第6条第5項第5号から第7号につきましては、この条例の第82条第6項第1号から第4号を削除することと、新たに表を追加することにより、文言の整理をしているところでございます。

続きまして、第23条第2項につきましては、市町村にあります地域包括支援センター等の公正中立な立場にある第三者が出席する介護医療連携推進会議に報告した上で公表する仕組みとします、ということに改めています。

第32条第2項につきましては、一体型事業所における訪問看護サービスの一部について、他の訪問看護事業所との契約に基づき、当該訪問看護事業所に行わせることが可能となるものとして改正するものでございます。

第6条につきましては、目指す目標の文言を追加しているところでございます。

続きまして37ページ、関係条例でございますが第63条第4項、介護保険制度外の夜間及び深夜サービスを実施している事業所については、届け出を求める

こととするというものを追加してございます。

第63条第5項については、同条第4項が新設されたことよって、項を繰り下げるところでございます。

第65条第1項につきましては、共用型認知症対応型通所介護の利用定員について、認知症ケアの拠点としてさまざまな機能を発揮することを促進する観点から「1ユニット3人以下」に見直したものでございます。

第65条第2項につきましては、定義規定を追加したものでございます。

第78条の2につきましては、事故報告の仕組みを設けることとしてございます。

第79条第2項第5号及び第80条については、第78条の2の新設により修正したものでございます。

第82条第6項につきましては、表の追加をしてございます。

小規模多機能型居宅介護事業所の看護職員が兼務可能な施設・事業所について、同一敷地内または隣接する施設・事業所を追加するとともに、兼務可能な施設・事業所の種別について、介護老人福祉施設や介護老人保健施設等を加えることとして修正しているところでございます。

続きまして38ページをお開きください。

第82条第10項につきましては、同条第6項第1号から4号の削除と表の追加により修正するものでございます。

第83条第1項につきましては、小規模多機能型居宅介護事業所と同一敷地内に併設する事業所が新総合事業を行う場合は、管理者が新総合事業の訪問サービスや通所型サービス等の職務と兼務することが可能となることとした修正をしているところでございます。

第83条第3項につきましては、従事した事業所としての指定複合型サービス事業所について定義規定を追加したものでございます。

第85条第1項につきましては、小規模多機能型居宅介護の登録定員を29人以下と修正するものでございます。

第85条第2項第1号につきましては、定員登録が26人以上29人以下の指定小規模多機能型居宅介護事業所について、通いサービスに係る利用定員を18人以下とすることを可能としているところでございます。

第91条第2項につきましては、市町村の地域包括支援センターの公正中立な立場にある第三者が出席する運営協議会に報告した上で公表する仕組みとしますということで、修正しているところでございます。

続いて39ページ、第106条でございますが、第82条第6項の1号から4号の削除と表の追加により修正するものでございます。

続いて第113条第1項でございますが、新たな用地確保が困難である等の事

情がある場合には、3ユニットまで、差し支えないことを明確化したものでございます。

第121条につきましては、指定の文言を追加しているところでございます。

第135条につきましては、削除してございまして、老人福祉法の改正によりその算定基礎を書面で明示することが義務付けられていることから、その要件を撤廃したものでございます。

めくっていただきまして40ページでございます。第151条第4項及び第151条第8項第1号につきましては、サテライト型の本体施設として、「指定地域密着型介護老人福祉施設」を追加したところでございます。

第151条第12項につきましては、第6条第2項で削除された略称規定を追加するところでございます。

151条第13項につきましては、介護予防通所介護に関する条例削除に伴い、併設される事業所について修正したところでございます。

第151条第17項、サテライト型居住施設に医師または介護支援専門員を置かない場合、本体施設に置くべき医師または介護支援員の数の算定方法を規定したものでございます。

第152条第1項第6号につきましては、サテライト型本体施設として「指定地域密着型介護老人福祉施設」を追加するものでございます。

第176条第2項第7号につきましては、整備しなければならない記録として運営推進会議を追加したところでございます。

続いて41ページでございます。

第180条第1項第3号につきましては、「指定地域密着型介護老人福祉施設」を追加するところでございます。

第193条につきましては、指定複合型サービス事業所の定義規定を追加したところでございます。

第194条第1項につきましては、看護小規模多機能型居宅介護の登録定員を29人以下とすることとしたものでございます。

めくっていただきまして、42ページでございます。第194条第2項第1号につきましては、定員登録が26人以上29人以下の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所について、通いサービスに係る利用定員を18人以下とすることを可能とする旨の規定を追加しているところでございます。

第196条第2項につきましては、地域包括支援センター等の公正中立な立場にある第三者が出席する運営推進会議に報告した上で公表する仕組みとするというふうに改めているところでございます。

43ページでございます。附則の第1項でございますが、この条例は平成27年4月1日から施行いたします。

第2項、経過措置としましては、これは改正前の第6条第2項の規定の経過措置として、3年以上従事した経験を有する対象となる業務は、改正前の規定も有効としますという旨の規定をしているところでございます。

最初の方に説明しましたとおり、本町の実情に国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性がないため、国の基準どおりとして条例を改正するべきだと判断したところでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げます。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 お諮りします。

議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日、質疑、採決を行いたいと思いませんか、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

#### ◎日程第5 議案第21号

◇議 長 日程第5 議案第21号 大空町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

南部福祉課長。

◇福祉課長 議案書271ページをお開き願います。

「議案第21号 大空町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

このことについて、別紙のとおり提出する。

平成27年3月5日提出 大空町長 山下英二」

273ページから276ページは改正条文でございます。改正の内容につきましては、議会参考資料の79ページをお開き願いたいと思います。

議案参考資料79ページ、それ以降、議案参考資料83ページ以降には、新旧対照表を載せているところでございます。

今回の改正につきましては、先ほど議案第20号で御説明したとおり、国の基準が一部改正されたことに伴い、改正するものでございます。

介護予防認知症対応型通所介護の介護保険制度外の夜間及び深夜サービスを実

施している事業所については、届け出を求め事故の報告の仕組みを設ける。

介護予防小規模多機能型居宅介護の登録定員を29人以下とする。

介護予防認知症対応型共同生活介護のユニット数について、3ユニットまで差し支えないことを明確化する等の改正を行うものでございます。

この条例も平成25年3月に国の基準どおりに制定したものであり、この改正条文も本町において国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性がないため、国の基準どおりとした改正としているところでございます。

79ページの真ん中ほどにございます第7条第4項につきましては、条文の追加でございまして、介護保険制度外の夜間及び深夜サービスについて、届け出を求めることとして追加してございます。

続いて第7条第5項につきましては、第4項の新設により繰り下げることとでございます。

第8条第1項につきましては、第44条第6項第1号から4号の削除と表の追加により修正するものでございます。

第9条第1項につきましては、認知症対応型共同生活介護事業所が1ユニット3人以下に見直したことによる改正でございます。

めくっていただき80ページでございます。第9条第2項につきましては、第44条第6項第1号から4号の削除と表の追加により修正するものでございます。

第37条第4項につきましては、介護保険制度外の夜間及び深夜のサービスにつきまして、事故が発生した際の対応を定めたものでございます。

第44条第6項につきましては、小規模多機能型居宅介護事業所の看護職員が兼務可能な施設・事業所について、同一敷地内または隣接する施設・事業所を追加するとともに、兼務が可能な施設・事業所の種別について、介護老人福祉施設や介護老人保健施設等を加えるものでございます。

第44条第7項から8項につきましては、「複合型サービス」というものを「看護小規模多機能型居宅介護」に改称するものでございます。

第44条第10項、同条第6項第1号から4号の削除と表の追加により修正するものでございます。

第45条第1項小規模多機能型居宅介護事業所と同一敷地内に併設する事業所が新総合事業を行う場合、事業所の管理者が新総合事業の訪問型サービスや通所型サービス等の職務と兼務することを可能とする旨の改正を行っているものでございます。

第45条第3項につきましては、定義規定を追加するものでございます。

続いて81ページ、第47条第1項につきましては、小規模多機能型居宅介護の登録定員を29人以下とするものでございます。

第47条第2項第1号につきましては、定員登録が26人以上29人以下の指定

小規模多機能型居宅介護事業所について、通いサービスに係る利用定員を18人以下とすることを可能とした見直しをしたところでございます。

第63条につきましては、第44条第6項第1号から4号の削除と表の追加により修正するものでございます。

第65条につきましては、介護保険制度外の夜間及び深夜サービスの定めがないため、第37条第4項を準用対象から除くとしていただいております。

第66条第2項につきましては、地域包括支援センター等の公正中立な立場にある第三者が出席する運営推進会議に報告した上で公表する仕組みとして、改正するものでございます。

めくっていただきまして第70条でございます。介護保険法の改正により繰り上がるため修正するものでございます。

第74条第1項につきましては、認知症対応型共同生活介護事業者が、効率的にサービスを提供できるよう、現行では1また2と規定しているユニット数の標準について、3ユニットまで差し支えないことを明確化するための改正でございます。

第86条につきましては、介護予防認知症対応型共同生活介護において、夜間及び深夜サービスの定めがないため、第37条第4項を準用対象から除くということの改正をしているところでございます。

附則としまして、この条例は平成27年4月1日から改正するものでございます。

この条例も最初に説明しましたとおり、国の基準と異なる内容定める特別な実情や特性がないため、国の基準どおりとして条例改正すると判断したものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げます。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

**◇議 長** お諮りします。

議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日、質疑、採決を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**◇議 長** 異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

## **◎日程第6 議案第22号**

**◇議 長** 日程第6 議案第22号 大空町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関

する基準を定める条例制定についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

南部福祉課長。

◇福祉課長 議案書 277 ページをお開きください。

「議案第 22 号 大空町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例制定について

このことについて、別紙のとおり提出する。

平成 27 年 3 月 5 日提出 大空町長 山下英二」

議案書 279 ページから 294 ページが新設条例分でございます。

新設条例ですが、読み上げを省略させていただき、条例の概要を説明させていただきますので、定例会参考資料、97 ページをお開きください。

1 条例制定の背景でございますが、昨日、議案第 17 号で説明しましたとおり、第 3 次地域主権一括法の制定により、省令で定められている指定介護予防支援事業の運営基準を市町村が条例で定めることとなります。条例制定に当たりましては、省令で定められた基準を「従うべき基準」と「参酌すべき基準」と区分しておりまして、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、介護予防のための効果的な支援の方法の基準を定める条例としたところでございます。

条例制定に関する規定につきましては、介護保険法第 115 条の 24 の第 1 項、第 2 項及び第 3 項、介護保険法第 59 条第 1 項第 1 号及び第 2 項において、次のページにまたがりますが、下線のとおり市町村の条例で制定することを規定されているところでございます。

98 ページでございます。条例制定の方向でございますが、指定介護予防支援事業所の人員及び運営、介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準とするために必要なものとして、制定するものございまして、省令と異なる内容を定めることは認められないという従うべき基準は、介護予防支援に従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数、介護予防支援の事業の運営に関する事項であって、利用するよう要支援者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるものとされました。また、省令を十分参照したうえで、地域の実情に応じて異なる内容を定めることは許容されるとされる参酌すべき基準につきましては、上記の従うべき基準以外の事項となります。整備する条例の考え方でございますが、この条例につきましても、本町において国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性がないため、国の基準どおりとした条例としているところでございます。

条例の概要につきましては、98 ページから 102 ページになります。省令で

定めております指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に従い定めているところでございます。

第1章は総則として第1条、第2条において、条例の趣旨、基本方針を規定しております。

第2章は人員に関する基準でございます。第3条、第4条において、事業所、職員数、管理者の設置について規定をしているところでございます。

第3章につきましては、運営に関する基準でございます。第5条から第29条までということで、参考資料になりますと102ページまでになりますが、第5条から29条までにおいて、内容及び手続の説明、同意、提供拒否の禁止、受給資格の確認、認定申請の援助、支援提供証明書の交付、利用料等の受領、サービス計画書等書類の交付、管理者の責務、運営規定、勤務体制の確保、設備及び備品、秘密の保持、利益收受の禁止等、苦情の解決、事故発生時の対応、会計の区分、記録の整備などを規定しているところでございます。

第4章は、介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準でございます。第30条から第32条において定めておまして、指定介護予防支援の基本的取扱方針、具体的取扱方針、提供に当たっての留意点を規定しているところでございます。

第5章は、基準該当介護予防支援に関する基準で、第33条におきまして、その基準を規定しているところでございます。

施行期日につきましては、平成27年4月1日と規定しております。この条例につきましても、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性がないため、国の基準どおりとして、条例を制定することが妥当と判断したところでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げます。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 お諮りします。

議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日、質疑、採決を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

#### ◎日程第7 議案第23号

◇議 長 日程第7 議案第23号 大空町営住宅条例の一部を改正する条例制定

についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

山本住民課長。

◇住民課長 議案書の295ページをお開きください。

「議案第23号 大空町営住宅条例の一部を改正する条例制定について  
このことについて、別紙のとおり提出する。

平成27年3月5日提出 大空町長 山下英二」

議案書297ページをお開きください。こちらにつきましては、改正条文でございますが、説明につきましては、定例会参考資料によって説明させていただきますので、参考資料の103ページをお開き願いたいと思います。

議案第23号関係、大空町営住宅条例の一部を改正する条例新旧対照表でございます。右欄が改正前になっております。左側が改正後になっています。

第6条関係につきまして、第6条第2項第5号でございますが、こちらの改正につきましては、アンダーラインが引いてあります右側の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部改正がございまして、左側にありますとおり中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律と改称されましたので、こちらを訂正させていただきたいと、続きまして下の欄の第9条第5項の欄でございます。

こちらの改正につきましては、母子及び寡婦福祉法の一部が改正されまして、母子及び父子並びに寡婦福祉法に改正をされました。そのことによりまして、右側の欄にある寡婦の部分が、左にあるとおり寡婦を婦人の婦又は寡夫に変更改正させていただいています。

附則につきましては、この条例は公布の日から施行するということになっています。

以上提案理由を説明させていただきましたので、御審議くださいますようよろしく願いいたします。

◇議 長 お諮りします。

議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日、質疑、採決を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

## ◎日程第 8 議案第 24 号

◇議 長 日程第 8 議案第 24 号 平成 27 年度大空町一般会計予算から日程第 15 議案第 31 号 平成 27 年度大空町個別排水処理事業特別会計予算まで 8 件を一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤田総務課長。

◇総務課長 議案書の 299 ページをお開き願います。

「議案第 24 号 平成 27 年度大空町一般会計予算

このことについて別冊のとおり提出する。

平成 27 年 3 月 5 日提出 大空町長 山下英二」

平成 27 年度大空町各会計予算書の 1 ページをお開き願います。

「平成 27 年度大空町一般会計予算 平成 27 年度の大空町一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算） 第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 80 億 9,046 万 7,000 円と定める。

第 2 項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。2 ページから 6 ページにわたり掲載しています歳入及び歳出予算です。

（債務負担行為） 第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。7 ページに掲載の 4 件、6 億 8,355 万 8,000 円の債務負担行為を設定しようとするものです。

（地方債） 第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。8 ページから 9 ページにわたりまして掲載しております 25 件、11 億 1,081 万 1,000 円の地方債です。

（一時借入金） 第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、15 億 6,000 万円と定める。一時的な資金不足を補うための一時借入金の限度額を地方債と国の補助金額を目安に設定しようとするものであります。

平成 27 年 3 月 5 日提出 大空町長 山下英二」

次に、議案書の 301 ページをお開き願います。

「議案第 25 号 平成 27 年度大空町国民健康保険事業特別会計予算

このことについて、別冊のとおり提出する。

平成 27 年 3 月 5 日提出 大空町長 山下英二」

予算書の２３３ページをお開き願います。

「平成２７年度大空町国民健康保険事業特別会計予算

平成２７年度大空町国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）第１条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１３億３，１８０万円と定める。第２項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。２３４ページから２３５ページに掲載しております歳入及び歳出予算です。

平成２７年３月５日提出 大空町長 山下英二」

次に、議案書の３０３ページをお開き願います。

「議案第２６号 平成２７年度大空町後期高齢者医療特別会計予算

このことについて、別冊のとおり提出する。

平成２７年３月５日提出 大空町長 山下英二」

予算書の２５７ページをお開き願います。

「平成２７年度大空町後期高齢者医療特別会計予算

平成２７年度の大空町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）第１条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１億７５０万４，０００円と定める。

第２項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。２５８ページから２５９ページに掲載しております歳入及び歳出予算です。

平成２７年３月５日提出 大空町長 山下英二」

議案書の３０５ページをお開き願います。

「議案第２７号 平成２７年度大空町介護保険事業勘定特別会計予算

このことについて、別冊のとおり提出する。

平成２７年３月５日提出 大空町長 山下英二」

予算書の２６９ページをお開き願います。

「平成２７年度大空町介護保険事業勘定特別会計予算

平成２７年度の大空町介護保険事業勘定特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）第１条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ７億１，３２８万６，０００円と定める。

第２項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。

２７０ページから２７１ページに掲載しております歳入及び歳出予算です。

平成２７年３月５日提出 大空町長 山下英二」

次に、議案書の３０７ページをお開き願います。

「議案第２８号 平成２７年度大空町介護サービス事業勘定特別会計予算

このことについて、別冊のとおり提出する。

平成２７年３月５日提出 大空町長 山下英二」

予算書の２９１ページをお開き願います。

「平成２７年度大空町介護サービス事業勘定特別会計予算

平成２７年度の大空町介護サービス事業勘定特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）第１条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ８０４万１，０００円と定める。

第２項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。２９２ページから２９３ページに掲載しております歳入及び歳出予算です。

平成２７年３月５日提出 大空町長 山下英二」

次に議案書の３０９ページをお開き願います。

「議案第２９号 平成２７年度大空町簡易水道事業特別会計予算

このことについて、別冊のとおり提出する。

平成２７年３月５日提出 大空町長 山下英二」

予算書の３０５ページをお開き願います。

「平成２７年度大空町簡易水道事業特別会計予算

平成２７年度の大空町簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）第１条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ３億６，１５５万８，０００円と定める。

第２項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。３０６ページから３０７ページに掲載しております歳入及び歳出予算です。

（地方債）第２条 地方自治法第２３０条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第２表地方債」による。３０８ページの２件７，８６０万円の地方債です。

（一時借入金）第３条 地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、８，０００万円と定める。地方債の限度額を目安に設定しようとするものであります。

平成２７年３月５日提出 大空町長 山下英二」

次に、議案書の３１１ページをお開き願います。

「議案第 30 号 平成 27 年度大空町下水道事業特別会計予算

このことについて、別冊のとおり提出する。

平成 27 年 3 月 5 日提出 大空町長 山下英二」

予算書の 325 ページをお開き願います。

「平成 27 年度大空町下水道事業特別会計予算

平成 27 年度の大空町下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3 億 6, 598 万 1, 000 円と定める。

第 2 項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。326 ページから 327 ページに掲載しております歳入及び歳出予算であります。

（地方債）第 2 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。328 ページの 2 件 6, 090 万円の地方債です。

（一時借入金）第 3 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、7, 000 万円と定める。地方債の限度額を目安に設定しようとするものであります。平成 27 年 3 月 5 日提出 大空町長 山下英二」

次に、議案書の 313 ページをお開き願います。

「議案第 31 号 平成 27 年度大空町個別排水処理事業特別会計予算

このことについて、別冊のとおり提出する。

平成 27 年 3 月 5 日提出 大空町長 山下英二」

予算書の 347 ページをお開き願います。

「平成 27 年度大空町個別排水処理事業特別会計予算

平成 27 年度の大空町個別排水処理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2, 953 万 4, 000 円と定める。第 2 項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。348 ページから 349 ページに掲載しております歳入及び歳出予算です。

平成 25 年 3 月 5 日提出 大空町長 山下英二」

以上各会計予算の提案理由の説明を申し上げましたので、御審議くださいますようよろしくお願いいたします。

◇議 長 以上で提案理由の説明は終わりました。

お諮りします。

本案については、議長を除く 11 人の委員で構成する予算審査特別委員会を設

置し、これを付託して審査することにしたと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって本案については、議長を除く 11 人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◇議 長 暫時休憩します。

休憩 午後 2 時 48 分

再開 午後 2 時 49 分

◇議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第 7 条第 1 項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、予算審査特別委員会の委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

ここでしばらく休憩いたします。

休憩中に議員控室において予算審査特別委員会を開催し、委員長の互選を行ってください。

再開はブザーをもってお知らせします。

休憩 午後 2 時 50 分

再開 午後 3 時 07 分

◇議 長 休憩前に引き続き、会議を再開します。

お諮りします。

先ほど、予算審査特別委員会委員会に付託しました議案第 24 号から議案第 31 号までの 8 件については、会議規則第 46 条第 1 項の規定によって、3 月 11 日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号から議案第31号まで8件については、3月11日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。

ここで諸般の報告をいたします。

休憩中に、先ほど設置されました予算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告します。

委員長に深川昇議員、副委員長に沢出好雄議員が互選された旨の報告がありました。

◇議 長 お諮りします。

3月7日と3月8日の2日間は、会議規則第10条第1項による休会とし、3月9日から11日までの3日間は、予算審査特別委員会開催に伴う議事の都合によって、会議規則第10条第2項による休会としたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、3月7日と3月8日及び3月9日から3月11日までの5日間は休会とすることに決定しました。

◇議 長 以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は3月12日に開催いたします。

本日はこれで散会します。

大変お疲れ様でした。

散会 午後 3時09分

平成 2 7 年第 1 回

# 大空町議会定例会会議録

〔その 3〕

- ・ 招 集 平成27年 3 月 5 日
- ・ 開 会 平成27年 3 月 5 日
- ・ 閉 会 平成27年 3 月 12 日

大 空 町 議 会

# 大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

|     |   |   |   |   |      |   |   |   |     |
|-----|---|---|---|---|------|---|---|---|-----|
| 1 番 | 上 | 地 | 史 | 隆 | 7 番  | 齋 | 藤 | 宏 | 司   |
| 2 番 | 田 | 中 | 裕 | 之 | 8 番  | 松 | 岡 | 克 | 美   |
| 3 番 | 原 | 本 | 哲 | 己 | 9 番  | 小 | 島 | 一 | 弘   |
| 4 番 | 沢 | 出 | 好 | 雄 | 10 番 | 後 | 藤 | 幸 | 太 郎 |
| 5 番 | 品 | 田 | 好 | 博 | 11 番 | 深 | 川 |   | 昇   |
| 6 番 | 松 | 田 | 信 | 行 | 12 番 | 近 | 藤 | 哲 | 雄   |

2 不応招議員は次のとおりである。

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

|          |   |           |
|----------|---|-----------|
| 町        | 長 | 教育委員会委員長  |
| 代表監査委員   |   | 農業委員会会長   |
| 副町長      |   | 産業課参事     |
| 総合支所長    |   | 産業課参事     |
| 会計管理者    |   | 建設課長      |
| 総務課長     |   | 建設課参事     |
| 総務課参事    |   | 建設課参事     |
| 住民課長     |   | 住民福祉課長    |
| 福祉課長     |   | 産業建設課長    |
| 産業課長     |   | 総務課主幹     |
| 教育長      |   | 生涯学習課参事   |
| 生涯学習課長   |   |           |
| 監査委員事務局長 |   | 農業委員会事務局長 |

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、主査、書記

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

# 平成27年第1回大空町議会定例会議事日程

第3号 平成27年3月12日（木） 10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について  
(諸般の報告)
- 日程第2 議案第9号 大空町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について
- 日程第3 議案第10号 大空町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について
- 日程第4 議案第11号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について
- 日程第5 議案第12号 大空町教育委員会教育長の服務に関する条例制定について
- 日程第6 議案第13号 大空町行政手続条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第7 議案第14号 大空町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第8 議案第15号 大空町日常生活用具給付事業に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第9 議案第16号 大空町広域入所における保育に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第10 議案第17号 大空町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例制定について
- 日程第11 議案第18号 大空町難病患者等訪問介護員派遣に関する条例を廃止する条例制定について
- 日程第12 議案第19号 大空町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第13 議案第20号 大空町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第14 議案第21号 大空町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第15 議案第22号 大空町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例制定について
- 日程第16 議案第23号 大空町営住宅条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第17 議案第24号 平成27年度大空町一般会計予算

|       |        |                                 |
|-------|--------|---------------------------------|
| 日程第18 | 議案第25号 | 平成27年度大空町国民健康保険事業特別会計予算         |
| 日程第19 | 議案第26号 | 平成27年度大空町後期高齢者医療特別会計予算          |
| 日程第20 | 議案第27号 | 平成27年度大空町介護保険事業勘定特別会計予算         |
| 日程第21 | 議案第28号 | 平成27年度大空町介護サービス事業勘定特別会計予算       |
| 日程第22 | 議案第29号 | 平成27年度大空町簡易水道事業特別会計予算           |
| 日程第23 | 議案第30号 | 平成27年度大空町下水道事業特別会計予算            |
| 日程第24 | 議案第31号 | 平成27年度大空町個別排水処理事業特別会計予算         |
| 日程第25 | 議案第32号 | 平成26年度大空町一般会計補正予算（第13号）         |
| 日程第26 | 発議第1号  | 大空町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について      |
| 日程第27 | 発議第2号  | 大空町議会会議規則の一部を改正する規則制定について       |
| 日程第28 | 発議第3号  | 議会運営委員会の閉会中の継続調査について            |
| 日程第29 | 発議第4号  | 各常任委員会の閉会中の所管事務調査について           |
| 日程第30 | 発議第5号  | 懸案事項促進のための議員派遣について              |
| 日程第31 | 発議第6号  | 農協関係法制度の見直しを求める要望意見書            |
| 日程第32 | 発議第7号  | T P P 交渉等国际貿易交渉に係る要望意見書         |
| 日程第33 | 発議第8号  | 釧路地方裁判所北見支部における労働審判の実施を求める要望意見書 |
| 日程第34 | 報告第1号  | 平成26年度定期監査結果報告について              |
| 日程第35 | 報告第2号  | 例月出納検査結果報告について                  |

# 出席説明員の報告

1. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のために出席する者は次のとおり。

|        |       |          |       |
|--------|-------|----------|-------|
| 町長     | 山下 英二 | 教育委員会委員長 | 相馬 隆  |
| 代表監査委員 | 近藤 克郎 | 農業委員会会長  | 山神 正信 |

2. 大空町長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

|       |       |        |       |
|-------|-------|--------|-------|
| 副町長   | 川口 明夫 | 産業課参事  | 中村 直樹 |
| 総合支所長 | 菊地 教男 | 産業課参事  | 秋葉 暢康 |
| 会計管理者 | 丹治 健  | 建設課長   | 田端 久剛 |
| 総務課長  | 藤田 勉  | 建設課参事  | 高島 清和 |
| 総務課参事 | 林 敏美  | 建設課参事  | 佐薙 幸史 |
| 住民課長  | 山本 勝栄 | 住民福祉課長 | 平田 義和 |
| 福祉課長  | 南部 猛  | 産業建設課長 | 田中 信裕 |
| 産業課長  | 伊藤 裕幸 | 総務課主幹  | 松川 一正 |

3. 大空町教育委員会委員長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

|        |        |         |       |
|--------|--------|---------|-------|
| 教育長    | 渡邊 國夫  |         |       |
| 生涯学習課長 | 佐々木 徳幸 | 生涯学習課参事 | 星加 政志 |

4. 大空町代表監査委員の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

|      |       |
|------|-------|
| 事務局長 | 熊谷 裕幸 |
|------|-------|

5. 大空町農業委員会会長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

|      |       |
|------|-------|
| 事務局長 | 作田 勝弥 |
|------|-------|

6. 本議会の事務に従事する者は次のとおり。

|      |       |    |       |
|------|-------|----|-------|
| 事務局長 | 大槻 明弘 |    |       |
| 主査   | 土田 康裕 | 書記 | 川尻 洋昭 |

以上のとおり報告する。

平成27年 3 月 12 日

大空町議会議長 近藤 哲雄

開議 午前 10 時 00 分

◎開議の宣告

- ◇議 長 おはようございます。  
ただいまから平成 27 年第 1 回大空町議会定例会第 8 日の会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

- ◇議 長 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定によって、議長において、3 番  
原本哲己議員及び 4 番 沢出好雄議員を指名します。

◎諸般の報告

- ◇議 長 この際、諸般の報告を行います。  
事務局長に報告いたさせます。  
大槻事務局長。

- ◇事務局長 諸般の報告を申し上げます。  
ただいまの出席議員は、12 名全員であります。  
本日の会議に説明のため出席する者の職、氏名は一覧表として配付していると  
おりであります。  
なお職務の都合により、一部異動がある場合がありますことを御了承願います。  
本日の議事日程は、配付しております日程表のとおりであります。  
以上でございます。

- ◇議 長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第 2 議案第 9 号

- ◇議 長 日程第 2 議案第 9 号 大空町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更  
についてを議題とします。  
本案について、既に提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行  
います。  
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

- ◇議 長 質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 9 号 大空町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 9 号 大空町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更については、原案のとおり可決されました。

### ◎日程第 3 議案第 10 号

◇議 長 日程第 3 議案第 10 号 大空町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画についてを議題とします。

本案について、既に提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 10 号 大空町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 10 号 大空町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画については、原案のとおり可決されました。

### ◎日程第 4 議案第 11 号

◇議 長 日程第 4 議案第 11 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定についてを議

題とします。

本案については、既に提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 11 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 11 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定については、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第 5 議案第 12 号

◇議 長 日程第 5 議案第 12 号 大空町教育委員会教育長の服務に関する条例制定についてを議題とします。

本案については、既に提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 12 号 大空町教育委員会教育長の服務に関する条例制定につ

いてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号 大空町教育委員会教育長の服務に関する条例制定については、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第6 議案第13号

◇議 長 日程第6 議案第13号 大空町行政手続条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案については、既に提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第13号 大空町行政手続条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号 大空町行政手続条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第7 議案第14号

◇議 長 日程第7 議案第14号 大空町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案については、既に提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第14号 大空町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号 大空町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第8 議案第15号

◇議 長 日程第8 議案第15号 大空町日常生活用具給付事業に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案については、既に提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第15号 大空町日常生活用具給付事業に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号 大空町日常生活用具給付事業に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

**◎日程第 9 議案第 16 号**

◇議 長 日程第 9 議案第 16 号 大空町広域入所における保育に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案については、既に提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 16 号 大空町広域入所における保育に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 16 号 大空町広域入所における保育に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

**◎日程第 10 議案第 17 号**

◇議 長 日程第 10 議案第 17 号 大空町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例制定についてを議題とします。

本案については、既に提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第１７号 大空町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例制定についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第１７号 大空町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例制定については、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第１１ 議案第１８号

◇議 長 日程第１１ 議案第１８号 大空町難病患者等訪問介護員派遣に関する条例を廃止する条例制定についてを議題とします。

本案については、既に提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第１８号 大空町難病患者等訪問介護員派遣に関する条例を廃止する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第１８号 大空町難病患者等訪問介護員派遣に関する条例を廃止する条例制定については、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第１２ 議案第１９号

◇議 長 日程第１２ 議案第１９号 大空町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案については、既に提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 19 号 大空町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 19 号 大空町介護保険条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

### ◎日程第 13 議案第 20 号

◇議 長 日程第 13 議案第 20 号 大空町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案については、既に提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 20 号 大空町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第２０号 大空町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第１４ 議案第２１号

◇議 長 日程第１４ 議案第２１号 大空町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案については、既に提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第２１号 大空町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第２１号 大空町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第１５ 議案第２２号

◇議 長 日程第１５ 議案第２２号 大空町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に

関する基準を定める条例制定についてを議題とします。

本案については、既に提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第２２号 大空町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例制定についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第２２号 大空町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例制定については、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第１６ 議案第２３号

◇議 長 日程第１６ 議案第２３号 大空町営住宅条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案については、既に提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第２３号 大空町営住宅条例の一部を改正する条例制定について採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第２３号 大空町営住宅条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第１７ 議案第２４号ないし日程第２４ 議案第３１号

◇議 長 日程第１７ 議案第２４号 平成２７年度大空町一般会計予算から日程第２４ 議案第３１号 平成２７年度大空町個別排水処理事業特別会計予算までの８件を一括議題とします。

本案について、予算審査特別委員会の報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長 深川昇議員。

◇予算審査特別委員会委員長 予算審査特別委員会における審査結果について報告をいたします。

本委員会に付託をされました事件は、

議案第２４号 平成２７年度大空町一般会計予算

議案第２５号 平成２７年度大空町国民健康保険事業特別会計予算

議案第２６号 平成２７年度大空町後期高齢者医療特別会計予算

議案第２７号 平成２７年度大空町介護保険事業勘定特別会計予算

議案第２８号 平成２７年度大空町介護サービス事業勘定特別会計予算

議案第２９号 平成２７年度大空町簡易水道事業特別会計予算

議案第３０号 平成２７年度大空町下水道事業特別会計予算

議案第３１号 平成２７年度大空町個別排水処理事業特別会計予算

の８件であります。

平成２７年３月６日の平成２７年第１回大空町議会定例会で設置された本委員会に付託された事件は、今後の大空町の方角性にかかわる重要な内容であることから、３月９日から１１日までの３日間で、委員会を開催し、説明員の出席を求めて、その内容を慎重に審議いたしました。

その結果、お手元に配付の委員会審議報告書のとおり、本委員会に付託されました８事件は、全て原案を可決すべきものと決定をいたしました。

以上、当委員会に付託された事件の審査結果を申し上げ、大空町議会会議規則第７７条の規定による報告といたします。

◇議 長 別に発言もないようですので、これから採決します。

お諮りします。

議案第24号 平成27年度大空町一般会計予算から議案第31号 平成27年度大空町個別排水処理事業特別会計予算までの8件を一括して採決したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号から議案第31号までの8件を一括して採決することに決定しました。

議案第24号から議案第31号までの8件に対する予算審査特別委員会の審査報告はいずれも原案可決です。

議案第24号から議案第31号までの8件は、予算審査特別委員会審査報告のとおり、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号 平成27年度大空町一般会計予算から議案第31号 平成27年度大空町個別排水処理事業特別会計予算までの8件は、原案のとおり可決されました。

## ◎日程第25 議案第32号

◇議 長 日程第25 議案第32号 平成26年度大空町一般会計補正予算(第13号)を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤田総務課長。

◇総務課長 第1回大空町議会定例会追加議案書の1ページをお開き願います。

議案第32号 平成26年度大空町一般会計補正予算(第13号)

平成26年度大空町一般会計補正予算(第13号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ80億3,929万8,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成27年3月12日提出 大空町長 山下英二

3 ページをお開き願います。第 1 表 歳入歳出予算補正 歳入です。

1 8 款繰入金に 1, 0 0 0 万円を追加、歳入合計は、1, 0 0 0 万円を追加し、8 0 億 3, 9 2 9 万 8, 0 0 0 円とするものであります。

4 ページをお開き願います。歳出です。

8 款土木費に 1, 0 0 0 万円を追加、歳出合計は 1, 0 0 0 万円を追加し、歳入合計と同額とするものであります。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明ですが、歳出から行いますので、1 0 ページ、1 1 ページをお開き願います。8 款 2 項 3 目除雪対策事業の 1 3 節指定管理委託料に 1, 0 0 0 万円を追加しております。

既に今定例会におきまして、一般会計補正予算（第 1 2 号）で暴風雪に伴う除排雪経費につきまして、補正をお認めいただいているところですが、さらに、2 月の暴風雪の対応等により、除雪作業に要する経費が見込みより多かったため、今後不足が見込まれることから追加するものであります。

続きまして、歳入の説明をしますので、8 ページ、9 ページをお開き願います。1 8 款 1 項 3 目 1 節財政調整基金繰入金に 1, 0 0 0 万円を追加しております。今回の財源調整のため繰り入れるものであります。

以上、補正予算の内容につきまして説明申し上げましたので、御審議くださいますようよろしくお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 3 2 号 平成 2 6 年度大空町一般会計補正予算（第 1 3 号）を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 3 2 号 平成 2 6 年度大空町一般会計補正予算（第 1 3 号）は、原案のとおり可決されました。

## ◎日程第２６ 発議第１号

◇議 長 日程第２６ 発議第１号 大空町議会委員会条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

８番 松岡克美議員。

◇松岡議員 議会提出議案書１ページでございます。

「発議第１号 大空町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について

このことについて、大空町議会会議規則第１４条の規定により、別紙のとおり提出する。

平成２７年３月１２日提出 提案者 大空町議会議員 松岡克美、松田信行」の両議員であります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、教育委員長と教育長を一本化し、新教育長を置くことにより、教育長が一般職から特別職に変更になるとともに、教育委員長の職の廃止及び新教育長の職務が変更になることから、大空町議会委員会条例を改正するものであります。

詳細は、条例新旧対照表で説明しますので、参考資料１ページを御覧いただきたいと思います。

第１９条（出席説明の要求）中、教育委員会の委員長を教育委員会の教育長に改めるものであります。

附則、この条例は平成２７年４月１日から施行することとし、経過措置として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律附則第２条第１項の規定により同項に規定する旧教育長が在職する間は、この条例による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による、とするものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたので、御審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第 1 号 大空町議会委員会条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、発議第 1 号 大空町議会委員会条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

### ◎日程第 2 7 発議第 2 号

◇議 長 日程第 2 7 発議第 2 号 大空町議会会議規則の一部を改正する規則制定についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

8 番 松岡克美議員。

◇松岡議員 議会提出議案書 5 ページでございます。

「発議第 2 号 大空町議会会議規則の一部を改正する規則制定について  
このことについて、大空町議会会議規則第 1 4 条の規定により、別紙のとおり提出する。

平成 2 7 年 3 月 1 2 日提出 提案者 大空町長議会議員 松岡克美、松田信行」の両議員であります。

大空町議会基本条例第 8 条第 2 項の規定に基づき、大空町議会会議規則で定められた議決事項拡大のうち、大空町次世代育成支援行動計画は、次世代育成支援対策推進法を根拠として作成することとされていましたが、平成 2 4 年 8 月に子ども・子育て支援法が制定され、次世代育成支援行動計画は、市町村の判断による任意計画となり、本町では、計画の策定の予定がないことから、改正しようとするものであります。

詳細は、条例新旧対照表で説明しますので、参考資料 3 ページを御覧いただきたいと思います。第 5 0 条第 5 号を削るものであります。

公布の日から施行をするものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたので、よろしく御審議いただきたいと思います。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第 2 号 大空町議会会議規則の一部を改正する規則制定についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、発議第 2 号 大空町議会会議規則の一部を改正する規則制定については、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第 28 発議第 3 号

◇議 長 日程第 28 発議第 3 号 議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員会委員長から会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配りました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項等について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

#### ◎日程第 29 発議第 4 号

◇議 長 日程第 29 発議第 4 号 各常任委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題とします。

各常任委員会委員長から所管事務のうち、会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配りました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◇議 長 したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

### ◎日程第30 発議第5号

- ◇議 長 日程第30 発議第5号 懸案事項促進のための議員派遣についてを議題とします。

平成27年度中の懸案事項促進のため派遣用務の選択、派遣議員の氏名、人員、派遣期間及び用務地等について、その都度議長において検討の上、決定し、議員を派遣することにしたいと思います。

お諮りします。発議第5号は、そのように決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、懸案事項促進のための議員派遣については、そのように決定しました。

### ◎日程第31 発議第6号

- ◇議 長 日程第31 発議第6号 農協関係法制度の見直しを求める要望意見書を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

7番 齋藤宏司議員。

- ◇齋藤議員 議案書の23ページを御覧いただきたいと思います。

「発議第6号 農協関係法制度の見直しを求める要望意見書

このことについて、大空町議会会議規則第14号の規定により別紙のとおり提出をいたします。

平成27年3月12日提出 提案者 大空町議会議員 齋藤宏司、原本哲己、深川昇、松岡克美、品田好博、田中裕之」の各議員でございます。

25ページを御覧いただきたいと思います。この要望の内容についてですが、国で議論が高まっている農協改革について、制度の見直しにあたり、記1として、食料の安定供給、地域の振興について、農協法の目的に明確に位置付けし、事業目的の見直しにあたっては、協同組合の基本的性格を維持すること。

2として、準組合員は農業や地域経済の発展をともに支えるパートナーであり、人口減少への対応や雇用の創出など「地方創生」のためにも、準組合員の利用制限は行わないこと。

3として、J A・連合会の協同組合としての事業・組織を制約する一方的な事業方式、業務執行体制、法人形態の転換等は強制しないこと。

4として、中央会制度については、J Aグループの意志を結集する機能、J Aグループを代表する機能、J Aグループをサポートする機能（監査機能を含む）を十分に発揮できるよう、農協法上に位置付けること。

以上4点を求めるものでございます。

提出先は、内閣総理大臣、農林水産大臣宛てでございます。

以上で説明させていただきましたので、よろしく御審議いただきますようよろしく申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第6号 農協関係法制度の見直しを求める要望意見書を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、発議第6号 農協関係法制度の見直しを求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

### ◎日程第32 発議第7号

◇議 長 日程第32 発議第7号 TPP交渉等国際貿易交渉に係る要望意見書を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

7番 齋藤宏司議員。

◇齋藤議員 議案書の27ページを御覧いただきたいと思います。

「発議第7号 TPP交渉等国際貿易交渉に係る要望意見書

このことについて、大空町議会規則第14号の規定により別紙のとおり提出い

たします。

平成27年3月12日提出 提案者 大空町会議員 齋藤宏司、原本哲己、深川昇、松岡克美、品田好博、田中裕之」の各議員でございます。

29ページを御覧ください。この要望内容についてですが、TPP交渉について閣僚会合や日米2国間協議などが断続的に行われており、交渉内容については、アメリカの特別輸入枠や牛肉・豚肉の関税引き下げなど、あらかじめ報じられており、引き続き予断を許さない状況が続いている中、記1として、政府は、平成25年4月の衆参両院農林水産委員会における決議「環太平洋パートナーシップ協定交渉参加に関する件について」を遵守するとともに、決議が遵守できない場合は、TPPから脱退すること。

2として、EPA・FTA等のすべての国際貿易交渉において、重要品目等の関税等、必要な国境措置を維持すること。

以上2点を求めるものとし、提出先は、内閣総理大臣、内閣官房長官、農林水産大臣、外務大臣、経済産業大臣、内閣府特命担当大臣宛てでございます。

以上説明をさせていただきましたので、よろしく御審議いただきますよう、よろしくお願ひします。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第7号 TPP交渉と国際貿易交渉に係る要望意見書を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、発議第7号 TPP交渉と国際貿易交渉に係る要望意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 3 3 発議第 8 号

◇議 長 日程第 3 3 発議第 8 号 釧路地方裁判所北見支部における労働審判の実施を求める要望意見書を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

6 番 松田信行議員。

◇松田議員 議案書 3 1 ページを御覧いただきたいと思います。

「発議第 8 号 釧路地方裁判所北見支部における労働審判の実施を求める要望意見書

このことについて、大空町議会会議規則第 1 4 条の規定により別紙のとおり提出します。

平成 2 7 年 3 月 1 2 日提出 提案者 大空町議会議員 松田信行、沢出好雄、後藤幸太郎、小島一弘、上地史隆」の各議員でございます。

3 3 ページでございます。

この要望の内容についてですが、平成 1 8 年 4 月に始まった労働審判制度は、個々の労働者と事業主との間に生じた労働関係に関する紛争を裁判所において迅速、適正かつ実効的に解決することを目的とした制度であり、制度の導入以来、全国的に労働審判事件の申立件数は増加している状況であります。

しかしながら、北見地域、網走地域の住民ないし企業が申し立てを行うには、釧路地方裁判所本庁まで出向かなければならない現状を鑑みまして、記 1 として、釧路地方裁判所北見支部において、北見支部及び網走支部管内の住民、企業を対象とする労働審判事件の取扱いを開始するとともに、必要な裁判官及び裁判所職員の増員並びに施設の整備を行うことを求めるものでございます。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、財務大臣宛てでございます。

以上、説明とさせていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

◇議 長 討論なしと認めます。

(「なし」の声あり)

◇議 長 これで討論を終わります。

これから発議第 8 号 釧路地方裁判所北見支部における労働審判の実施を求める要望意見書採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、発議第 8 号 釧路地方裁判所北見支部における労働審判の実施を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

### ◎日程第 3 4 報告第 1 号

◇議 長 日程第 3 4 報告第 1 号 平成 2 6 年度定期監査結果報告についてを議題とします。

監査委員から、平成 2 6 年度定期監査報告書の提出がありましたので、監査委員の報告を求めます。

近藤代表監査委員。

◇代表監査委員 ただいま上程になりました報告第 1 号 平成 2 6 年度の監査報告について御報告をいたします。

平成 2 6 年度の定期監査につきましては、平成 2 7 年 2 月 1 9 日から 3 月 3 日まで、後藤監査委員とともに審査を実施いたしました。

今回御報告をいたします定期監査につきましては、地方自治法第 1 9 9 条第 4 項の規定に基づく監査であり、平成 2 5 年度中に取得し、または平成 2 5 年度及び平成 2 6 年 1 2 月 3 1 日までに処分、貸付等の処理のなされた 1 件当たり取得価格が 5 万円以上の物品について監査を実施いたしました。

今年度の定期監査の実施に当たりましては、平成 2 5 年度に実施した物品の定期監査において、破棄されていても台帳から抹消されていなかった物品が見受けられたため、適正な管理を行うよう指摘して、後年度にその後の状況等について、定期監査を実施する旨、平成 2 6 年第 1 回定例町議会において報告したところであり、その後の処理状況及び平成 2 6 年度稼働の公有財産管理システムへの移行が完了しているかを主眼に監査を実施いたしました。

監査の結果、お手元に配付の資料に記載のとおり、平成 2 5 年度に取得された物品については適正に事務処理がなされており、平成 2 5 年度定期監査において指摘した、既に廃棄された物品が物品台帳に登録されていた物品について、平成 2 6 年 1 2 月 3 1 日までに物品台帳から抹消処理されていることを確認いたしま

した。

また、平成26年度稼働の公有財産管理システムへの移行については、完了していることを確認いたしましたが、二重登録されている物品が見受けられたため、物品所管課において移行された物品について、再度確認作業を行うようお願いしたところであります。

以上、平成26年度、定期監査の報告とさせていただきます。

### ◎日程第35 報告第2号

◇議 長 日程第35 報告第2号 例月出納検査結果報告についてを議題とします。

監査委員から例月出納検査結果報告書の提出がありましたので、監査委員の報告を求めます。

近藤代表監査委員

◇代表監査委員 ただいま上程になりました報告第2号 例月出納検査結果の報告につきまして、地方自治法第235条の2第3項の規定により報告を申し上げます。

検査の対象となった月は、平成26年11月分から平成27年1月分までであります。

検査の内容は、毎月末の現金の出納状況及び基金の状況でございます。

例月出納検査を実施いたしました時期は、11月分につきましては、1月9日、12月分につきましては、1月26日、1月分につきましては、3月3日に後藤監査委員とともに実施したところであります。

検査の結果につきましては、お手元に配付の資料に記載されたとおり、相違ありません。

また、現金、預金の保管状況、その他特に指摘する事項はございません。

以上、適正であることを認め監査結果の報告といたします。

◇議 長 これで例月出納検査結果報告については終わります。

これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

◇議 長 山下町長から発言があれば許します。

山下町長。

◇町 長 平成27年第1回大空町議会定例会の閉会にあたり、一言お礼を申し上げます。

この定例会におきましては、大変重要であります平成27年度の各会計予算について、特別委員会の設置をいただき、審査をいただき、可決をいただいたところでございます。このことについて、まずもってお礼を申し上げたいと思います。

予算編成につきましては、昨年の10月に編成会議を行い、それから、職員それぞれが自分たちの事業執行に当たる予算として、積算をしまいったものでございます。このたびお認めをいただいたわけでありますけれども、その予算編成会議からは既に5カ月が経過しているところであります。最終的にまとめられました金額、予算の概要等、議員の皆さん方にも御説明を申上げましたけれども、その節、様々なご意見も頂戴しております。予算そのものは、これからいかに執行していくかというところに重きを置かなくてはならないものと思っております。頂戴いたしましたさまざまな御意見を執行段階でしっかりと反映させられるように、また、この5カ月間のタイムラグを埋めるような工夫のある執行につながりますように職員に指導してまいりたい、そのように考えているところでございます。

また、平成27年度は、新たな課題も出てまいったわけであります。

それは、国が旗振りを行っております地方創生ということでございます。平成27年度の予算は、私のまちづくり目標でありますとか、大空町の総合計画に沿って、予算編成がなされてきたわけでありますけれども、この新しい課題、地方創生にも取り組んでいかなければならない、そういった予算になってあろうかと思えます。

今までどちらかといいますと、私どもは今この町に住んでいらっしゃる地域の皆さん方の幸せを考えて、そういった方々が住んで良かったなあと思えるような、そんなまちづくりを進めるべきではないか、そのことに力点を置いて進めてきたように思います。

しかし、それだけでは人口減社会を乗り切っていくわけにはいかないと、そんなことから、新しい発想の中での地方創生ということではないかと思っております。新しいこの地域に息吹を入れるためには、雇用の問題、産業の振興、また住宅問題など、さまざまなものに挑戦をしていかなければならないものと思っております。

大変難しい課題であることは、十分承知をしておりますけれども、ここに住んでいらっしゃる皆さん方の幸せ、さらにはこの町に住んでみたいと思われるような、そんなまちづくりに挑戦する気概を持って取り組んでまいりたいと、そのように考えております。

また、3点目といたしまして、この議会の中では10年事業などに絡めながら、私どもの組織やその体制、職員のあり方というところに対しても、激励をいただいたり、御心配をいただいたものと思っております。

職員を育てていく、そして町民の皆さん方の負託に応えるということは、非常に大切な課題であると同時に、その難しさも実感をしているところでございます。しかしながら、そのことが、人づくりの原点に掛ってくるものと、そのように思っております。

町政執行方針の中でも触れさせていただきましたけれども、育てるという言葉を一いつまちづくりの基本に据えながら、取り組んでまいりたいと思っております。

今後とも御指導賜りますようお願いを申し上げます。

以上、定例会にあたって私の受けとめました感想といたしましょうか、志の一部になりますけれども、お伝えを申し上げ、御礼に代えさせていただきたいと思っております。大変ありがとうございました。

**◇議 長** これで平成27年第1回大空町議会定例会を閉会します。  
大変お疲れさまでした。

閉会 午前10時59分